

午前十時 零分 開会

○議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

初めに、おことわりをしておきます。クーラーが大分前から入れてありますが、今のところはいいのですが、一台まだ直っておりません。暑くなりましたら、どうぞ上着をとっていただいて結構ですので、よろしく願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第三号により行います。

日程第一により、一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○八番（吉富英三郎君） おはようございます。初めて一番ということで、何でも「一番」というのがつくのは、大変いいことであると思っております。この一番を引き当てていただきました五番、七番議員にまずお礼を申し上げましてから、一般質問に入りたいと思っております。

今回、別府市内の幹線道路の除草についてということで、まず一番目に項目を上げさせていただいておりますが、その前に、ぜひ市長の口からお答えいただきたいことがあるわけなのですけれども、これは大変重要なことだと自分では思っております。大分県における別府市観光の地位といたしますか立場といたしますか、そういうものを市長としてはどのようにお考えであるか。ここをまずぜひ市長にお答えをいただきたい、このように思っております。

○市長（浜田 博君） 大分県観光の拠点は、別府観光だと考えております。別府が元気にならなければ、大分県が元気にならない。そういう県の方も認識をいただいておりますし、大分県観光の拠点は別府であるというふうに県の方からも認識をいただきました。そういう意味で、牽引車として先頭に立って別府観光再生のために頑張りたいと思っております。

○八番（吉富英三郎君） ありがとうございます。

それでは、まず幹線道路の除草についてお伺いしたいと思います。

まず、幹線道路の説明の中で、当然別府市内には国道、県道そして市道と走っているわけなのですけれども、幹線道路ということですから、片側二車線の道で結構ですので、その説明を、どの道が国道で、どの道が県道か、どの道が市道とわかりやすく、通称名を入れてでも結構ですから、そこから教えてください。

○土木課長（金澤 晋君） お答えいたします。

まず、市内の幹線道路と言われますが、国道におきましては、海岸線を通っております国道十号線、それから以前「やまなみハイウェイ」と言われておりました九州横断道路、これが国道五百号となっております。それから、県道といたしましては、別府停車場線、別府の駅前の通りでございますが、駅前から国道十号線に至る道路でございます。それと、あと別府庄内線、これは通称流川通りと言われております。これを含めまして六路線あり

ます。それから別府市道といたしましては、いわゆる一級市道と言われておりますのが、我々、市道の幹線道路ととらえておりまして、それは山田関の江線、山田関の江線は、別府公民館前の通りでございますが、それと富士見通り、この前の富士見通りでございます。富士見通りを含めまして二十二路線でございます。別府市内には認定道路、市の管理道路として二千三百九十二本ありまして、総延長が六百二十八キロもございます。これの維持管理を土木課がやっております。それで、その維持管理がなかなか手が届かないところがありますが、今後十分管理に気をつけてやっていきたいと考えておるところでございます。

○八番（吉富英三郎君） すみません。それでは、項目に「除草」という言葉がついておりますので、このことについてちょっとお伺いをしますけれども、まず、この除草に対する予算があるのかということ、そして、その時期、年何回ぐらいするかということですね。そして、どのような除草の仕方がということをお伺いします。

○土木課長（金澤 晋君） お答えいたします。

まず、市道の維持管理につきましてでございますが、春及び夏にかけて年二回程度除草作業を行っております。これは、業者に委託してやっておるわけでございますが、土木課には維持班というのがございます。約七名おりますが、これがポケット舗装とか、そういうので舗装をやっておりますが、パトロールを兼ねまして掃除それから除草、気がついたところの除草、そういうのも一生懸命やっておるところでございます。

そして、先ほど議員さんの御質問の中の費用でございますが、維持費といたしまして一千万円、これは平成十四年度の決算の状況でございますが、あります。その中で除草につきましては五百万円程度使っております。あとのものにつきましては、木の剪定とか側溝の泥上げとか、いろいろなもろもろの維持補修費に使用しているところでございます。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

街路樹の植樹帯、それから植樹松の維持管理につきましては、公園緑地課の方で行っております。先ほど土木課長が申し上げましたように、二十二路線ございますが、年間で業者さんの方に委託しております。草取りにつきましては、大体花木内の草取りが年三回、それから草刈りにおきましては年四回行っております。費用につきましては、約七百三十万円でございます。

○八番（吉富英三郎君） すみません。なぜ私が、今回この除草の問題を取り上げたかといいますと、実は七月二十六日の土曜日だったと思うのですけれども、ちょうど私の財布の中にお金がないものですから、富士見通りの地方銀行にお金をおろしに行ったわけなのです。そうしたら、明らかに観光客の年配の御夫婦だったのですけれども、俗に言う山田関の江線ですね、あそこを走っていたときに、今、車は大体皆ほとんどナビがついているものですから、銀行もそういうナビを見ればすぐ出るようになっているわけです。途中

- - 話をちょっと聞いたのですけれども - - 境川から北の方に走っていくときの最初の信

号機で、要するに右側にJ Aがあるわけですがけれども、その右側の信号機のところでUターンをして富士見通りに出てその地方銀行に行こうとしたらしいのですけれども、二メートル以上の草がずっと立っていて、結局、右折して向こうから、要するに北から南に走ってくる車がよく見えない、大変危ない思いをしたというようなことを、いわばかんかんになって怒って話していたわけなのですよ。

私たちは、地元にいる関係でずうっとその風景を見ているから、もう当たり前になっているのですね。要するにいわば汚いということが。そういうことが、観光地というこの別府市の中で、私が一番問題にするのは、先ほど、春と夏年二回ほど除草作業をするということですがけれども、それから先、私は毎日朝用事があって十号線を通って、富士見通りを上がって、山田関の江線を自宅の方に、私は石垣の方に帰るのですけれども、ほとんど三百六十五日、この七年間、家の事情で毎日そこを朝七時過ぎに通っている。そこでずうっと見ていて、初めて観光客の方から言われた言葉で、ああ本当に汚れているな、汚いな、危ないなということを感じたわけなのです。

いつ、では除草作業をするのかなと思っておりましたら、確か七月三十日、境川のたもとから九州横断道路にかけては、七月三十日から除草作業を始めております。私は、同じ予算を使うのなら、せめて夏休みに入る前、どうせ同じ予算を使って業者に頼んで除草作業をするのであれば、同じお金を使うのであれば、観光客が一番多く入ってくる時期をねらって、そのときにやはりするべきではないかと思うのですね。くしくも今回、この一般質問にこの除草作業の話を出しましたら、その山田関の江線、何かおとといくらいからまた、ちょうど四十センチぐらい伸びたところをきれいに刈っておりました、本当に。だから、夏休みが終わって刈るよりは、観光課なり、または観光協会に聞けば、いつの時期が一番お客様が別府に入り込むかというのはわかるわけですから、そういうときをねらってやはり除草作業等はするべきではないかな、そういうふうに思うわけなのです。でないと、せっかく同じお金を使うにしても、もったいないと思うわけです。ぜひ今後、そういうことをいろいろ考えていけば、いろいろとむだ……むだではないのですし、必要なことではありますけれども、そういう部分でぜひ有効な予算の使い方。市の職員の方々は、一生懸命よく働いているのでよくわかります。だけれども、すればいいではないかというのではなくて、やはりその時期に常に見るのが必要である、このように思うわけなのです。ですから、このことについてももし何かありましたら。

○土木課長（金澤 晋君） お答えいたします。

議員さんおっしゃいますように、市民の方や観光客にとりましては、町並みが美しく感じるというのが、観光地の重大な要素と考えております。町並みや道路をきれいにすることが大きな要因であると思っておりますし、道路を美しくすることが、観光客の増大につながるものというような観点も、私は感じておるところでございます。時期につきまして

は、春と夏に今やっておりますが、春と申しますと学校の入学式等がありますし、夏はお盆があります。その時期を見計らってやっておったのでございますが、今後、その除草作業の時期につきましては、再度検討させていただきまして、効率的な除草作業をやりたいと考えているところでございます。

○八番（吉富英三郎君）　そうですね。やはり本当に見て汚いというときにするのが必要ではありますけれども、観光地ですから、やはりそのところを一番に考えるのも必要であろう、そのように思っております。当然県道、国道についても、予算は県の予算であり、国の予算であるかもしれません。しかし私が冒頭、市長にお伺いしたように、大分県の観光は、別府が要するにメインになるわけです。湯布院に行くにしてもどこに行くにしても、やはり別府を素通りするかもしれないけれども、別府の道は通って行くわけなのです。そのときに、ああ、湯布院はきれいだな、別府は通ったけれども草ぼうぼうで汚いではないかと言われるようでは、大分県を代表する観光地であるというふうに言っている、それはしょせん口先だけではないかと。ぜひ県に対しても、要するに別府市内であれば新別府にある県土木でしょう。国に関しては、やはり道路の維持管理の部分があります。別府市の予算ではないけれども、別府に走っている道ですから、ぜひ市長が先頭に立ってでも、頭を下げれば済むことですよ、お金を使うことではありません。そういうときをねらって除草作業なり道路の清掃をお願いしていくということを、ぜひこれから先もしていただきたい、このように思っております。そのことについて市長、もし何かありましたら……、では、部長で結構です。

○建設部長（亀岡丈人君）　お答えいたします。

先ほど土木課長が答弁いたしましたように、除草を時期的にやるべきということで――私も土木課長をしておる時期がありました――当然そのことについては、ものすごく苦慮しているわけでございます。私どもも、こういうことを言うとまたおしかりを受けるかわかりませんが、限られた予算の中でやっている。自治会の中では、道路をきれいにさせていただく自治会もあるわけでございます。今後は、地域住民の方も一緒になりまして、当然行政がする仕事ではございますが、地域住民の方とも一緒になりまして、適宜にやっていきたい。また、国道、県道につきましても、特に横断道路等を私どもが見たときに、やっぱり草がかなり中央分離帯にあるという時期がございます。これも国土交通省、大分の維持事務所、また県の別府土木事務所等に早急に申し入れて、時期等の協議をいたしたいと思っております。

○八番（吉富英三郎君）　ぜひ、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは次に、第二項目目の北浜温泉・テルマス。ちょっと長いので、これから先「テルマス」と言わせていただきますけれども、レジオネラ菌の対策についてのその後ということで質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、もう一度基本的なところか

ら、このレジオネラ菌、どういうことで起こるのかというところを、説明の方をお願いします。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

レジオネラ菌というのは、自然界の土壌や川、湖などに生息する菌でございますが、大体ぬるい水を好む。生物膜を張って、その中にすみ込むという形のものでございます。温泉を利用する場合、六十度以上であれば、当然それは死滅するわけでございますけれども、やっぱり長くおけば冷えてきます。配管内にもそういうふうな状態が出てくる可能性がありますので、掃除が行き届かない場合にはそういう菌の繁殖が進むという状態になるうかと思われま。

○八番（吉富英三郎君） 大体、宮崎の方でこの死者が出て、ずっとこの一年間いろいろと言われてきたわけなのですけれども、本来別府の温泉、湯量が豊富な別府市の温泉に関しては、言い方は悪いのですけれども、循環式ではない、「垂れ流し」という言い方は悪いのかもしれないのですけれども、もうそのままずっと流しっ放しの温泉においては、では、この心配があるのかないのか。そこをひとつお願いします。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

市内に今十七カ所市営温泉がございます。そのうち八カ所は、自家泉源を持っている温泉、残り九カ所につきましては、市が給湯して直営でやっている温泉でございますが、大半につきましては、テルマスと湯都ピアは若干循環がございますが、そのほかにつきましては、全部かけ流しで、源泉から直接給湯しているという状態でございます。

○八番（吉富英三郎君） かけ流しであれば問題はないというわけですね。ですから、やはりまだまだ別府温泉に対する、別府がその温泉に対して説明不足というところがやっぱりあると思うのですよ。もっともっと、別府の温泉は、湯量が豊富だからかけ流しで、レジオネラ菌なんというのはないのだということは、もっと胸を張って声高らかに言うべきだと私は思っております。

その中で、テルマスのレジオネラ菌対策ということなのすけれども、これは私が聞いたところによりますと、循環式の部分は屋外の施設ということなのすけれども、それによろしいでしょうか。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

屋外の健康浴につきましては、使用湯量、水量含めまして三百トンという大量な湯水を使います関係で、その辺は循環を使用させていただいております。

○八番（吉富英三郎君） 新聞紙上等でたまに見かけるのですけれども、その大型の屋外温泉を使っているいろいろなイベントといいますか、健康的なことをしているということを伺っておりますが、どういうやつをしているのか、ちょっと教えてください。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

大分県の中央保健所の主催による別府の温泉を利用した運動教室、俗に言うスマート教室が、平成十三年、十四年、十五年に開催されております。これと並行しまして、別府八湯温泉泊覧会、通称オンパクと言われる組織なんですけれども、スマート教室と同じような形の分で温泉エクササイズが開催されております。これにつきましては、過去三年間で通算五回、大体年二回のペースで行われていることとなります。

○八番（吉富英三郎君） スマート教室ですかね、運動教室等大変評判がいいというようなお話は伺っておりますが、当然レジオネラ菌の対策をした中での話と思うのですけれども、ではこの大型プールに対しては、どのような対策を行っているのか、そこを教えてください。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

去年の七月、日向市でレジオネラ菌の問題が発生しました。それに伴いまして、大分県公衆浴場施行条例が改正されました。十五年四月から施行されたわけですが、それを受けまして、別府市有温泉施設等の設置及び管理に関する条例施行規則を改正し、それまで月一回の清掃で運営していました北浜温泉につきまして、毎週一回休業させていただき、完全に換水し、清掃間隔を短くして清掃して、衛生管理を十二分にとり行うように努めております。

○八番（吉富英三郎君） 週一回の完全清掃ということですが、それだけでいいのでしょうか。ほかに例えば、聞くところによるとフィルターがどうのこうのとか、いろいろな薬剤を投与とか、そういうことはしなくてもいいのでしょうか。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

完全換水をする時点におきまして、エアキャッチャー、循環機系統の逆洗浄等あわせてやっております。

浴槽水の消毒でございますけれども、これにつきましては、塩素系の薬剤の自動注入器を昨年設置しまして、逐次塩素系薬剤を注入し、衛生管理に気をつけている状態でございます。

○八番（吉富英三郎君） フィルター、要するにエアキャッチャーで浮遊物等を取って、循環の温泉といいますか、お湯に関しては塩素系の薬剤を入れて、要するにお湯を消毒して使っているということでもいいわけですね。

私も大学的时候東京にいて、夏休みにこっちに帰ってきたときに、青山プールでプールの監視員を大学生のときにしたことがあります。時間が決められておりまして、一日三回ぐらい、こんな丸い玉を、一日量が決まっております、それをぼんぼんプールの中に放り込んで、そして二、三時間ごとにプールの水をすくって濃度を調べるとか、そういうことをした経験もあるのでございますけれども、この塩素系の薬剤、確かに中央保健所等と、また法律等でいろいろ言われてやっているのでございましょうけれども、実は大変肌にも悪いし、髪の毛

もばさばさ、髪の毛にも悪いのですよ、本当のこと言って。

先ほど、何ですか、スマート教室。大変評判がよくて、血圧が下がったとか体重が下がったとか、血糖値が下がったとかというような話はあるのですけれども、この塩素系の関係で、せっかく健康、スマート運動に行っているのだけれども、肌とかが悪くなるとか、髪の毛がばさばさしてどうしようもないのだというような声も実は出ているのです。せっかくあれなので、この日本の技術力という中で、海水を真水にかえるだけの技術を持っているこの日本ですから、どこかここか探せば、三百トンのお湯をそういう塩素系の薬剤を使わなくてもきれいにできるようなポンプなりそういうものというのは、やはりどこか企業が持っているのではないかと私は思っているのですね。ですから、そういうものを今後、これは少しお金がかかることでしょうから、余りにも高い金額であれば別ですけれども、できればそういうことを調べて、そして、これぐらいの金額だったらつけた方がいいなというようなことをぜひ考えていただきたい。せっかく健康教室等でいわば市民も喜んで使っているそういう温水プールなわけですから、できれば健康のためにも「こういうふうなことをしていますよ」という方が、私は、別府温泉を売るのは、また一つの広告になるのではないかと考えておりますので、ぜひ。そういうものがあるかどうか、私はあると思っているので、調べて、そういうことを今後検討の一つに入れていただきたい、このように思っているわけなのです。それができれば、今度例えばそれがあから、では、菌が消滅したかしないかとかいうことを保健所等がまた何か言うてくるでしょうけれども、しかし、それをつけて本当はないのだということが証明できれば、私は、強く行政の方から反対に保健所の方に言うべきだと思うのです。それぐらいのことをやはりすることが、私は、行政にいる吏員の皆さん方が、一生懸命市民のことを思って平素から働いているわけですから、そこまでしていただきたい、そういうふうに思うわけなのですけれども、そういう考えがあるかないか、ちょっとひとつ。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

議員の申されるとおり、塩素系薬剤以外にいろいろと方法があるということはお聞きしております。ただ、実際問題として、県の公衆浴場施行条例に規定しております塩素系薬剤が、今のところ、ほかの分に比べたときに一番いいというふうに感じる分で、県もこういうふうな形の分で条例決めているということもお聞きしておりますので、その辺につきましては、また今後、一番何がいいかということに向かって勉強を進めていきたいと思えます。よろしく願います。

○八番（吉富英三郎君） ぜひですね。私は、要するにこの別府からそういうものを変えていくという気概が欲しいということなのです。県が決めているからそのとおりすればいいというのでは、やはりもう今の時代はだめだと思います。ぜひそういうことで、また調べてみてください。よろしく願います。

では、次に行きます。外国人と医療費の補てん制度についてということで質問を出させていただいております。

これね、どこが担当課かとかいうのがなかなかわからないので、執行部の方々も答えるのに大変困るかと思うのですけれども、先般、第二回の六月定例議会のときに、市長は提案理由の説明の中に、ざっと読ませていただきますと、四ページの中にあるのですけれども、「大分県中央保健所、医療機関、観光関係団体、大学関係の皆様のご出席をいただき」 - - これは新型肺炎SARSの件ですね - - 「SARSに対する緊急対策会議を開催いたしました。本市は、多くの外国人観光客が訪れており、感染者が発生した場合の具体的な対応策などについて協議をいたしました。今後とも、市民や観光客の皆様の健康と安全、安心を守り、さらに外国人観光客の誘致に支障を生ずることのないよう、このような問題に対して迅速かつ的確に対応してまいります」、市長は、六月のときにこういうふうに言っております。大変いいことだなと思っております。

A P Uが、別府市百年の大計ということで、あの十文字の地に誘致され、そして現在、数千名の留学生が勉強しております。しかも、これは定かではないのですけれども、あるところから聞いたところによると、日本でも本当、五本の指に入る、人口比率でいうと外国人の多いまちになっているということをお聞きしております。

そういう中で、実は平成十一年の四月十六日からの話なのですけれども、A P Uの学生の家族が、当然日本に、別府に観光でお嬢さん、そのA P Uの学生さんは女性の方だったので、お嬢さんを見るのと - - 会うのと - - それと観光を兼ねて別府に来られた。そして、実は心臓疾患で、心筋梗塞で倒れて、ある病院に入院したわけなのです。そのときにかかった費用が百七十二万五千幾らというふうに、もう全部出ております、金額が。二週間ほど入院をされて、そして退院したわけなのですけれども、そのときの百七十二万五千円ぐらいのうちの、当人が払ったお金が二万円。そして、その後通院を十回ほどしているらしいのですけれども、そのときの通院の経費は窓口で払っているということらしいですね。だけれども、残りの百七十万ほどに関しては、もう一切、日本語で言えば踏み倒しといいますか、というような形で本国に帰られた。お嬢さんが、日本の大学に来ているのだから、お嬢さんに所在地を確認とればいいのかというような話をしてみたのですけれども、ところが、お嬢さんいわく、父は、中国とかいろんなところに仕事の関係で出るから、所在がつかめないのだということになって、結局、これは平成十一年の話だったそうですけれども、損金勘定で上げて処理するしかなかったということらしいのです。外国人留学生が、たくさん別府のこの地に来て、そして勉強し、本国に帰る。当然その間、我が子がどういうところで勉強しているのかなというのを見たいというのは、やっぱり親の気持ちであろうと思います。そういう外国からのお客様も含めて、観光地としての別府をこれから先もまた中国や韓国、また東南アジアの方に宣伝を大きくしていくということ

になれば、当然またそういう医療的なことも将来的にはやはり起こってくるのではないかな、このように考えるわけなのですね。

そこで、外国人等に補てん制度をとというふうな形で出させてもらいましたけれども、では、課長にお伺いしますけれども、日本全国で県・市単位でこういう外国人に対して補てん制度みたいなのが、どこかしているところがあるのかどうか、それからちょっとお伺いします。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

県の方に照会いたしましたけれども、県ではちょっと把握してないということで、ちなみに大分県では、ございません。ちょっとインターネットで調べたのですけれども、東京都や群馬県、さらに埼玉県では本庄市、北本市、美里町、吉川市、それから兵庫県では芦屋市、龍野市、相生市などが、外国人未払い医療費対策事業補助金として交付しているようでございます。

○八番（吉富英三郎君） 調べれば、やはりそういうふうにとどこかの県なり市なりでは、そういう問題が過去にあったからできていたのだというふうに理解をするわけなのです。当別府市においても、今後とも大学がある限り、留学生ですから、やはりその親も来るでしょうし、またその親戚の子も来るでしょうし、また、将来もしかしたらうちの子をそこにやりたいからといって、先に見学に来る親もいるかもしれません。また、観光客もいるでしょう。ですから、そうなったときに私が一番心配するのは、外国人未払い、要するに保険がないから全額実費であると。それはもう本当は当たり前のことですし、日本人が海外に行くときには、大体海外用の保険が最初からセットにされているというような形で海外に行きますので、向こうで病気になったときでも、それから保険を出して、相手国等の医療機関に対しては余り迷惑をかけないというふうになっていると思うのですけれども、それがすべて、では日本に来る外国人が、そういうふう日本人と同じようなことをしているかということ、やはりまたそうではないだろうということをお考えますと、やはりこれから先、別府市が進むべき道として、外国人のお客様を温かく、たくさん迎え入れようというのであれば、これから先もこういうことが起こり得る可能性が大変多くなるのではないかというふうに思うわけです。では、これが外国人だけかということ、本来、実は日本人にもこの未払いといいますか、未収というものが大変多いわけなのですね。

この問題を言っていると、あとは大変なことになりますので余り言いませんけれども、実際いろいろと調べさせていただいたところによると、別府市の大きな病院と言われるところを合わせると、現在未収はやはり五億以上は優にある、日本人が相手ですよ。優に五億以上はあるということ。では、その人たちの生活はどうかということ、やはり大変厳しい生活をしている。ただし、町医者はそういうのを知っているから、もう診ないのだと。だから、大きい病院にそのまま担ぎ込まれて、そこで治療を受けている。でも、結局それは

未払いになって、病院側が損金勘定で上げているというようなのが実態らしいのですけれども、外国人に対してでもいろいろとそういう部分での医療関係で、今大変、病院関係は苦慮しているのが実態であるということを考えますと、外国人の方が来ても、自費で払わなければいけないから、もうまず診ないのだというようなことが仮に起きてくると、もし、万が一その外国人が、その国の要人であり、そしてお忍びで来ていた。だけれども、別府の医療は全然取り合わずにたらい回しされたとかいうことに仮にでもなれば、別府の観光地としての名がすたるではないかというところまで、別府市が国際観光都市という名前を冠として持つからには、やはり将来的なことも考えて何か対策を今後練っていかねばならないのではないかと、このように考えているわけなのです。このことについて、もし何か考え等がありましたら、お話をちょっと聞きたいのですけれども。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

医療機関では、医師法第十九条の診療に応ずる義務により、患者を選択できないことから、支払い段階でこのような結果になっているものと思われまます。

私も、ある医療機関に尋ねましたところ、確かにこのようなケースは多く発生しており、また、ほとんどが日本人で、警察には被害届を出してなく、未収金として取り扱っているとのことでした。

先ほどもちょっと補助金の実施している市町村を述べたのですけれども、その中に漏れがございました。この補助金の要綱の中では、その当該市に居住を要する外国人でということになっていきますので、観光で来られた場合なんかには、ちょっと該当しないのではないかなと思います。

○八番（吉富英三郎君） そうですね。大体要するに外国人登録をして、住民ということではないのですけれども、なっって一年たったとかいうような人に対しての補てんとか補助ということであるということは伺っております。しかし、そうだからといってこれから先、では医療法の十九条診療に応ずる義務等ということだけで別府市が、では、それを医者だけに押しつけて逃げていいのかという問題が、やっぱり出てくるわけですよ。だから、そういうところは、やはり何かよく考えていかねばいけないのではないかなと私は思っております。大変難しい問題ですし、国を相手にするような話にもなりますし、そういうことを考えると、先は確かにイバラの道かもしれませんが、別府が観光地として、また外国人のお客様をたくさん誘致したいのだということを考えるならば、やはり今後とも何かの対策をするなり、何かやはり考えていくことを一生懸命しなければいけないのではないかと。また、それが一つの売りにもなるということです。

そういうことを今回いろいろ申し上げましたが、大変難しい問題を含んでいることと思っております。しかしながら、やはり大分県を代表する観光地であるということには間違いのないわけですから、今後とも観光客、これは外国人、日本人を差別するわけでも全くありませ

ん。すべてのお客様が、別府に安心して泊まれるような、そしてきれいなまちだと言われるような、そういうまちづくりを今後とも市長を先頭にぜひやっていっていただきたい、このことをお願いして、質問を終わります。

○七番（猿渡久子君） まず、国民健康保険税の引き下げの問題から質問に入りたいと思います。

私たち共産党としまして、昨年十二月から市民の皆さんにアンケートをお願いしました。これは三万枚余りを皆さんのお宅のポストにお配りをして、返信用の封筒をつけて返信していただいた方が五百名以上いらっしゃったのですけれども、四月までの間に五百三十名ほどでしたか、返信していただいて、いろいろな御意見をいただきました。

私は、ぜひ別府市としてもこのような市民の皆さんの声を聞く市政アンケートを行うべきではないかなと思っていますけれども、そのアンケートの中で一番要求が高かった、声が多かったのが、「国保税が高過ぎる、安くしてもらいたい」という声が、七一%の方から寄せられています。ここにそのアンケートのコピーも少し持ってきたのですけれども、私がとてもショックだったのが、いろんな設問があるのですけれども、最初の設問に、「別府市は住みやすいところですか」という設問をしているのですね。その中に、「とても住みやすい」、「まあまあ住みやすい」、「住みにくい」、「引っ越したい」という回答四つと御意見を書いていただくところのスペースをつくっていたのですけれども、ある五十代の男性の方、「勤め人」というところに丸がありました、「引っ越ししたい」というところに丸をして、その隣の御意見のところ、「国保税が高い」というふうに書いていらっしゃる方もいましたし、また別の六十代男性、年金生活の方は、「別府は、大分で一番高いそうですが、本当ですか。私も、毎月の保険税が高くて払えません。（毎月少しずつ払っています）国民年金も払えません。二つ合わせると毎月五、六万の出費になります。とても払える状態ではありません」。また、五十代の女性の方、「毎月六万六千円払っております。とても生活が苦しいです」。四十代男性、自営の方、「最低所得なのに、年間六十万円近く払うのはきつい。なぜこのような金額なのか教えてほしい」とか、さまざまな声が寄せられました。

私がお聞きをしたある方も、二、三年前に借金を払うために家を売らないといけない状態になって家を売ったのですけれども、収入があるということで、翌年の国保税が最高額にがくんと上がったわけですね。しかし、その売った家のお金というのは、全部借金に払ってしまったので、恩給で生活をしていただけけれども、国保税が最高額で高くなったので、今度は国保税が高過ぎて払えないという状態になって、一時期短期保険証として一カ月とか三カ月とかというふうに切って、本来一年ですけれども、滞納している人には短期保険証を発行するというふうになっていて、その短期保険証になった時期があったのです。保険証に「短」という判こを押されて、非常に情けない思いをしたと、

病院に行くのも行きづらい。「短」と判こを押した保険証を出すのも恥ずかしいし、市の方に相談をして、毎月分納で納めるようにしてもらって、もう今は短期保険証ではないのすけれども、毎月少しずつ納めているというふうな方の声もお聞きをしました。

そういう状況がある中で、市民の方は、今不況で本当に苦しい生活の中で七割軽減とか、そういう軽減措置もあるのですけれども、苦勞して保険税を納めている。その中で別府市の保険財政がどうなっているかということ、この四年、連続黒字が出ていますね。これ、三月議会の議事録が手元にありますけれども、三月議会の平野団長の質問に対して課長が答弁している中に、十一年度の決算で二億七千五百万の剰余金、十二年度では四億八千八百万、十三年度では二億九千万余り剰余金が出ている。十四年度では一億四千五百万。これを加えて五億二千七百万以上の基金があるわけですね。十四年度は、これに繰越金を足すと一億七千五百万という剰余金が出ている。この四年間、毎年毎年このような黒字が出て、四年間の平均を計算してみると三億七百三十一万、三億を超える平均で黒字が出ています。こういう状況の中で、やはり国保税を安くしてほしいという切実な思いが、市民の皆さんの中にあります。別府は、県下で一番滞納率が高いですよね。滞納率が高いということは、国から来る調整交付金が、滞納率が高いと少なくなるということもありますので、市民の皆さんが払えるような、もう少し安い国保税に引き下げるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○保険年金課長（藤原洋行君） お答えいたします。

まず、議員御指摘の国民健康保険税の引き下げができないかということでございますが、国保事業の長期安定化ということの面から考えますと、現在、黒字には転換いたしておりますが、その黒字が果たしてこれが長期的につながるものかどうか。また、例を出して大変申しわけないのですが、例えばインフルエンザが流行したときには、医療費給付等が一億円以上も上がったり、また最近SARSの問題等がございまして、市民の健康を脅かす病気等の予測が非常に難しくなっております。そういった中で、長期的に国保財政の安定化を図るためにも、現在、黒字には転換いたしておりますが、経営状態は、国の交付金等に依存している体質もございまして。そういった面から考えましても、引き下げについて十分私どもも考えていかなければ悪い部分がございますが、内部で一度検討しまして、国保税のあり方、また国保財政、長期的な観点から見まして - - 中・長期的な観点ですね - - また市内部、特に財政当局とも交付金のカット、そういった部分があっても、かえってまた国保加入者の方に御迷惑をおかけする部分がございますので、あらゆる面から検討しまして、今後、検討作業を進めてまいりたい。また、県とも相談する中でもいろんな御意見をいただきながら、また、国保運営協議会という機関もございまして、その中でも御意見をいただきながら考えさせていただきたいと思っております。

○七番（猿渡久子君） 私は、十三年度の国保の介護分の資料をいただいているのですけ

れども、第二号保険者として四十歳から六十五歳までの国保の方は、国保税に介護保険分が上乗せをされますね。それで最高額が、国保の分が五十三万、それに第二号保険者に当たる方が、それに七万の介護保険料を上乗せして最高六十万という額になるわけですが、十三年度の介護保険の分で黒字が出ているのですが、その額を答弁していただきたい。そして、十二年度、十四年度についても多分黒字が出ていると思うのですが、どの程度の黒字が出ているのか、わかれば答弁してください。

○保険年金課長（藤原洋行君）お答えいたします。

十三年度の資料は私の手元でございますが、まだ十四年、十二年については手元に資料がございませんので、十三年度だけ報告をさせていただきたいと思います。

歳入の部分につきましては、国保加入者の皆様方に御負担していただいている保険税の中に入っている部分でございますが、一億六千六百三十九万六千六百二十八円となっております。また、これに対しまして事務費負担金、療養給付費等負担金、普通調整交付金、あと保険基盤安定繰入金、そういったものを含めると、収入として四億一千九百七十六万七千三百七十二円となっております。また歳出の分ですが、これは社会保険支払い報酬基金の方にお支払いするわけですが、この部分につきましては、介護納付金が四億一千三百四十八万三千六百円、また介護保険事務に要する経費として五十一万二千六百六十六円、合計で四億一千三百九十九万六千二百六十六円となっております。この差が五百七十七万一千百六円となっております。

○七番（猿渡久子君） 要するに五百七十七万の黒字が出ているのですね、介護保険分です。ところが、この介護保険というのは、国から市町村に請求されている金額というのは、一人当たり二万九千八百十五円ですか、どこの市町村も同じ額で請求が来ているのですよね。ところが、ほかの市町村と比べて見たときに、別府の額が高いのですね。だから、これは保険者、市民の方からいただいて、そのまま国の方に出すわけですから、手続きとして国保と一緒に取るといった形をとっているだけですからね。これで黒字が出るというのはおかしいのですよね。ですから、少なくともこの分は引き下げをしないと、毎年黒字を出しているということは、毎年毎年もらい過ぎていると。一人にしてみれば、わずかな額かもしれませんが。五百七十七万を第二号保険者一万二千九百九十六人ということで資料をいただいていますので、これで割ると四百四十四円という額になりますけれども、これは黒字が出るのはおかしい。引き下げるべきだと思いますし、毎年国保の分も黒字を出して、これ以上基金をふやしていくことよりも、やはり市民の生活が本当に切実な中で、七割軽減もあってちゃんと軽減しているとは言っても、それでもなおかつ保険料を払うのが大変で納められないという方がたくさんいらっしゃるわけですから、引き下げを今後ぜひ検討していただきたいと思います。

さっき資格証明書の話をちょっとしましたけれども、二〇〇〇年四月から国の方が改悪

をして……さっきは短期保険証の例を出したのですけれども、資格証明書というものを保険税を滞納している人には発行するというふうなことも起こっています。この資格証明書というのは、一たん窓口で全額払わないといけない。後で七割戻ってくるという制度ですけれども、保険料が払えない人に医療費全額を払えるわけがないのですよね。七割戻ってくるけれども、それは全部保険料の滞納分に行ってしまうので、要するに国保証がなければ医者にかかれなないと。命綱ですから、そういう状況が全国あちこちでも起こっていますし、別府でも資格証を発行している人がいますね。その中には所在がつかめない、実際にそこに住んでいらっやらないという方もいるというふうには聞いていますけれども、こういう本当に切実な事態が問題になっていますので、国保税の引き下げ、ぜひ今後検討を重ねてお願いをしておきます。

では、次の問題です。

すみません、介護保険料の黒字分についても、十二年度、十四年度の分も早急に調べていただきたいし、その黒字分についてちょっと、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

○保険年金課長（藤原洋行君） 資料につきましては、お知らせするような形をとりたいと思いますが、若干こういった機会を与えていただきましたので、介護納付分につきましては現在概算払いということになっております。二年後に精算払いというような形になっておりますので、そういった点も御理解のほどをよろしくお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。資料につきましては、後ほどお届けしたいと思っております。

○七番（猿渡久子君） では、次の問題に行きます。

二番目に、商店街の駐車場の確保をとということで通告をしたのですけれども、これは、今度予算に上げていただいておりますので、もう一般質問での質問はやめておきます。

私たちも、商店街を回ったときに、特に駅前の商店街などで本当に切実な、「何とかしてもらいたい」と。「駐車場があったら」というふうな声をたくさん伺いまして、選挙の公約としても掲げて訴えてまいりました。大変な反響もありまして、その公約ということで今回、一般質問に上げたのですが、こういう形で予算化をされて大変ありがたく思っております。今後さらに状況を見ながら対象の商店街をふやすとか、枚数をふやすとかいうことも考えていただきたいなと思っております。

次の、三番目の黒塗りの公用車の問題についての質問に移ります。

今、別府市で職員が公務に使用している公用車の保有台数とその管理の方法、また、本庁関係の車両のうちで三役の方々などが使用している黒塗りの公用車は何台で、どのような運転手の配置になっているのか、どのような運転手さん、身分なのか、そのあたり教えてください。

○総務課長（山川浩平君） お答えを申し上げます。

ただいま御質問の公用車の保有台数と管理の方法ということで、これについてまず御説

明をさせていただきたいと思えます。

公用車の保有台数は、本庁で五十五台、清掃で五十六台、これについてはパッカー車三十五台が含まれております。それと消防で五十五台、その他で五十一台、計二百十七台を保有いたしております。そして、その管理の方法でございますけれども、本庁関係は、車両係で一括して集中管理、それと清掃、消防、その他については、それぞれの部署で維持管理をしていただいているという状況でございます。

それと、黒塗りの台数ということでございますけれども、黒塗りは、現在五台でございます。内訳としましては、市長車、議長車、助役車、そして予備が二台ということでございますけれども、この五台につきましては、市長車、議長車それから助役車は、一応固定の運転手を配置いたしております。そして、あと予備の二台につきましては、囑託の職員が四名おりますけれども、その職員で随時、イレギュラーになりますけれども、必要が生じたときに対応していくと。この囑託の職員につきましては、集中管理車の維持管理であったりとか、マイクロバス、ワゴン車がございまして、そういうものの必要が出てくれば、そういうものもあわせてローテーションの中で運行していく、そういう現状になっております。

○七番（猿渡久子君） 予備の車が二台黒塗り車にあるということでしたけれども、黒塗りの車の運行状況実績ですね、どのくらいの稼働率なのか、わかる範囲で教えていただきたいのと、あと、県下十一市の状況、黒塗りの車の保有の状況をあわせて教えてください。

○総務課長（山川浩平君） お答えを申し上げます。

公用車の運行状況の実績でございますけれども、これについては、十四年度で実績が出ておりますので、これで御報告をさせていただきますけれども、市長車、議長車、助役車については、一応昨年は平均六百回という運行の実績が出ております。そして、予備車については年間 - - これは年間でございますけれども - - 約七十回という状況になっております。

それと、あと他市の状況でございますけれども、一応調べた範囲では、大分市が十台、別府は、ただいま御説明しましたように五台ございます。それと佐伯、津久見、宇佐が三台、それと竹田、中津、豊後高田が二台、日田、臼杵が各一台という状況になっております。

○七番（猿渡久子君） 予備車二台は、どういうときに使うのでしょうか、年間七十回ということでしたけれども。

○総務課長（山川浩平君） お答えいたします。

予備車につきましては、現在、細かく申し上げますと、収入役さん、教育長さん等々が公務で必要な場合は一台は使わせていただいております。そして、一台は、例えば大きな行事があったりお客さんが見えたときに、随時必要になればその都度それを使用させてい

ただいておりますので、そのときは固定の運転手を配置しておりませんので、囑託員の中からローテーションを組んで運行をしていただくという状況になっております。

○七番（猿渡久子君） 私、日田市の方に問い合わせしてみました。黒塗り車一台ということだったのですけれども、問い合わせで見ますと、市長車が、白の車があるそうなのですけれども、それと議長車が黒ですね。その市長車、議長車についても専属の運転手さんはいなくて、担当課の職員が運転するということでした。助役車はない。空いている普通の公用車を使用していると。お客さんが見えた場合などは、その他の公用車やタクシーを使用するということでしたけれども、特にこの予備車について、やはりこういう時代ですから、コスト削減ということを考えたときには、タクシーとか普通の公用車を使用するというので、今後検討していくべきではないかなと思います。

秋田県の湯沢市、ここは、共産党員の市長さんができたのですけれども、その共産党員の鈴木市長さんが、当選直後の六月の議会で - - 昨年ですかね - - 介護保険の在宅サービスの利用料の半額の助成、それと国保税の引き下げを実現しているのですけれども、その財源をどこから持ってきたのかということですが、介護保険の減免の財源は、市長給料の三割減、市長交際費の半減、市長公用車の廃止で賄えたと、こういうことをやっているところもありますので、今後、ぜひ順次そういうタクシーや一般の公用車を使用するという方向では考えてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（山川浩平君） お答えを申し上げます。

ただいま湯沢市のお話がありましたので、ちょっとつけ加えて御説明させていただきたいのですが、黒塗り公用車の必要性ということで、これはホームページをちょっとのぞかせていただきましたら、国会の答弁の中でもこの必要性を説いております。しかも、総理大臣がそれに答えております。その必要性は何かということになりますと、まず三役さんの業務の多忙さ、それから不規則性、それと緊急性、これを、ではハイヤー、タクシーで賄えるのかと。それを一応公用車の必要な……廃止したときの不合理性ということで根拠に挙げております。それ、私はもう当然だと思えます。

それともう一つ、タクシー、ハイヤーにしたときに、そういう市行政の中心部におられる方が、万一何か事故があったときにどうするのか。この安全性の確保ができないではないかということも一つ挙がっておりました。そういうことで、私も当然そういうことも含めたときに、黒塗りは現時点ではもう絶対必要だろうと思っております。

それで、あと、予備車についてでございますけれども、予備車は、現在一台不要なのではないかなというふうな御質問だというふうに私はとらえたのですが、これについては、現在、耐用年数がまだ、九年ぐらいでまだありますので、あるものは、これを何とか有効に使わせていただきたいというのが、正直な気持ちでございますので、これ、耐用年数が来て、廃車をしなければならない状態に至ったときにはどうするかというのは、今御質

問がありました内容を含めて検討していきたいというふうに考えております。

○七番（猿渡久子君） もちろん安全性とか、公務の多忙さとかいろいろな問題がありますので、特に予備車について、今、課長が言われた方向でぜひ検討していただきたいなと思います。

では、次の問題に移ります。

保育・子育て支援について、その一番に、厚生労働省のモデル事業で充実をとということで通告をしております。

きのうの議案質疑でも少し述べましたけれども、私はこの四年間、繰り返し子育て支援に力を入れるべきということで、保育サービスの拡充の問題や児童館、子育て支援センターの拡充の問題などなど取り上げてきましたけれども、本当に前向きに熱心に頑張っていて、敬意を表させていただきたいと思います。せっかく今度予算に出ておりますように、全国的にも先進的な児童館を含めた複合施設ができるわけですし、子供家庭支援センター、ビューティフル・スマイルセンター、できたときにも全国で十カ所というのに、別府市が手を挙げて、先進的なものとしてできたという経緯もあります。児童虐待についても熱心に取り組んでおりますし、せっかく頑張ってこういう取り組みをしているので、きのう申し上げたように、子育て層が別府に住んでいただけということは、税収にも非常に効果があるというふうに思いますので、ぜひ、さらに子育て支援、充実をすべきだと思うのですが、これは新聞報道で拝見したのですが、厚生労働省が、日本で最も子育てしやすいまちを目指して、総合的に子育て支援策に取り組む自治体を国が指定して、資金面で後押しするモデル事業を二〇〇四年度に実施することを決めたというふうな報道があります。これは、まだ報道されたばかりで、具体的なところをつかんでいらっしゃるかどうかわかりませんが、ぜひ資金面でも国の方が後押しをしてもらえるということですので、これに手を挙げて、このモデル事業でさらに充実をするということをしていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

この厚生労働省の発表したモデル事業でございますが、全国五十市町村を指定ということで、八月十七日に発表されております。十八日の新聞で私どもも拝見をいたしまして、県にも問い合わせをさせていただきましたが、詳細については、まだ県の方も国から通知が来てないということでございます。新聞の報道等で見ますと、このモデル事業は、計画の作成費、また全国的に紹介するPR費を援助する、また国の補助金も優先的に配分するというふうでございます。今後、県とも十分その趣旨等を聞かせていただいて検討させていただきたいというふうに今考えております。

○七番（猿渡久子君） 新しい複合施設ができると、多分、全国いろいろなところから視察もたくさん見えると思うのですね。そういう面での経済効果というのも期待できると思

うのですけれども、やはりそういうときにもいろんな面で充実をしているよというふうになっていくといいなと思います。このモデル事業というのは、ある面、子育ての例えば学童保育とか、ある面では充実をしているけれども、全体的にバランスがとれて充実しているよという、カリスマ自治体を目指す。それで、牽引車役になってもらいたいというふうなことが報道でもありますが、ぜひ検討をお願いいたします。

次の、公的保育の充実をという問題に移ります。

今のところ別府市は、十九年度をめどに公立保育所を三園程度にするというふうな方向を持っているわけですが、私は、公立保育所はこの別府市に三園では少な過ぎると思っております。この「別府子育てガイドブック」、非常にわかりやすく、保護者の皆さん、見ていただいても利用しやすくつくられているなと思うのですけれども、ここに認可保育所マップというのが載っていますが、これを見たときにも、今のところ市として考えているのだろうと思われる保育所、三カ所ということになると、中心部には公立保育所がないとか、朝日地域にはなくなってしまうのかなとかいうふうなことが考えられるわけですが、やはりこの別府市に三カ所ということでは、今、家庭が、親が保育所を選ぶ時代と言いますけれども、今度、民間移管される保育所の移管の際の保護者説明会なんかに参加をさせていただいても、保護者の方からも、公立保育所の先生方はもう本当によくしてくれて、安心して預けられるのだけれどもという、不安の声も多々伺いました。公立保育所に預けたいという親が、自分の住んでいるところや職場の近くに保育所がないと大変ですから、公立保育所を選べないということにならざるを得ないという状況になっては困ると思うのです。やはり今保育所に通っている家庭に対しての子育て支援というのが、非常に重要になってきています。そういう中で、公立保育所のベテランの保育士さんたちの役割というのは非常に重要だと思っております。もちろん民間の保育所でも子育て支援が大事になってくるわけですが、本当は民間でも長く働き続けられる条件というのが充実していくべきだと思っております。今のところ、なかなか長く働き続けられるということが難しい状況の園が多いと思うのですね、まだまだ。そういう中で公立保育園の役割、非常に重要だと思いますので、三カ所まで減らしてしまうのではなくて、五カ所とか、今の八カ所でこれ以上減らさないとかいう方向でぜひ頑張っていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

公立保育所のスリム化ということで、私どもも現在計画を進めております。公立保育所の南部、北部、西部という、こういう保育所を配置する中で、これを児童館、支援センターを含めた拠点にするという方針を十三年の九月に市立保育所の再編計画ということで策定をいたしました。現在、それに向けて進めているところでございます。来年度から三園を民間に移管するという方針も決定をし、ほぼ移管先も決定しつつある現状でございます。

議員さんが言われました公立と民間の選択肢ということでございます。現在、各市におきまして、毎年五十カ所以上が民間委託もしくは民間移管をされているという現状もございます。別府市におきましても、保育であれば、公立、民間問わないという、私はそういう認識を持っております。公立保育所のこれまでの経緯は、いろんな経緯があって現在に至っているわけでありまして、現在、委託園を含め十一園の保育所、これの施設の現状、また職員の配置、こういう部分を見たときに、今後どうしていくのが一番いいのかということ、私自身、平成十二年に現在の担当部署に配属をされまして考えたところであります。現在、施設におきましても、三十年から四十年という施設でございます。施設の内容も、昔で言うプレハブづくりという中で預かる子供さん、そしてまたそこで働く職員の労働条件、こういう状態も非常に決して現在の生活に合ったものではないと思っております。そういう中でこれを今後進めていくためには、最終的に保育・子育て支援を含めてどういう形でしたらいいのかということでしたのが、この計画でございます。

現在、三園程度にするという計画で進めておりますし、こういう部分におきまして、昨年の三月議会におきまして条例の改正、十六年度からの条例改正分については御提案し、御承認もいただきました。現時点におきましては、計画どおり私どもも進めてまいりたいというふうに考えております。また職員におきましても、非常に子育て支援センター、児童館に配置をする中で一生懸命取り組んでおります。そういうことで役割を、違う行政としての役割を担ってまいりたいという、そういうことでございますので、ぜひまた議員さんも御協力を、お力添えをいただきたいというふうに考えております。

○七番（猿渡久子君） 今、児童虐待の問題などが、もう本当に深刻になってきて、公立保育所というのは、そこに来ている、通っている子供さんだけでなく、その地域の子育てに大いに貢献をする、責任を持つという役割があると思うのです。そういう面でも非常に大事だと思っておりますので、その三園にするというのは、まだ決まっているわけではありませんので、そのところをぜひ考えていただきたいなと思います。

病後児保育ですけれども、南立石に病後児保育が初めてできまして、私、いろんなお母さん方から声を聞きますと、母子家庭のお母さんが、せっかく仕事を見つけて通い始めても、子供さんが病気になって休まざるを得ない。そうになると何日か休むと、もうすぐに首を切られてしまう。また職を失って、また仕事を探さないといけない。その繰り返しというふうなことも多々伺うわけですね。では、そういう家庭の方が、病気の子供を連れてそのせっかくできた南立石まで行けるかということ、車がない家庭もたくさんありますので、なかなか難しい。ですから、さらに病後児保育、エンゼルプランにも目標が上がっていますけれども、早急にふやしていただきたい。特に私、南部に住んでいる方からもそのような声を伺いますので、ぜひお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

この病後児保育は、県の乳幼児健康一時支援預かり事業という形で、本年四月からスタートした事業でございます。現在一カ所で、今、議員さんが言われたとおり進めておりますが、利用状況を見てみますと、月平均四月以降約三十三名ということでございます。状況をまた見ながら、エンゼルプランにおきましては平成十七年度までにもう一カ所設置ということでございます。状況を見ながら位置的な部分、先ほど議員さんが言われた部分等も考慮しながら計画は進めてまいる予定でございます。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

公立保育所三カ所では少な過ぎるという質問でございますが、児童家庭課全般的に見てみますと、今、保育所だけの問題ではなくて、児童扶養手当、児童手当、それから保育所の中の特別事業というのがあります。ただ単に保育所が少なくなったということだけを見てもらうよりも、子育て全体的に見ていただきたい。保育所だけの問題で今まではありましたが、現在は、エンゼルプランにも出ております十四項目、十五項目という大きな項目が新しく入ってきております。そういう事業を市役所として取り上げていかなければならない。そういったときに、お金が何ぼあっても足りないということでございます。一つ例を挙げますと、児童扶養手当六億幾ら年間出ております。それは、今までは全部国の予算でした。それが、四分の三が国、四分の一、一億五千万は別府市が出しなさいということになってきました。一億五千万は非常に大きいんです。それから児童手当、それも三億二千何百万あります。それも二千何百万ずつ毎年ふえておるということでございます。それからまた、きのう、議員さんが質問されました特別保育事業で今までは補助金でやってあったのを、補助金が出ない、別府市でやりなさいという金額が六百六十万ですか、そういうふうに、今まで保育所だけではなくて、特別保育をやらないと悪いのにお金がない。そうしたときには、もう「背に腹はかえられない」という言葉がありますけれども、民間でできるところは民間にお願いしたい。補助率の余りよくないところは市でやりますから、民間にお願いしますということでやっておりますので、そのところを御理解、お願いしたいと思っております。

○七番（猿渡久子君） 国のそういうやり方は、もう本当におかしいと思っております。それについては、私たち共産党としても国会議員を通して、あるいはいろんな団体からも声を出していきたいと思っておりますし、今までも言っているわけですがけれども、それは市の方からも国の方に大いに声を出していくべきだと思っております。

次の問題に移ります。教育の問題ですけれども、まず、三十人学級の実現の問題ですね、三十人規模学級ですね。

これも何度も何度も四年前から質問してきましたけれども、六月の議会でも、来年度から小学校一年生と - - 私は - - 中学三年生も実施をすべきだということで質問をしたわけですが、その後、県との協議はどのようになっていますか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

現在、三十人規模学級の編制が、学校生活の入り口であります小学校一年生からでも実現できますように、県教育委員会と話し合いを継続しているところでございます。

○七番（猿渡久子君） 私たちも、本来は国が実施をすべきだと考えておりますし、国が実現をするまでは県が実施をすべきだと考えております。市単独で行うということについても、県の同意が必要ですので、ぜひ県への働きかけをさらに強めていただきたいと思います。

学校給食の問題ですけれども、まず一番目に、保護者の方からちょっと声をお聞きするのですけれども、子供たちの給食着ですね。給食当番をするときに付けるエプロンといいですか、スモックのような白い給食着を、別府の場合は、親が購入をして個人持ちで持っているわけですけれども、今は本当に生活が厳しい中で、学校で買わなければならない教材というのがたくさんありますね。「え、またお金が要るの」というふうにいるんな教材を購入する必要があるのですけれども、聞きますと、別府以外のところでは、給食着は学校が一括して何枚か用意をしていて、それを使うというふうになっているところもあるのに、何で別府は親が買わないといけないのかなという声も聞くのですね。そのこのところ、個人持ちでなくてもいいのではないかというふうにも思うのですが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（利光弘文君） では、お答えいたします。

ずっと以前は、学級に十着程度備えつけをしていたと私は記憶しております。それ以降、衛生上の問題から、その備えつけが廃止になったということも伺っております。現在、どういう形になっているか、私も今、十分把握しておりませんので、まず実態を調べさせていただきたいと思えます。

○七番（猿渡久子君） はい、お願いいたします。

では、議長の許可を得まして、三役の皆さんに回覧をして見ていただきたい写真がありますので、よろしいでしょうか。

○議長（清成宣明君） はい、どうぞ。

○七番（猿渡久子君） よろしくお願いいたします。（事務局、写真を市長に渡す）

私、この間、共同調理場や小学校などの給食づくり、あるいは夏休みの間の清掃など体験をさせていただきました。給食づくりを体験させてもらうには、調理場の中に入るには検便をしないとイケません、衛生上の問題で。その検便もちゃんとしまして、一学期の間に共同調理場、これは八時半から五時まで一日、本当に一緒に、新人のつもりで扱ってくださいということで体験させていただいて、小学校の方にも、これは私の都合で午前中しか行けなかったのですが、一緒に体験させてもらいました。そして夏休みには、学校と栄養士さんと調理員さんとが、力を合わせて夏休み料理教室というのを子供たちに行っていますけれども、それにも一緒に参加をさせていただいたりしました。

先日、八月二十八日、これは二学期が始まる前に、特にその調理場は忙しいわけですが、四十日間使わなかった給食の食器などをきれいに洗ったり、掃除をしたりというふうな作業がありますが、これも八時半から五時まで一緒に体験させていただきました。そのときの写真を見ていただきたいと思ってお配りをしたわけですが、私、体験をさせてもらって、本当に勉強になりました。調理場も野菜の皮をむいたりする部分と、洗った後の切ったりする部分とは、場所も分けられていますし、エプロンの色を違えて、人が出入りしないように分担をされていますし、その私が行った日はカツカレーだったので、カレーの中にヨーグルトやチャツネ、ワイン、ショウガとか入れまして、チャツネなんてのは、家庭でも余り私なんかは使ったことないのですけれども、いろんな香辛料も入れて、本当に衛生面にも最大限に気を遣って頑張っているらしい。一日一緒に働くと、もう本当にくたくたになってしまったのですが、親としても非常にありがたく思いました。

夏休みの清掃もパン箱が百十個、食缶が百十個、副食用のフライ缶が百十個、かごが百十個、それに食器やお皿やスプーンなどは四千食あるわけですから、四千個というふうにありますし、それにいろいろな調理台や流しや、学校まで出かけて行って牛乳を入れる保冷庫だとか、食器を保管する保管庫だとか、いろいろなところの中の部品まで外して洗ったりとか、天井の方に管が通っていますけれども、高い脚立に上がって男性の方が、その天井の方の配管の掃除もするなど、本当に大変な作業をしているなどということを実感させていただきましたけれども、今、学校給食も民営化ということが言われていますが、まず学校給食法の第一条と第二条について、説明をしていただきたいと思えます。

○学校教育課長（利光弘文君） それでは、お答えいたします。

学校給食法第一条は目的、第二条は目標でありまして、次のようになっております。第一条の目的は、「学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及・充実を図ることを目的とする」となっております。第二条の目標につきましては、「学校給食は、義務教育小学校における教育の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない」ということで四つ掲げられております。「一、日常生活における食事について正しい理解と望ましい習慣を養うこと。二、学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。三、食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。四、食料の生産・配分及び消費について正しい理解に導くこと」となっております。

○七番（猿渡久子君） 今、答えていただきました学校給食の目的・目標というのは、一つ一つ非常に深い意味を持っていると思えます。戦後の食料事情が厳しい時代に生まれた学校給食ですが、今、子供たちの食生活というのが、非常にコンビニ食に頼りがち

だったり、栄養のバランスが悪かったり、それが集中力やキレるという状況にもつながっているのではないかというふうなことも心配をされたりしているわけですが、そういう中で子供たちに安全でおいしい、バランスのとれた給食を食べてもらうということは、非常に大事になっていきますし、食育ということも重要視をされています。九州の農政局が白書を出して、その中で食の教育の意義を強調したとしているということも報道されていますけれども、学校給食の民営化というのは、非常に問題があると思います。これは、学校給食、委託されているある団体が提言をしているものがあるのですけれども、その中で言われているのが、献立のマニュアル化、材料費の大量購入、栄養士と調理師の関係の調整が本当に難しいという問題、陶器の食器はなるべくやめてもらいたい、手づくりはほどほどにというふうなことを、委託されている会社の側が言っているわけですが、いろんな面で、衛生面でも給食の質の低下の面でも問題があると思いますが、その点、教育長の考え、市長のお考えをお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

学校給食の今後の運営のあり方につきましては、平成十四年十二月に、学校給食運営検討委員会を立ち上げまして、これまでに五回の会議を開催し、協議・検討していただいております。本年度中にはその基本構想と実施計画の策定をしていただくようになっております。それで、食教育の充実ということを根底に据えながら、より効率的な学校給食の運営のあり方を目指していきたいと考えております。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

私は、十三年度に教育長を拝命したときに、この議会でも答弁いたしましたけれども、子供たちの食生活が非常に乱れてきておる、そういうことで各市内の小学校・中学校に、長期の休みを利用して特に自分たちでできる簡単な朝食ですかね、そういうようなつくり方をぜひ学校で指導してほしいということで、調理師さんだとか栄養士さん、そういう方々にも御協力をいただいて、十三年度から実施しております。その中で、今年度も三年目を迎えましたけれども、非常に多くの学校でそれを取り入れてやっているようでありますけれども、子供たちのそういう食生活の乱れということを考えてみますと、学校給食は大変大事なものというふうに私どもは認識いたしております。

別府市の学校給食をどのように運営していくかということにつきましては、今、課長が答えましたけれども、現在、学校給食運営検討委員会ということで協議しておりますし、そこから今度、建議を私どもは受けまして、内部で十分検討いたしまして、これから先の別府市の学校給食の運営をしまいにしたいというふうに考えております。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

議員みずから学校現場を体験していただきまして、御理解をいただいたこと、敬意を表したいと思います。

学校給食は、実際教育の一環ということで実施されるものであるというふうに認識をいたしております。子供の将来を見通した食教育を根底に据えながら、しかし、一方で別府市の行財政改革は推進をしていかななくてはならないという立場でございます。学校給食の教育としての質の低下を招かないことが重要であるというふうに思っております。現在、先ほど教育長からの答弁がありましたように、学校給食の検討委員会が協議をしていただいておりますから、その報告を尊重してまいりたい、このように考えております。

○十一番（松川峰生君） それでは、質問通告の順番を変えさせていただきたいと思しますので、よろしくお願ひします。三番を一番に、四番を二番、あとは、この順序で行いたいと思しますので、担当課の方、よろしくお願ひいたします。

それでは、出生祝い品についてお尋ねをしたいと思ひます。

今、本市では、お子様ができたときに、どのようなものを出産祝い品を差し上げていますか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

現在、別府市におきましては、別府市内に住所を有する方という方に、出産をされた場合には、肌着のセットでございます。内容につきましては、肌着が三枚、それからよだれかけになりますが一枚、それからエプロン一枚、それからベビー服が一枚、こういう形でセットにしてお渡しをしておりますし、誕生証書もあわせてお配りをしているところでございます。

○十一番（松川峰生君） 親にとって、やはり子供さんが生まれたときの感激・感動、親だけの問題だけでなく、その家族の方たちが大変感動することだと思ひます。そして、その気持ち、市の方からこの祝い品をいただいたときに、また感激するのではなからうか。

実は今回、私の知り合いの方が、八月に出産いたしまして、別府市の方からお祝い品をいただいた、このことについては大変喜んでおりましたけれども、しかし、せっかくいただけるのであれば、その季節、男女の別があった方がいいのではないかな。その方が、私の方に、今、課長の方から御案内をいただきましたように、持ってきていただきました。これが、今、課長が答弁なされましたベビー服です。それから、これが肌着です。それから、これが前かけ、よだれかけですね。

ところが、その方は女の子が生まれたので、せっかくいただくのであれば、今、答弁の中でどちらでも使えるようにということですがけれども、もしいただけるのなら、女性向き、男向き、別々。恐らくこれを企画したときには、担当は女性の方でなく男性の方が検討してこれを選んだと思うのですね。また、このよだれかけにつきましては、今生まれたら、これを使う時期には、もう首の回りが小さくて実際使えないのですよね。そして、今売っているやつは自動的に、ズボンも同じようにファスナーになって調整がつくのですけれども、この商品は一カ所だけなので、この回りが大きくできないのですよ。その時点ではも

う使えないということなのですね。肌着については、これは大きさを見たら、いつでも使えます。ということで、やはり今、恐らく在庫等もあるかと思うのですね。今後このベビー服、せっかくあげるのであれば、やはり同じものであればニーズに合ったもの、また女の子は女の子らしく、男の子であればこれでいいと思うのですけれども、せっかくあげるならば、その時期にあったものを踏まえて差し上げたらどうかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○ 児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

私ども、第三子以降の誕生祝い金制度が始まったときから、これまでの祝い品を充実をすることということで、ベビー服等もつけさせていただいておりました。その際、議員さんが言われましたように、男女という区別をしたらどうかという話があったので、私どももその当時、随分考えました。保護者は、もう女の子、男の子というそれぞれの好みもごさいますし、この色であれば両方着れるのではなかろうかということで選んだのも、男性といっても、私どもの担当は女性の係でございまして。そういう中で選ばせていただきました。これまで、特別そういう市民からの御意見等もございませんでしたし、大変好評という話を私どもは、担当者等に聞いております。今、議員さんの方からこういう御指摘・御提言等をいただきましたので、新年度に向けまして、この内容について検討し、少しでも喜んでいただける、こういう祝い品にさせていただきたいというふうに今考えております。

○ 十一番（松川峰生君） ありがとうございます。私も昨年、孫ができて、このベビー服など余り興味はなかったのですけれども、時々一緒について某横断道路のベビー服専門の店に行くことがございます。大変カラフルでかわいいものがあるって、やはり今は少子化は困るのですけれども、何せ子供さんが少ないので、その子供さんにかかる親の意気込み、極端なことを言いますと、うちの息子夫婦を見ていると、おやじにはいいものを着せないけれども、孫にはいいものを着せている気がします。それぞれ議員の皆様や執行部の皆様もそういう御経験があるのではないかなと思います。ぜひ、今あるものをわざわざ返す必要はないと思いますけれども、次回、購入するときには、先ほどの意見も踏まえていただきまして、御検討いただければありがたいと思います。

なお、その方からのまた一つのお話ですが、児童家庭課に行ったときには、対応された女性の方の言葉遣いや、あるいは振る舞い、とてもよかったと。議員さんからもそのことを踏まえてお礼を言ってくださいということと、私も、昨日、課長とのこの打ち合わせの一つのお願い事がありまして、児童家庭課に電話をさせていただきました。名前は伏せませんが、出た女性の方が大変すばらしい対応で、どの課も大変すばらしいのですが、特に言葉の優しさ、言葉遣い、すべて感激いたしました。どうぞ、これもひとつ阿南課長の指導のたまものと、そのように思っておりますので、（拍手）各課もそのような市民の気持ちを大事にして、今後とも琢磨していただきたいと思います。何かございましたら。

○ 児童家庭課長（阿南俊晴君） 御答弁ではございません。議員さんから、今、大変ありがたいお言葉をいただきました。私ども、児童家庭課には児童係、母子係、係が二係ございます。そういう中で担当の係長が、職員に対して電話の対応、また窓口の対応につきまして、常に市民の目線でということで指導、また話し合い等も行っております。こういう中で市民の方また議員さんの方から、今、大変ありがたい評価をいただきましたことを心から感謝を申し上げますし、職員も、これがまた一つの励みになるのではなかろうかと思っております。本当にありがとうございました。

○ 十一番（松川峰生君） この項の質問は、これで終わらせていただきます。

次に、温泉を生かす観光行政の取り組みについて。

実は先般、新聞報道にこのような記事が載っておりました。全国に約二万二千ある温泉施設などの約七割で、一度使ったお湯を殺菌・循環して再利用しているにもかかわらず、「源泉一〇〇%」、「天然温泉一〇〇%」など、実態とかけ離れた表示が急増している。公取は、全国調査でわかったが、温泉のにせ表示をめぐる公的な調査は初めてで、公取は、今後特に悪質な宣伝をした温泉施設のほか、旅行業者にも景品表示違反で排除命令を出す方針と言っています。公取は、ことし三月から六月にかけ、全国の温泉施設の表示の実態調査を進め、その結果、全国約三千カ所の温泉で使われている源泉の七割以上が、地下水ポンプでくみ上げており、自然にわき出している温泉は、全体の三割にすぎなかった。また、源泉からタンクローリーなどでお湯を運び、それを殺菌・加熱し循環させる方式が約七割で採用されている。温泉ブームの中、全国の温泉は、慢性的な湯量不足になっているが、こうしたことから、最近、湯量を補うために加水するケースもあり、温泉をそのまま使うことはほとんどないとも言っています。さらにこの数年、多くの施設が「源泉一〇〇%」、「本物の温泉」、「源泉そのまま」などの言葉を宣伝文句として使い、公取の調査では、石けん・シャンプーで汚れたお湯をすべて循環させている施設もあるとも報道されています。先ほど、我が自民党清新会の吉富議員もレジオネラ菌などを質問されていましたが、こういうことにもあるのではないかと。

私は、この別府市において、ぜひ「源泉」、「天然」ということを強く打ち出して、今後の温泉行政に取り組んでいただきたいのですけれども、現実に別府市は、どのようになっていますか。

○ 温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

先ほど、吉富議員のときにもお答えしましたけれども、別府市内には十七カ所の市営温泉がございます。自家源泉を有するものが八カ所、給湯によるものが九カ所となっております。天然温泉の成分につきましては、社団法人日本温泉協会が昭和五十一年、天然資源である源泉の適正な利用促進等の認識を国民の間に喚起することを目的として創設したものでありまして、昨年七月の日向の問題で再浮上してきた経緯がございます。市営の温

泉につきましては、現在、入浴に足りる湯量は確保しているつもりでございますし、新聞紙上をにぎわしているようなことは心配しておりません。この温泉制度につきましては、昨年度に柴石温泉、竹瓦温泉、浜田温泉、永石温泉、不老泉、別府海浜砂湯の六カ所について、「天然温泉」表示看板の申請を行い、ただいま認可をいただきまして表示させていただいているところでございます。

○十一番（松川峰生君） 今、市営温泉、そういうお答えでしたけれども、私は、別府市にある市営の温泉あるいは本当の例えば市有区営温泉、共同温泉にしても、特にお客様が入る温泉につきましては、堂々と大きな看板で目立つように。「本物」、「天然一〇〇%の温泉です」、「いやしの温泉」とかね。皆さんが、入った人に特に目立つように。あ、これが本物だというようにした方がいいのではないかな。ともすれば、温泉といえはすべてもう、循環の温泉も天然の温泉も区別がつかないのが今ではないかな。今、竹の子のようにいろんなところでいろんな温泉施設ができています。果たしてあれが本当の天然温泉だろうか、源泉が一〇〇%なのか、そう危惧することもあります。別府市においては、お客様がたくさん、例えば民間のホテルに泊まっても、入ったときに、多分温泉と思うけれども、一〇〇%かどうか。民間にでもぜひ行政の方からそういう働きかけをしてもらったらどうかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

昨年九月に、日本温泉協会が開催しました天然温泉の表示制度の説明会につきまして、市長が副会長を務めている関係がありまして、別府市も協力参加をさせていただきました。その段階で、旅館ホテル組合連合会の会員二十四名も参加していただいております。それをもちまして、うちの方は早速、先ほど申しました六施設の分につきまして認可申請を行い、許可をいただいた経緯がございます。昨日、温泉協会より電話をいただいたのですが、鉄輪の施設で「天然温泉」表示制度の認可をいただいた施設が、また一つ加わったということをお聞きしております。

○十一番（松川峰生君） 現在の申請許可状況について、教えてください。

○温泉課長（遠島 孜君） 温泉協会のあれは、公取委の影響を受けまして、実際自分のところで自家源泉を持ち、また給湯する、給湯する場合には加水、水を入れて薄めるのは、これは認められまずということで、その二つの要件を満たしておれば「天然温泉」の表示は認めます。それについては、該当する箇所は申請してくださいということでございます。

○十一番（松川峰生君） 今後、この天然温泉についての本市の取り組み方あるいは報道へのPRの仕方は、どのように考えていますか。

○温泉課長（遠島 孜君） 観光温泉都市別府につきまして、温泉なくしては考えられませんので、別府の温泉は、偽りでなく本物であるというイメージを全国に発信するためにも、今年度もまた数カ所の申請を予定しておりますし、すでにホームページを開設し、か

け流しの温泉について、「浴槽等に供給する湯量をコントロールせずに、源泉からの温泉をそのまま流しているものである」とホームページでは紹介しております。昨年度の申請認可につきましては、全国で認可第一号ということで、県内のテレビ三社、新聞三社に取り上げていただき、大きなニュースとなっております。今後も、多少の経費はかかりますけれども、温泉を全国にPRするため、範を示す意味も含めて積極的に対応していきたいとも考えております。

○十一番（松川峰生君） 今、課長の方から、「多少の経費がかかる」と言われましたけれども、別府市は観光立市でございます。観光なくして別府の将来はないと思います。市長も、先ほど御答弁の中でそのようにお話をされておりましたので、ぜひそのところをしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

ただ私が心配するのは、今、それぞれの新しい住宅では、自分の家にお風呂を持っています。それが天然温泉のお風呂を引いているところはまだいいのですが、うちにしても、ほとんど沸かし湯。例えば二十四時間ぶる、あるのですけれども、私は共同湯に入ります。やはり天然の温泉と水道から沸かした温泉では、上がった後の、特に寒いときのぬくもり、それに肌がすべすべするし、そういうところもPRの一つに加えたらどうか。やはり市長を筆頭に執行部の皆さんも、必ず御自宅にもお風呂があるかと思います。ぜひ天然温泉に入っていて、顔色のいい顔をして、やはり温泉をPRしなくてはいけないな、肌もいつもきれいにしておかなくてはいけないな、そのように思っております。ぜひ今後ともこの別府市の一〇〇%の温泉を生かす温泉行政に取り組んでいただきたいとお願いして、この項の質問を終わります。

○副議長（野口哲男君） 休憩します。

午前十一時五十七分 休憩

午後 一時 零分 再開

○副議長（野口哲男君） 再開いたします。

○十一番（松川峰生君） 残り時間、また精いっぱい頑張りたいと思います。どうぞよろしく願います。

それでは、別府商業高等学校の施設改善について。

六月議会でもこの問題について質問をさせていただきました。いよいよ別府商業高校も平成十八年、五十周年に向けてということもありますけれども、やはり教育環境の一環として、やはり子供たちがいい環境の中でスポーツ、勉学に励むことが第一だと、そのように考えております。

ところで、六月以降、別府商業高校の施設改善に向けての経緯は、その後どのようになっていますか。

○教育総務課長（杉田 浩君） お答えいたします。

六月議会以降、市長、教育長、私も現地を視察させていただきました。内部的には至るところで改修の必要性を感じたところでございます。

○十一番（松川峰生君） 教育次長の言うとおりでと思います。（発言する者あり）今、答弁の中で「至るところ」ということは、私が六月議会で市長の方に写真提示をさせていただきました。それを見ればまたおわかりになると思いますけれども、一応教育委員会の方に差し上げていますので、そこを見ればわかると思います。

ところで、公務多忙の中、市長、教育長がわざわざ見に行ってくださいまして、大変ありがとうございます。恐らく念入りに見ていただいた、そのように思っておりますので、その視察の、教育長や市長が見た感想をお聞きしたいと思います。それぞれによろしくお願ひします。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

ただいま次長が申されましたように、早速現場を見に行きました。その中で、十一番議員さんからトイレの話が出ておりまして、まずトイレを入念に見せていただきましたが、におい等もあって、ああ、これではいかなというふうに感じております。また、それ以外でも内装の壁というのですか、そういうところも、これも何とかしなければいけないなというふうに認識いたしましたところでございます。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

六月議会で議員さんから御指摘をいただきまして、私も現場主義で早急に見せていただきたいということで、現地を見せていただきました。特にトイレを念入りに見せていただきましたが、傷みがひどいという状況を確かに認識をいたしましたので、今後は十分改善に向けての努力をいたしたいと思ひます。

○十一番（松川峰生君） 大変ありがとうございました。それぞれ市長も教育長も見えていただいたら、そのとおりだと思います。やはり教育長も六月議会の御答弁の中で、このように答弁されています。「トイレを見ると、どういう使われ方をしているかによって大体その学校の子供の日常生活がわかる」。やはり私たちもそうですけれども、きれいなものはきれいに使いたい。ある古いものを汚く使うということではないのですけれども、やはりどうしても粗末になってきます。そういうものを踏まえて、やはり教育環境というものをぜひ大事にさせていただかなくては困る、そのように思っております。

ところで、今後その施設の改善について高額な財政負担もあるかと思ひますけれども、一遍では無理にしても、これからどのような形で取り組んでいくのか、長期的に、短期的に。その件についてお伺ひします。

○教育総務課長（杉田 浩君） お答えいたします。

別府商業高校の施設改修には、教育委員会としても憂慮していることは確かでございます。短期的には、平成十八年度の五十周年記念事業に向けまして、特に傷みのひどいトイレ

レの改修、内部壁の塗装、さびの塗装等の改修から実施していきたいと考えております。長期的には、高額な費用がかかるので一度にとすることは無理であろうかと思いますが、種々の問題点を検討し、耐震化を含め計画的に実施に向け努力していきたいと考えております。

○十一番（松川峰生君） 今、次長の答弁の中で長期的に、一度では難しいということは、十分私も理解できます。しかし、今までこういう形でどんどん進んでいったのが事実です。それは、校舎の傷みを見ればもう歴然としています。毎年度毎年度、それぞれ高校以外の学校についても適切に見て配慮すべきではないかな、そのように考えております。

今、お答えの中で、傷みのひどいトイレの改修、内部の塗装、さび等の塗装、これはすぐできることと思います。早速取り組んでいただきまして、少しでも早くきれいになるよう努力していただかなくては困ると思います。特に別府市の総合計画、実施計画の中で十五年、十六年、十七年、高校施設整備事業があります。ここにこのようにうたわれております。「老朽化した校舎の改修を行い、教育環境の整備・充実を図る」とうたわれております。もう十五年からうたわれているのですね。今、やっていただくということで、これ以上言いませんけれども、本来はことしもやらなくてはいけないのです。十六年からということもありますけれども、早速財政、企画等、また皆さんがお話をしていただきながら、いい方向で進めていかななくてはならない、そのように考えております。

また、高校の中にもそういう施設設備検討委員会というのもあります。これは、また高校、学校の中で独自にそういう検討委員会もありますので、学校の方にまたお願いして、教育委員会と打ち合わせながら、いい方向で別府商業高校の施設改善がなるよう深く望んでおるところでございますけれども、今後、商業高校の取り組み、施設について、あわせて教育長の方から一言お願いしたいと思っております。

○教育長（山田俊秀君） ただいま御提言いただきまして、ありがとうございます。これまでも高等学校、別商とはいろいろと打ち合わせをしまいいってきておりますけれども、今後とも現場の高等学校とも十分打ち合わせをしながら、また私どもも現場にも行って、できるだけやれるところから早く取り組んでまいりたいと思っております。

○十一番（松川峰生君） 大変ありがとうございます。ぜひそういう形で取り組んで、また計画していただきたい、そのように思っております。ただ、財政的にも大変厳しいものがあるということは、私も十分認識いたしております。ただ、県立高校と違い市立商業高校、財源の方はすべてこの本市の方で負担しなくてはならないということも十分認識いたしております。しかし、この商業高校ができた経緯から見ますと、やはり九州でも、あるいは全国でも市立商業という珍しい位置につけながら、子供たちも勉学やスポーツに励んでおります。これは、市長の六月議会の答弁でも、そのように市長も考えておられます。これからも子供たちのためにも環境整備は大事でございます。やはりそれも踏まえてぜひ

教育委員会が一体となって今後取り組んでいただきますようお願いして、この項の質問は終わらせていただきます。ぜひよろしくお願ひします。

次に、社会教育委員の役割について、御説明いただきたいと思ひます。

それでは、社会教育委員についてお尋ねをしたいと思ひますけれども、まず社会教育委員の役割についてお伺ひします。

○生涯学習課長（入田勝人君） お答えいたします。

社会教育委員の職務については、社会教育法の第十七条に記載されております。大きく分けますと、三つの職務があります。まず第一に、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するために、社会教育の諸計画を立案すること。また、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること。必要な研究調査を行うこと。第二に、教育委員会の会議に直接出席して、社会教育に関して意見を述べるができる。第三に、青少年教育に関する特例事項に関して社会教育関係団体、社会教育指導者、その他関係者に対し実践的な助言と指導を与えることができる。簡単に申し上げますと、以上の三つであります。

○十一番（松川峰生君） 今三つのことを、大きく職務があるというふうな答弁でございますけれども、簡単に言いますと、例えばどういうことをやっているのか。簡単で結構です、こういうことをやっている。先般八月二十一日に、もう第一回の会議があったみたいなのですが、その辺について一言答弁を。

○生涯学習課長（入田勝人君） 社会教育委員さんの具体的な職務につきましては、社会教育が行います諸事業の計画立案等に携わっていただいております。

○十一番（松川峰生君） それでは、まず次の項で、社会教育委員の選任と任期についてお答えください。

○生涯学習課長（入田勝人君） 選任につきましては、社会教育法第十五条第二項により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者の中から教育委員会が委嘱します。また、定数や任期につきましては地方公共団体の条例で定めることになっており、二年間の任期となっております。

○十一番（松川峰生君） 資料を見ますと、教育委員の方のお名前が、私の手元にあります。この中で、社会教育委員になって年数の長い人、上から五番ぐらい挙げてください。何年ぐらいやっているのか。

○生涯学習課長（入田勝人君） 一番長い方で二十一年、次が十五年、三人目が九年、以下五年となっております。

○十一番（松川峰生君） これが長いかどうかというのはわかりませんが、長いと思ひますね。実はこのところは今回、ある任意団体が、社会教育委員の委員がかわりました。とても二十一年や十五年にはかないませんが、私が聞き及んだところによりますと、来られて、今回、市長さんが女性を登用するというところで、女性の方がなられた

ので、そのことについては決して悪いことではありませんので、私もいいことだとは思いますが、問題は、その方の任期があと一年しかないのに、先ほど、お答えの中で二年の任期がある。わざわざ任期が二年あるのに、一年でやめるとわかっていて、途中でかえてほしいという話があったということでもかわられたというようなところがあります。打ち合わせの中で事情を聞きますと、多少話の行き違いがあったかと思いますが、こういう聞いたときにおかしな状態が出てきていると思うのです。もしこの団体が長ければ、二十一年というのはもっと長い。十五年も長い。こういうところから当たるべきではなかるうかな。ただ、選任方法につきましては、それぞれ推薦団体でお願いするという事をお聞きしましたので、推薦団体から出るから仕方がないかなと思いますけれども、ある程度は行政指導があってもいいのではないかな。もしこの一年、二十一年の方があと十年したら三十一年になります。永遠です。開かれた教育。ほとんど同じ方があって、ずっとこの社会教育委員の中に、指導してきます。そして、その一番長い方が多分委員長です。次の方が副委員長。もし間違いがあったら言ってください。

○生涯学習課長（入田勝人君） 今、議員御指摘のとおりでございます。

○十一番（松川峰生君） やはり社会教育委員というものは、先ほど課長から御答弁がありましたように、とても大事なところだ、そのように私も認識いたしております。できる限り新しい知恵を入れること、また長い方も必要かもわかりません。しかしながら、そのところ、先ほど申し上げましたけれども、五、六年の方が長いのでと言われた話があるということもありますから、それ以上長い方もおられます。ぜひそういうところに不信感が募らないように考えていただきたい、そのように考えております。

また、ある団体では、これはその人の考えがあるかと思うのですが、私もそのように言われたから、今回かわったと。聞きますと、担当者の方の話では、その人は納得したという話なのですが、私がこの議会の一般質問に出す前、八月二十六日に聞いた時点では、これはおろされたというふうに本人はとっておりますので、その辺のところも今後十分配慮しながら選任については考えていくべきではないかな、そう思うのですが、その点はいかがですか、その点は。

○生涯学習課長（入田勝人君） お答えいたします。

今、議員さんが言われたとおり、うちの方でも今の提言を生かしながら、よりよい社会教育に励むために頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○十一番（松川峰生君） ぜひですね。なかなか見えにくい部分もあるかもわかりません。それぞれの推薦団体のこともあるかもわかりませんけれども、やはり皆さんが見たときにおかしくないようにやってもらわないと、だんだん変なふうにとられる部分がありますので、ぜひこの辺も踏まえてお願いしたいと思っております。今後その推薦は、それぞれの団体がありますけれども、指導することは教育長、できると思うのですよ。その辺はどうですか

ね。

○教育長（山田俊秀君） 今、御指摘をいただきましたけれども、私も何かの本でその任期のことを書いている本を見たことがあります。もう少し研究をさせていただきながら、指導できる部分については指導していきたいと思います。

○十一番（松川峰生君） ぜひよろしくをお願いします。この項は、これで質問を終わらせていただきます。

次に、教育委員会の役割について。担当の方。

いい、もう質問したよ。まだ次長はなれてないから。よく僕の方を見ておいて。

○教育次長（杉田 浩君） 失礼しました。教育委員会の役割について御説明いたします。

教育委員会とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第三条で、「五人の委員で構成される」とあり、第四条では、「当該地方公共団体の長の被選挙権を有するもので、人格が高潔で、教育・学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命する」となっております。その職務につきましては、第二十三条で教育委員会の職務権限が規定されており、学校やその他の教育機関の設置・管理及び廃止に関することから、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関することまで十九項目にわたって規定されております。（発言する者あり）

○十一番（松川峰生君） 今答弁の中では大変いろんなお仕事をされているということですが、私が知る限り、教育委員会のお仕事は、入学式、卒業式に来られて、教育委員会祝辞ということをお話しされて、あと電報が来るということで、市民にはなかなか見えません。実際、教育委員会にある山田教育長を中心に社会教育や学校教育を教育委員と勘違いされているところもあるのですね。区別がつかない。その辺のところ、実際は教育委員の皆さんがどんな仕事をしているのか、そこを教えてください。

○教育次長（杉田 浩君） お答えいたします。

平成十四年一月から十二月の一年間で見ますと、毎月開催します定例教育委員会や随時に開催されます随時教育委員会で議案四十件、報告議案三十件、その他二十九件について審議をしております。また、教育委員の合同研修会や運動会や卒業式、各種の表彰式などへの出席、教育施設の視察などが主なものとなっております。

○十一番（松川峰生君） 次長、続けて、事務局と混同しているところが多いと思うのだけれども、そのところについてお答えを。

○教育次長（杉田 浩君） 実際に教育委員会と事務局と、そういう市民の方々と一緒にされているような場合がございます。そういうことにつきましては、これまで市報でいろんなことを特集してPRしてきたところがございますが、議員の御指摘のわかりにくい部分もあったかと思しますので、今後、広報の内容や方法などについては検討していきたいと考えております。

○十一番（松川峰生君） この教育委員、今、次長の方からいろんなお仕事をされているということをお聞きしました。浜田市長が議員のときに、教育委員と住民との懇談会の設置ということをご提案されています。これは議会報、議事録に載っております。私もこの件については大変賛成で、せっかく優秀な方がおられると思うので、できる限り――範囲で――市民との触れ合い、あるいは直接出てお話をする機会があれば、もっと身近に感じるのではないかな、そう私は思っております。なかなか公務多忙、民間の方が多いかと思いますが、あわせて今後そういうことも教育委員会の中で取り組んでいただきたいなど。これは直接私が言うことはできませんので、山田教育長もそのメンバーの一人ですから、ぜひその辺のところもあわせてお願いできればな、そう考えております。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

かつては教育委員は、それぞれの学校に出かけていったりとかPTAに出かけていったりしていた時期があったやに聞いております。いつごろからそれがなくなったかということとはわかりませんが、今、議員さんが御指摘されましたように、やっぱり教育委員さんが現場を見たりとか、いろんな方の御意見も聞くことも大事ですし、文部科学省も、保護者の方も教育委員の中に選ぶようにというようなこともあるわけですが、そういうことで別府市も保護者の方が教育委員になっているということもあります。今後、十分検討いたしまして、今、議員さんが御提言をいただいたような方向で検討してまいりたいと思います。

○十一番（松川峰生君） ぜひ、よろしく申し上げます。

それから、これも市長が市議の時代に、公選制について質問されました。今は任命制だと思います。もうお答えは要りません。聞いた限りではそのように条例がなっているということで、もうそれはそれで結構だと思うのです。問題は、やはり選任されるときに、できる限り多くのいろんなお話を聞きながら、またいろんな教育界のお話を聞きながら、熱心な方がたくさんおられると思いますので、その選任についても別府市の本当に子供たちの教育、あるいは社会教育について一生懸命、今の方もやっておられると思います。なお一層そういう方になってもらったらどうかなと思うのですが、そのところは市長さん、どうでしょうか。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

今、たしか二十年前の議事録からだと思いますが、私が議会で質問した条項の中で、一点目の教育委員との懇談会、市民との懇談会、私は提言した記憶もあります。これは、やはり市民の目線に立った政治信念は今も変わりはありませんし、そのことから考えてみましても、教育委員と住民との何らかの形で接触できるそういう機会もぜひ必要と考えております。今後、十分そういった点を検討していただければと、こういうふうに思います。

さらに、公選制の問題も私は質問をいたしました。たしか東京・中野区で準公選制の経

緯もあります。やはりそういう公選制の中で選ばれていく教育委員さんの仕事、それを私は目指してきておったことも事実でございます。今、しかしながら、議員御指摘のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第四条で、地方公共団体の長が、議会の同意を得て任命するというふうになっておりますから、公選制というのは厳しい状況にあるということは、認識をいたしております。

○十一番（松川峰生君） ありがとうございます。ぜひ開かれた教育委員会を目指してお願いしたいと思います。私たちも議員としてしっかりとまた、いろんなことがあればお話をさせていただきたいな、そう考えております。

次に、セクハラカードにつきまして、お尋ねをしたいと思います。

さて、大分県では中学・高校にセクハラカードをそれぞれ県教委の指示のもと、子供たちに配っておると聞いておりますが、そのセクハラカードをなぜ採用するようになったのか。いろんな問題がありますけれども、まずは課長の方から答弁をお願いします。

○学校教育課長（利光弘文君） では、お答えいたします。

大分県では、昨年度、教職員と生徒の信頼関係を揺るがし、また保護者の皆様、県民の皆様から不信感を持たれるような、教職員が当事者となる性に関する事件が多発いたしました。このような問題を未然に防止し、生徒の悩みを少しでも解消し、信頼関係を取り戻すために、大分県教育委員会は、人権同和教育課内に相談窓口を開設するとともに、スクールセクハラ防止相談カードを作成し、県下の全中学生・高校生に配布をいたしました。カードの内容につきましては、さわられたくないのにさわられたとか、性的な嫌がらせをされたなど、セクハラを受けたときには一人で悩まずに相談できるよう、相談窓口の電話番号とメールアドレスを紹介したものであります。

○十一番（松川峰生君） 今、課長の方から答弁がありましたけれども、これは、それぞれ全国的に今、教職員の不祥事が、課長の答弁のとおりたくさん出て、また、ほとんど毎日のように新聞等に出ております。大分市におきましても、不祥事二件の刑事責任事件ということで新聞に掲載されております。ただ、このセクハラカードが配られて、もう何カ月かなりですが、実際に使用されたのか、あったのか。また、その効果の方はどうだったのか。それをお聞きします。

○学校教育課長（利光弘文君） では、お答えいたします。

県教育委員会によりますと、平成十四年十月末に相談窓口を開設いたしまして以来、これまで十カ月ほどたちますけれども、県下全体でセクハラに関する電話や電子メールは、五十三件ということでありました。その中で、学校名や氏名を挙げての相談者は五件あったということで、これらにつきましては、当該校に連絡をし、当該校で対応して、事態が改善したと聞いております。相談件数は、相談窓口開設以来、自然に減少の方向にあるということで、県教育委員会では、このカードを配布した効果はあったというふうに評価を

しているようでございます。

○十一番（松川峰生君） こちらにセクハラカードの、色は、ちょっとコピーなので、先生の方からいただいております。これを子供たちが今持っていると思います。

二点合わせて質問します。まず、保護者の方にはこの連絡をしているのか、あるいは子供だけなのか。簡単に。

○学校教育課長（利光弘文君） 生徒に配布する際には、担任の方から説明をしているようですが、保護者までには連絡はしてないというふうに、ほとんどしてないのではないかとこのように踏んでおります。

○十一番（松川峰生君） せっかく、これを徹底させるには、やはり機会があれば保護者の方にもどういう内容か、どういうことなのか。恐らく例えば子供が悩んで、出そうと思ったときに、やはり一番に相談するのは保護者の方だと、そう思っていますので、その辺もぜひ検討していただくよう、また県教委にもそれをお願いするよう働きかけてください。

私が、ただ一つ心配するのは、これは実際に先生とお話をさせていただく機会がございました。先生は、年齢は私と余り変わりません。先生が言うのには、このカードが出て、今までは卒業、入学、いろんなスポーツ大会で入賞して、「おめでとう」、握手をする、励まし、肩をたたき、極端には胴上げもあるかもわかりません。奥さんから、「二度とお父さん、あと定年まで四、五年しかないので、絶対に子供に触れないように」と言われた。先生、「どうしてですか」。「いや、もしその子がそれをセクハラととった場合は、大いに問題になる。もしかしたら退職金まで影響になるのではないか」。先生は、僕にそのように言われました。それを考えてみると、何かしら昔の先生と子供との関係が寂しいような気もいたします。しかしながら、先ほど課長から答弁がありましたように、現実としてはそういう事件がどんどん出てきます。先生の信頼あるいは見れば不信、いろんなことがあると思いますけれども、実際に今こうして説明の中でだんだん減ってきていることはいいことだけれども、反面そういう心配もあります。先生と生徒の人間関係が壊れる部分もあるのではないかな。そういう部分も含めまして、この防止カードを配布することで先生方に何か変化があったかどうか、お伺いします。

○学校教育課長（利光弘文君） では、お答えいたします。

このカードを配布する際には、このカードの目的等を教師の方から生徒に十分説明をいたしまして、逆にそれは自分自身の戒めというふうなことになるかと思っております。それと、十五年三月には、県教委の方でスクールセクハラに関する指針というのを出しまして、こういうものがセクハラに当たるのだということを出しました。それを各学校に配布しまして、各学校ではそれをもとに研修を重ねてまいっております。セクハラに対する意識、そういうものは、教員にはかなり高まっているのではないかとこのように思っております。

また、先ほど議員さんがおっしゃいました教師と生徒の人間関係のことでございますが、

私といたしましては、日ごろからやはり教師と生徒の間に人間関係、信頼関係があれば、ほめたり励ましたりする際に肩に手を触れる、手を握る、そういうことについては、相手もセクハラとは感じないのではないかと。日ごろからわけもなく体に触れるとか、そういうことをしている教師があるとすれば、そういうものについては、当然相手は不快な思いをしますし、それをセクハラと感じるのではないかとというふうに思っております。同じ行為をしても、される相手によって子供の感じ方が違いますので、まずはやはり教師と生徒の信頼関係、これがないといけないのではないかとというふうに考えております。また、教師にしましては、相手を不快にさせるような言動、そういうことは厳に慎むべきだというふうに考えております。

○十一番（松川峰生君） 行き着くところは、やはり先生と生徒ではなく、すべての人間関係において大事なことは信頼だと、そう思います。私たちと執行部の皆さん、議員同士も、すべてそうだと思います。その信頼のもとにいろんなことが成り立っている。特に学校の場合は、中学三年、高校三年、三年間で人間関係を構築するというのは、大変お互いに難しい部分があると思うのですね。一人の先生が三、四十人の子供を見ます。毎回科目が変わればどんどんクラスも変わってきます。その中で多くの生徒を見ながら、先生も御苦労があるかと思えますけれども、それを踏まえて今後、時代の流れとして、このカードが大分県で、特にこの別府市で使われることがないよう、徹底して子供や先生方を指導していただければありがたいと思えますけれども、総括として、教育長はどうお考えですか。

○教育長（山田俊秀君） 昨年度、一昨年度、二年間にわたりまして、セクハラに関するビデオを県の方から借りてきまして、管理職の市内の小・中学校の教頭さん、それから校長さんに対しては、その勉強会もしました。それぞれ学校で、もしそのビデオを使いたい学校があればいつでも連絡をするようにということで、今、学校の名前は具体的には覚えていませんけれども、何校かでそのビデオを使って研修会もしております。今、学校では、教員になって十年目の先生、十経年といいますが、十年目の先生方の研修をことしから始めているわけですが、そういう先生方にもセクハラについては研修を深めていっているところでございます。これから市内の学校からそういうことが絶対に起こらないように、ひとつ私どもも各学校の現場の管理職を含め一般の先生方にも十分指導してまいりたいというふうに思っております。

○十一番（松川峰生君） 大変ありがとうございます。もしお答えが難しければ、この場でなくても結構なのですが、この別府市の中学・高校で、そういうことが、このカードをことし四月一日から配った後、この別府市でこのカードが使われたかどうか。もしわかれば教えていただきたいのですが、なければなくて結構です。わからなければ「わからない」とお答えください。

○学校教育課長（利光弘文君） 県教委の方に電話がありますので、それは、相手が氏名

を名のらない限りわかりませんので、今のところはないというふうに考えております。

○十一番（松川峰生君） 県教委の方でということで、わからないということで、あれば何かいろんな行動が起こるのではないかなと思っておりますけれども、今のところ何もなしということで、大変安心いたしております。どうかこれからもこういうことが本市において絶対起こらないよう、先ほど申し上げましたように教師と子供の信頼関係ができることを指導するのが、また一つは教育委員、教育委員会の役割だと、そのように考えておりますので、ぜひよろしく願います。

最後の質問の項でありますけれども、残り六分しかありません。これを途中で切ると、また難しいところがありますので、今時間の私の、この問題を残して、これで質問を終わります。よろしく願います。

○五番（麻生 健君） 今回、初めて一般質問をさせていただきます。よろしく願います。

まず、観光課の業務についてということでございますが、この質問に関しましては、後でお聞きいたします質問とかなりの部分で重複する箇所がございますので、後日、改めて質問をさせていただきたい、このように思います。御了解をいただきたいと思います。

それでは二番目の、別府における祭りの見直しについてということで質問をさせていただきたいと思います。

今年度になりまして、観光課所管によるまつり・イベント検討委員会というものが設置されたと伺っております。この委員会の設置の目的と、それからこれまでの経過及びこれからの将来展望と伺いますが、そういったものについて一括してお聞きをしたいと思っております。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

別府の四季を彩る別府の八湯温泉まつり、それから夏まつり、別府ドリームバル、それから別府クリスマス花火ファンタジアと、これが、今我々、四大まつり・イベントと呼んでおりまして、開催しております。このまつり・イベントが、市民や観光客に喜ばれているのか、また市民が参加しているのか、これらのことを含めまして、事業内容、運営組織、それから集客力、予算等でさまざまな問題を抱えています。また、この四つのまつり・イベントと言われながらも、それぞれのまつり・イベントの間には、さまざまな面で大きな問題が生じております。この四つのまつり・イベントを総合的に調査・分析・評価する中で、魅力あふれる発展的なまつり・イベントの構築を図るため、まつり・イベント検討委員会を設立しました。

それから経過と展望についてでございますが、八月五日に第一回目の検討委員会を開催しまして、委員会は、観光商工まちづくり団体それからマスコミ関係者、市内の大学生等十九人で構成しております。第一回目は、歴史から検証するというところで、別府の四つの

まつり・イベントの推移と現状報告の説明をさせていただきました。また、各委員にまつり・イベントの問題点、改善点並びに新たな提案をお願いしたところでございます。多数の委員より、改善点等の見直し・意見をいただいで集約したところであります。

二回目の検討委員会は、九月九日に開催予定でございます。二回目では、全委員にお願いしてあります問題点とそれから改善点、さらに新たな提案をもとに評価・分析を行いたいと考えております。

三回目の検討委員会は、九月下旬に予定しております。その中で、具体的な提案を行いたいと考えております。

それから四回目の検討委員会については、十月の下旬を予定しておりまして、答申書の協議を考えております。

計四回の委員会で事業内容や、それから運営方法等に関する提案をまとめまして、十一月の中旬に答申書を提出していただけるような運びになっており、十六年度の当初予算に計上して具現化してまいりたいと考えております。

○五番（麻生 健君） ありがとうございます。特に四大まつりということではありますが、このあり方については、巷間いろいろ言われております。そのことは、私も十分承知をしておるわけでございますが、やはり残念ながら、一番人気のある祭りが、民間から発生いたしました、現在、冬の花火というふうにも言われております。非常に残念なことでありますが、これは現実ではないかと思われま。しかし、別府に四つのお祭りがあるわけでございますから、この点につきましても、十分検討していただきまして、存続、廃止につきましても、検討委員会の良好なる結果を出していただいで、十分今後の祭り運営に反映をさせていただきたいと思ひます。

しかし今回、この委員会のメンバーに、これまでなかった市内の大学生という若者がメンバーに加えられたということは、非常に評価に値するのではないかと思ひます。本来、祭りというものは、若い人たちが参加をすることによって活気づくものでございます。ぜひ若者の意見を十分取り入れて、少子・高齢化が叫ばれておりますが、若者が、自分たちがつくった祭りに参加していただいで、そして検討委員会の中でも出されたというように聞いておりますけれども、やはり自分たちが参加して本当に楽しかった、そして祭りというものを共有して、終わった後に爽快感が残るような別府の祭りをぜひつくり上げていただきたいと考えるわけでありま。

皆さんすでに御承知のように、日本の有名な祭りの中には、やはり行政の手を借りず自分たちでつくっていくのだという有名な祭りがたくさんあります。そして、それらのほとんどの祭りが、参加するのにいろいろと手続きを踏まなければそのメンバーに加えていただけないというようなことも伺っております。別府の祭りの中でも、そのような祭りが一つでもつくり出されていただいでいっていただくようになりますように、その検討結果を出していた

だいて、手がけられるものを十六年度より早速手がけていただきたい、このように思います。

別府の中には経済団体、観光団体として観光協会、そのほかに商工会議所であるとか旅館組合連合会であるとか、あるいは料飲組合であるとか、別府の観光を支えていただいております業界団体が、今申し上げたようにあるわけでございます。ぜひこういった団体の積極的な参加をお願いしていただきまして、より大きな活気ある祭り、観光客の皆さんが見に来て楽しかった、参加していただいた皆さんが楽しかったというような祭りをぜひともつくり上げていただきたいと思っております。

では次に、サマーフェスタ、夏まつりの中で行われております花火大会と音頭大会のことにつきまして、お伺いをしたいと思っております。

ことしも七月二十六日の土曜日に、別府国際観光港で花火大会が開催されましたが、この花火大会は、県下でも最大で、六千発の花火を打ち上げるというふうに聞いております。ただ、六千発といいましても、その中身が問題でありまして、別府の花火の一番大きな花火が、いわゆる尺玉、約三十センチというふうなことを聞いております。ただ、全国的に見てみますと、二尺玉から四尺玉、六十センチから百二十センチぐらいというような巨大な花火を打ち上げる都市もあるというふうに聞いております。一個一個の花火の値段とか、それと祭りにかかる予算の問題等も、私も観光課に在籍したことがありますから、わかるわけでございますが、せっかく一年に一回のお祭りでございます。来ていただく観光客の皆さん、それから市民の皆さんが、やはりその一個一個の花火に感動を覚えるような工夫を凝らした花火大会にしていいただきたいというふうに考える次第であります。

先日、建設水道委員会の行政視察で、たまたま新潟県の長岡市、あの米百俵、あるいは山下清の「長岡の花火」という切り絵で有名な都市でございますが、その開催されたことしの花火大会、例年ほとんど一緒だということなのですが、約八十一万人の人出があった。花火大会一個で八十万を超える人がまちに繰り出すというような、多大な経済効果も生まれているのだという話を聞きましたが、市内はほとんどパンク状態であったというふうに伺って帰りました。ちなみに、長岡市の人口は約十九万人。別府市とさほど変わるまちではありません。この点につきましても、やはり最近は研修ということがなかなか行われにくい時代になっておりますけれども、やっぱり「百聞は一見にしかず」ということがございますので、ぜひ先進地を見ていただいて、いいところは別府の花火大会、音頭大会にどんどん取り入れていただきたい、このように考えるわけでありまして。

以上、申し上げましたが、それと、私の友人と話しておる間に出た話であります。予算も非常に厳しいという中で、費用の軽減の一つの方法として、参考までですが申し上げておきたいと思っております。

例えば、打ち上げる花火一つ一つに協賛スポンサーを募集していただく。そして花火を

打ち上げるたびに、その会場で花火を見に来ていただいているお客様方にスポンサー名をアナウンスすると。いろんなプログラムに協賛企業という形でスポンサーを募集するという例はよくありますが、会場で自分の会社の名前が放送されるということは、近隣では余り考えられないということで、スポンサーになっていただける企業の方についても非常に興味があるやり方ではないかと考えます。もちろんそのスポンサーとして協力していただくわけですから、その花火の費用の全部または一部を負担していただくということで、花火大会なりの予算の軽減が図られるのではないかと考えております。

ほとんどが要望みたいな形になりましたが、執行部、何か答弁がございましたら、よろしくお願いをしたいと思います。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

今、五番議員からの指摘のとおり、我々も今、検討委員会の中でいろいろと今後審議させていただくわけでございます。そういった中で、打ち上げ花火の協賛スポンサー、こういうのを取り上げて名前を言ったらどうか、それから一部負担をしていただいたらどうかということでございますが、冬の花火に関しましては、今、協賛会社等を募って、協賛金を集めているのが状況でございまして、また、現在はその名前を呼んでいる部分ではございませんが、この夏の花火それと冬の花火に関しましても、そういうことを含めまして、この検討委員会にまた提案して審議させていただきたいと思っております。

○五番（麻生 健君） ぜひ御検討を、よろしくお願いたします。

最後に、音頭大会についても見直しが必要ではないかと思われまます。私が考えるとか、友達といろいろ話す機会がございまして、各地区で盆踊りという形で開催されておるわけですが、例えばそれを一堂に会して競技方式みたいな形でやっていただくということも、祭りを盛り上げる、大きな祭りにしていくという一つの方法ではないかと思っておりますので、この件につきましても、御検討をいただきたいと思っております。答弁は結構でございます。それでは、引き続きまして、最後に楠港の跡地利用ということで、今、冬の花火の話が出ましたので、この件について少しお伺いをしたいと思います。

楠港のこの埋立地につきましましては、企業誘致の目的で造成されたわけでございますが、現下の不況の中、市当局におかれましては、積極的に企業誘致を図りたいという話も伺っておりますが、現下の不況の中でございまして、それから観光地という地域柄、限られた企業に来ていただくというお誘いをして、今はなかなか受けていただける企業は少ないのではないかとというふうに、私は個人的には考えるわけでありまます。その中で、先ほど申しましたように、冬の花火だけの開催、年一回の開催のみにとどまっているということでございまして、市の方針が明確に決定されるまで、この跡地利用についてお考えをお聞きしたいと思います。よろしゅうございませうか。（発言する者あり）

○副議長（野口哲男君） 五番議員さん、これは祭りの見直しの中に入っておるのですか。

そういう意味での質問でしょうか。

○五番（麻生 健君） 花火大会の、冬の花火の関連ということで。申しおくれましたけれども、よろしかったら答弁をお願いしたいと思います。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

今、五番議員さん御指摘のように、楠港跡地、冬のクリスマス花火ファンタジア、観光課サイドとしては、冬の花火大会、今イベントを開催しているわけですが、これにつきまして、いろいろと議会の中でも言われておりますが、観光課から申しますと、いろいろとほかのイベントができないかなというふうなことも考えておりますし、また、この検討委員会、先ほど申しましたが、そういう中で、また温泉まつりをまだ大きくしたいとか、それから夏も大きくしたいとか、冬も大きくしたいとか、そういう意見も出てくるのではなからうかと考えておりますし、そういった中で、今、冬の花火だけではなく、そういったイベント等も考えていきたいと考えております。

○五番（麻生 健君） どうも失礼いたしました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

質問項目にありますように、まず観光戦略会議についてであります。

先日、観光経済委員会の調査会において協議をされたということで、また、この件についても後ほどお伺いをさせていただきたいと思いますが、きのうの議案質疑の中でも取り上げられましたように、まず会議の設置であるとか、それぞれの手続きにつきまして、今後とも遺漏のないように作業を進めていただくように、まずもってお願いをしておきたいと思っております。よろしくお願いたします。

さて、この会議のメンバー構成であります。すみません、この観光戦略会議というのは、どういう目的で、どういうことを行おうとして設置されたのかということ、まずお聞きしたいと思います。

○観光課参事（浜川和久君） お答えいたします。

十月上旬をめぐりに、別府観光推進戦略会議を設置いたしまして、十二名の委員の方々に一年間御審議をいただき、別府市の特性を生かした別府観光の中・長期的戦略及び短期的・実践的なプランに重点を置いた積極的な戦略を提言としていただくようにしております。委員等からいただきました提言を検討いたしまして、観光政策、観光施策として提言の実践化に努め、別府市の観光浮揚、市民福祉の向上を図ることを目的にしております。

特に提言のうち、新たな予算措置を要しないようなものは、最終提言を待たずに関係課、関係団体等と協議の上、素早い実践を目指してまいります。

○五番（麻生 健君） メンバーが十二名ということは今お聞きしたわけですが、そのメンバー構成で、きのうも出されたと思いますが、もう一度お聞きしたいと思います。市内外の人数がどのようになっているかというふうに、お伺いをしたいと思います。

○観光課参事（浜川和久君） お答えいたします。

委員十二名のうち、別府市内が七名、市外が五名で、うち四名が在京者でございます。

○五番（麻生 健君） そこで、この会議のメンバー構成が、全十二名のうち市外の方が五名、それから市内居住者の方が七名ということで、特に市内居住者ということですから、別府の事情に精通された方が七名も入っておられるということですから、別府の事情とか意見が十分に反映されるのではないかと思います。逆に考えますと、市外の委員の方も五人おられるわけですから、その市外の方には特に客観的に別府の観光戦略をごらんいただいて、市内に住んでおる人間ではいわゆる気がつかなかったこと、こういうことについて市外の委員として、ここはこうした方がいいのではないかと、あるいは、うちの方ではこういうふうに行っているのだがといったような意見を複合的・多面的に出し合って、今後の別府観光にとって実践しやすいように、しかも具体的に取組みとめていただきたいというふうにするわけでございます。

余りいい例ではないのですが、やはり先ほどの建設水道委員会の行政視察の際に行った市で、ちょっと項目は違いますが、都市計画マスタープランというものを策定するのに当たってコンサルタントに委託をしたということだったと思います。ですから、その委託をしたわけなのですが、それがそのまの、その都市の事情が反映をされてなかったというような業務結果が報告されて、一回それを全部白紙に戻して、自分たちでさらに検討を加えてマスタープランなりをつくり上げたという話を伺って帰りました。今度のこの会議では、そういったことは絶対ないというふうに確信しておりますので、その点につきましても、やはり実のある検討結果をぜひ出していただきたいというふうに思います。

いずれにしても、浜田市長の、選挙を含めてでございますが、別府観光を再生させたい、世界に冠たる温泉観光地別府を復活させたいという意気込みで、異議を唱える人は一人もいないと思います。そこで、まず事務局を任された皆さん方が、市長の意向を十分に酌んでいただいて、精力的にこの事業に取り組んでいただきたいと思っておりますし、また、選ばれた委員の方々の皆さんの事務局、市挙げての熱意でぜひ動かしていただきたいと思っております。この作業は、わずか一年間です。来年の九月でおしまいになるわけですから、ぜひとも頑張ってくださいと思います。

重複するかと思いますが、浜田市長も今度の選挙におきまして、公約として「別府観光再生宣言」ということを上げられております。今申し上げましたように、観光課を初めとするこの観光戦略会議に関係する皆さんの熱意と努力で、すばらしい観光戦略を練り上げていただいて、そしてでき上がった観光戦略の一つ一つに皆さんで魂を入れていただきたい、このように考えます。（「絵にかいたもち」と呼ぶ者あり）後ろの方から「画餅」とかというようなことが出ましたが、私は、そういうことは絶対ないと信じておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。よろしく願いをいたしたいと思っております。この項

につきましては、以上で終わらせていただきたいと思います。ぜひ頑張ってくださいと思います。

では引き続きまして、まちづくり推進室……（発言する者あり）それでは、まちづくり推進室ということに……（発言する者あり）はい。ということについて、質問をさせていただきますと思います。

まず、まちづくり推進室、この部屋はどういうことをしているのかということをお伺いをしたいと思います。

○企画調整課参事（平野芳弘君） お答えします。

まちづくり推進室は、市民と行政がよきパートナーとして機能する、市民と行政の協働のまちづくりを目指すため、まちづくり活動を行う団体を支援すること、及びまちづくり団体のネットワーク化を図ることを当面の目標に設置されました。現在は、まちづくり団体の活動を支援する「泉都別府まちづくり支援事業」のスムーズな事業展開につきまして、関係団体と協力しながら進めているところであります。

この「泉都別府まちづくり支援事業」につきましてですが、この事業は、別府市内で自主的に組織されたまちづくりグループが、おのこの独自性・地域性を発揮して取り組んでいる活動の波をさらに大きくし、全域に広めることで、まちづくりの機運を高め、別府観光の活力とするもので、一事業当たり六十万円以内の補助を行っていくものであります。

八月から一カ月間、事業計画を募集しましたところ、いろいろな分野から三十二件もの素晴らしい企画の応募がありました。今後、一次審査としての書類審査、二次審査は、公開により各団体から発表していただいた上で、学識経験者などを交えた審査委員により、補助対象事業を選考していただくこととしております。補助を受けた団体につきましては、事業が完了した後に、活動の報告会を公開で行い、まちづくりの活動を広く市民にPRしていきたいと考えております。

○五番（麻生 健君） ありがとうございます。今お聞きして、この前、補正予算ということで六月議会に出たと思いますが、総額五百万円。それから、一事業当たりの限度額六十万円を支援するということではありますが、今お聞きしたところによりますと、支援事業決定までの作業の中で、二次審査が公開で行われる、いわゆる公開プレゼンテーションという形で行われるようになっているということですが、せっかく公開でされるということですので、どういう形で公開されるのかちょっとわかりませんが、ぜひ関係者だけでなく広くPRをしていただきまして、できるだけ多くの市民がこのプレゼンテーションを見られるものなら見ていただきたい。そのためには、場所とか人数の制限とかの関係もありますので、事務局としては大変だと思います。しかし、ぜひ……（発言する者あり）いやいや、それはまちづくり推進室です。（発言する者あり）今言いましたように、人数とか制限もありますので、大変だと思いますが、ぜひより多くの市民を巻き込んで、別府市が、

まちづくり推進室がこういうことをやっているのだという理解をしていただいて、自分たちのまちづくりをやはり実感していただきたいというふうに思います。

そして、最終的に採用された地域、グループの人たちは、さらにその輪を広げていていただいて、答弁の中にもありましたように、ネットワーク化を図るということですから、幾つものグループが、それぞれやはり連携をとりながら、みんなでまちづくりをやっているという実感を持っていただきたい、体験していただきたいというふうに考えるわけでございます。

いずれにしましても、この事業もスタートしたばかりですので、皆さんに頑張っていていただいて素晴らしい事業に育て上げ、確か三年でしたですかね、ということで事業の期間が定められておるわけでございますので、ぜひこの件につきましても、頑張っていていただきたいと思います。

最後になりますが、先ほどから皆さん、いろいろ申されておりますように、観光課、別府市における観光課、それから観光戦略会議、それから、今質問をさせていただいておりますまちづくり推進室、この三つの事業につきまして、きちっと整合性を持たせて業務を推進していただきたいというふうに考えております。ぜひこの件につきましても、よろしく願いをいたして、この項の質問を終わらせていただきます。（発言する者あり）答弁はよろしゅうございます。（笑声）

それでは、次の道路行政についてということで質問をさせていただきたいと思います。

（発言する者あり）ちょっと答弁が少ないようですので……。 （笑声）それでは、道路行政について質問をさせていただきたいと思います。

まず一番でございますが、市道の現状及び今後の道路管理等につきまして、お聞きをしたいと思います。

では、今申し上げました市道の現状ということですが、私が考えますのに、道路も観光地としての別府にとりまして、景観の一つであるというふうに考えております。そこで、道路整備を行うことは、別府に来られる観光客の皆さん、それから別府で生活される市民の皆さんにも当然喜ばれると思われるし、安全な生活を営むために必要ではないかと思えます。今後とも道路整備を行う、先ほどの質問の中にもありましたが、除草の問題とか、そういうふうなもろもろの問題もあるわけでございますけれども、道路整備を行う際は、やはり地元と十分協議をして、説明等も十分した上で整備を行っていただきたいと思えます。

それから、よく言われる話なのですが、当然予算上の問題、予算の執行上の問題もありますが、年末、年度末にかけて道路工事が集中するというのが、私の耳にも多々入ってまいります。先ほども申し上げましたように、別府は観光地でございます。特に年末・年始については、観光客の方がたくさん来ていただくということで、特に年末の道路整備に

つきましては、施行のあり方を検討していただきたいというふうに思います。

また、これもなかなか難しい問題だと思うのですが、一度舗装した道路を再度掘り返す。それは、各家庭の事情など、地域の事情などが絡みまして、なかなか一挙に解決するのは難しい問題ではあるかと思いますが、道路管理担当課として、今申し上げましたことにつきまして、どのようにお考えになっているのかということをお聞きしたいと思います。

○土木課長（金澤 晋君） お答えいたします。

本市は、先ほども申されましたように観光都市でありまして、道路整備は大切なものと認識をいたしております。道路整備につきましては、地元の自治会等の要望を反映させながら、緊急性、安全等を考慮した整備を行っていただいております。また、施行時期につきましても、年末、年度末を避けた施行計画を立てて対応しております。また、市道における占用工事の掘り返し等を規制するため、民間企業及び市関係各課と一年に三月と九月の二回に分けまして、道路占用連絡協議会を開催しております。この会議の中で、占用者より提出された当該年度工事及び長期計画につきましては、工事の調整等を行っていただいております。

それから、なお、先ほど申しました新しい舗装された道路につきましての御質問でございますが、新設アスファルト舗装につきましては、三年以内の掘り返しは許可をいたしておりません。これは、道路管理者の占用許可条件の中にもありまして、そういう許可はいたしておりませんが、しかし、緊急工事や新築工事に伴う給水管工事、それからガス管等生活に直接結びつく占用物件につきましては、規制が難しいのが現状でございます。占用物件につきましては、今後とも占用者の協力を得ながら、掘り返し等の時期を調整していきたいと今後考えておるところでございます。

○五番（麻生 健君） どうもありがとうございます。そのようにしていただいておりますので、私から要望とかお願いみたいな質問ばかりなのですが、以前から私も心がけておったわけなのですが、特に四月二十七日以降、市会議員にならせていただいた以降、特にやはり道路について比較的車に乗っていても、特に歩いてみますと、道路の情景がよく見えるわけでございます。その中で、ポケットの補修 - - 穴ぼこですね、いわゆる - - の補修につきまして、私は、やっぱり事故が起こらないように、消極的ではありますが、別府市が補償を求められないように考えまして、発見した都度、土木課にお願いしておるわけでございますが、この件につきましては、極めて迅速に対応していただいております。先日も、議会の初日が終わりました昼食をとっている際に、私の知人と食堂で会ったわけなのですが、その際にもその知人が「最近の土木課は早くなったな」と。これが本当なのです。ということで、非常に迅速に対応していただくということについては、感謝の言葉が私にもそういうふうに寄せられておりますので、先ほどの阿南課長ではございませんけれども、別府市に対してもおほめの言葉をいただいております、ぜひ担当者の皆さんに、よろ

しくお伝えをいただきたいと思います。

それから、それでは、その他の市内の道路に関するということでございます。市道も含めまして、先ほどの質問の中には二千何百カ所経路があるということでございましたが、ただ、残念なことにこれはかなり前のNHKのラジオで、日本の道路にはカップルでといいますか、恋人同士で歩いてみたくなるような美しい道路が極めて少ないということが、NHKのラジオで放送をされておりました。先ほども申し上げましたように、やはり別府は観光地でございますので - - 質問に戻らせていただきますけれども - - その他市内に存在する道路に関するということと質問を上げさせていただいておりますので、他の道路管理者が管理を行う道路につきましても、私なりに、住んでいる市民は、この道路に関しては、国道であろうが県道であろうが市道であろうが、私道であろうが関係ないわけでございます。

そこで、管理の主体に関係なく要望が寄せられるわけでございますが、この件につきましても、市の土木課ということでございますが、どのようにお考えになっておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○土木課長（金澤 晋君） 先日の議案質疑の中でも御質問がありましたように、国道につきましても、二カ所別府市内にございます。それから県道につきましても、八カ所ございます。それから市道、認定路線と申しておりますが、行政区域内に二千三百九十二本の市道がございます。その総延長につきましても六百二十八キロと答弁させていただきました。これの維持管理を土木課が行っているところでございますが、国・県道につきましても、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、市民の方に対しましては、同じ道路という認識でございます。私なんかもそのつもりで県及び国に対してこの整備につきましても、十分に今までも働きかけを行っておりますが、今後につきましても、十分な働きかけを行っていきたいと思っております。

○五番（麻生 健君） ありがとうございます。他の道路につきましても、今答弁されたように、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきたいと思います。時間が大分下がってまいりましたので、スピードを上げてやっていきたいと思っております。

人事についてでございます。

四項目ほど上げさせていただいておりますが、まず、市職員のOBである私が、なぜ人事に対する質問をするかということとありますが、私が、三十年間市の職員として生活をさせていただいたわけございまして、この経験から言えることにつきまして、やはり適正な人事を行うことにより、職員の一人一人がやる気を起こし、市勢の発展、市民福祉の向上、ひいては地方自治の発展に大きく貢献することができると思えるからであります。

そこで、七月七日発令の今回の人事異動の中で、昨年度まで行われておりました管理職

応募制のみによる登用、単一の手法だけでなく推薦制との併用を取り入れていただいたということについての即断、英断されたということにつきましては、私としては高く評価をさせていただきたいと思います。しかし、今回されただけで、やはり今後、応募制と推薦制の併用による登用の割合がどうであるかとか、その方法と推移を今後注意深く見守っていくことが必要であろうかと考えております。そして、人事を一方的に見るのではなく、やはり多面的に見ていっていただくということは、これもまた大変重要なことではないかと思えます。

いずれにしましても、市民生活と大きくかかわる市職員の異動でございますので、市全体の振興であるとか市民福祉の向上とか、大きな影響を与えるわけでございますので、そこで、人事異動に対する一定の評価はいたしました。市長の基本的な考え方につきまして、質問をさせていただきたいと思えます。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

人事異動の基本的な考え方ということでございますが、目的は、市民生活に直接かかわっております市職員の能力を最大限に発揮させるということでございます。先ほど、職員に対するおほめの言葉もいただきました。今、職員は一生懸命やる気になって頑張っている、私も信じております。そのためには、適材を適所にということが基本だと思えますし、市勢発展、市民福祉の向上を目指すものがそこにあると思えます。その点は、議員と同様の考えでございます。

人事異動に際しましては、異動や確かに昇任という問題があります。このことにつきまして、そのときどきの人員構成、事務事業の拡大・縮小、また新規・廃止等の状況等、いろいろな要素がどうしても影響するわけでございますので、一生懸命職場で頑張っている人が複数いても、そのときの情勢の中でその職場につけるポストは一つであって、また全然ない場合もあるわけで、その場合、なれなかった人、異動でできなかった人、どう処遇するかも全体の士気を高め、保つためには、同様に考慮しなければならないと考えております。人事に一〇〇%というのではないと思えますが、それに近づけるよう努力することが大切だと思えます。

先ほど、今回の異動に際しまして管理職の登用について、従来の応募制と、今回推薦制の併用をさせていただいたこと、おほめの言葉をいただいたわけですが、人事異動に際しまして、本人の希望や意見、所属長の意見を十分聞く、そして何よりも市民サービスの向上のために求められている職場における適正能力等、現在・将来の状況や方向を職員一人一人に理解をしていただけるよう、そういう方向といえますか、多面的な見方や手法を考えて実施をしていくことが、議員も指摘しましたように、市勢振興や市民福祉向上につながるものと考えております。今後とも人事異動に対しましては、そういう基本姿勢でしっかりと勉強して頑張りたいと思えます。

○五番（麻生 健君） ありがとうございます。そのように進めていただければ、職員も喜んで仕事に精励できるのではないかというふうに考えます。

今、市長が、人事に対する基本的な考え方を述べられたので、職員の皆さんも、市長の考え方に基つきまして人事に取り組んでいただけたらと思います。別府市の人事の実情について、先ほど申し上げました七月七日の人事異動の概要についてお聞きしたいと思います。特に人事当局としての人事異動に対する基本的方針、それから特に年齢別、大まかに言いまして三十代前半ぐらいまでの若年層、それからそれ以降の中堅以上の層、そういった二つの層についての考え方をお聞きしたいと思います。また、管理職につきましても考え方をお聞きしたいと思います。

○職員課長（中尾 薫君） お答えいたします。

去る七月七日の人事異動は、市長部局は二百六十二人を初めとする、市全体で三百九十五人の異動でございまして、規模としては通例の中規模程度となっております。

御承知のとおり、現在、公務員に求められている資質というのは、非常に高く厳しいものとなっております。また、市民ニーズの複雑・多様化におきまして、かなりの専門性を市民も求めておられます。そのような外的要因、そして別府市は、御承知のとおり五十歳代が四〇%という職員構成になっております。全国的には、全市でおよそ三〇%でございまして、一〇ポイントほど高くなっているという状況がございまして、そしてまた人事につきましては、将来の組織、別府市役所をどうしようかという大きな視点も必要でございまして、その他リスク管理、その他いろいろな観点が必要であろうかと考えております。

そのような状況の中での人事異動の基本方針といたしましては、若年層につきましては、職員の個人能力と適正を図りながら、将来に対しての人材育成を行うということを基本に考えておりまして、基本的に三年程度のジョブローテーションといたしますが、いろいろな範囲を回させることを考えております。また、それ以上の中堅職員につきましては、先ほどもお話しいたしましたが、専門性を高く求められている現状の中におきましては、一定部門にその専門性を発揮させることを念頭に置いておりまして、在職年数にかかわらず過去の職歴等を参考に、本人意見や所属長意見を重視して行うように考えております。また、管理職についてでございますが、行政のあり方、職員意識の変化等々、管理職に要求されるものは大変大きく、厳しい状況となっております。先ほど申し上げました、いろいろな視点を勘案しながら、必要な職に対して必要な方を昇任、または配置がえを行うことを基本にしております。

○五番（麻生 健君） ぜひ、そのように配慮をお願いしたいと思います。

次に、女性の職員の登用について、基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

○職員課長（中尾 薫君） 女性職員の登用並びに異動等でございますが、現在、男女共同参画社会の実現のために、市挙げて取り組んでいるところでございまして、市役所とし

ても積極的に行っていかなければならないというふうに考えております。しかしながら、実態として女性の管理職は、現在二人しかおりません。その原因は、年代間・職種間における女性職員比率の偏りや、過去の女性職員に対する異動を初めとする処遇上の問題があるのではないかと私は考えております。

人事当局としましては、基本的に給料上の区別・差別はないわけですから、性による異動上の配慮は行わないことを基本として考えております。しかしながら、現実問題として管理職が二人しかいないという実態、また、母性保護の観点等々に基づいたその施策というのも必要であるということは、同時に考えております。

今後につきましては、女性職員を一定の比率の中で押し上げるようなアクションプログラムの要素を考慮しながら、女性については人事配置、昇任等について一定の配慮を加えていくべきだというふうに考えております。

○五番（麻生 健君） 優秀な女子職員も多いわけですから、今後ともぜひよろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、時間もなくなりましたが、最後に私の考え方というのですか、適正な人事は、はっきり申し上げまして、お金が一銭もかからない行革というふうに考えております。その職員の気持ちの持ち方次第で最大の効果が期待できる行革であります。そして、前市長も常々言っておられたわけですが、「節約は最大の収入である」。ただでできる行革でございますから、これ以上の節約はないわけでございます。この費用を一切必要としない行革を放っておく手はありません。ぜひ、今答弁いただいたように、いますぐ着手を、実行をしていただきたいと思います。山本五十六の言葉ではありませんが、「やらせてみて、任せて、そしてほめてあげないと、人は動いてくれませんよ」という言葉もでございます。また……（発言する者あり）「やって見せて」というのが一番先に来ようかと思いますが、国是、社是とかいう言葉もでございます。例といたしましては、「企業は人なり」。なぜ今、企業が人なりかということをもう一度考え直していただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○十二番（池田康雄君） ちょうど眠気の襲う時間になりますが、通告しております一般質問の順序に従って質問してまいります前に、私、今回この四月、二期目の議席を与えられたばかりなのですが、新しい市長さんが誕生されて四カ月が経過して、そして新しい市長さんの二度目の議会になっておるわけでありましたが、市長さんの交代劇というような場面に議員になって初めて出くわしておるわけでありましたが、この四カ月に、あるいはまた二回の議会の、今、二回目の途中でありますが、市長が変わるというものは、やっぱり大きいことなのだな、いろんなどころにいろんな場面で、よきにつけあしきにつけ大きな変化が生じるのだなというふうに感じておりますが、その中でも特にいい方向だと自分がこう感じられてうれしいのは、今議会でもそうなのですが、市民の方々の住みよいまちこそ

が、観光都市別府のまちづくりの原点だというような視点での発言が、いわゆる市幹部の方々から非常にたくさんいただける。これは、少なくとも私が体験してきたこの四年間には、さほど見られなかった現象なのではないかな。私は、常々、もちろん観光都市別府ですから、観光客の皆さん方を大勢呼ぶための別府市行政というのは非常に大事な柱なのだけれども、やはり市民のところにもう少し目線が欲しいなというような立場で常々質問をしまっていました。今回、今申しましたように、皆さん方の方でもすでにそういう目線で行政をやっていこうというふうに、少しいい方向で変わってきてくださっておるなという実感を持ちますので、きょう私も、市民が住みよいまちづくりに別府市行政が取り組むには、こういうところが大切なのではないかというような、できるだけ自分としては建設的な意見でやり取りをしてみたいというふうに思っておりますし、非常に何か心穏やかな気持ちできょうは質問ができそうな気がしますので、よろしくお願いします。

まず一点でございますが、市民の住みよいまちづくり、いわゆる市民の住みよいまちになるにはどういったことが大切なのか、幾つかの柱があると思いますが、この別府市は、文化的施設に恵まれていないといいますが、長い別府市行政が、その辺の目線でやっぱり取り組みを怠ってきておるというふうに考えております。いわゆる十二万を超える市民が生活する都市にふさわしい図書館という観点から図書館を見れば、お粗末でありますし、片や県都といえればそれまでですが、すぐ隣に行けば県の美術館と市の美術館を二つ持って生活できている大分市民のごくそばに、そういうものとはかけ離れた美術館しか持ち得ない別府市民でありますし、博物館があるわけではない、水族館があるわけではない。いわゆる文化的施設という側面から見ると、非常に貧弱な都市でしかない。しかし、今私がここに、だからいろいろ欲しい箱物をつくれということ、きょうは言いたいと思っております。気持ちはありますけれどもね。やはり莫大な予算を伴うわけですから、そういうものが、今の状況の中では難しい。だからといって、やっぱり文化度が低い現状をそのまま放置していいとは思っておりませんので、やはりソフト面でもっと行政が強クリーダーシップを持ちながら、あるいは深くかかわりながら市民の文化度を上げることが、施設設備が不十分であればこそ別府市行政に求められているのだというふうに認識しております。

そういう観点に立って、まず最初に、平成二年から始まったかと思うのでありますが、そして何年間か続いていた文化講演会というものが、継続されて行われていた時期があったかと思えます。毎月一回のペースが、そのうち年に三、四回のペースになって、そして、ここ一、二年、そういうものがどこに行ったかもわからないような状態になっておる。少なくとも私の目線からすると、この数年間、別府市行政は、ある一つの文化の推進力というものをもぎ取ったまま行政を進めてきているというふうに思っておりますが、もう平成二年以降の経過は要りません、ここ一、二年、どうしてその予算が、文化的な側面に

使われないうまま放置されてきたのか。そして現在は、その予算は、どういうことで今後使う予定でいるのか。その二点についてお答えいただけますか。

○企画調整課参事（平野芳弘君） お答えします。

本市のふるさと創生事業の推進組織としまして、平成二年五月十九日に別府市ふるさとチャレンジ事業推進協議会を設立しまして、文化講演会を平成二年七月から……（「ごめん、問題点が多いので、そんなの要らん。だから二点だけでいい」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。七十九回文化講演会を実施してきましたけれども、その後、基金金利の低下による運用益の減収や事務事業の見直し等により、現在、ふるさとチャレンジ事業は休止状態にあります。

それと、もう一点は、議員御指摘のとおり、文化講演をこれまでのふるさとチャレンジ事業推進協議会設置要綱等のこれまでの経緯・問題等も整理しまして、早急に新しい設置要綱や推進組織等の創設に取り組んでまいりたいと考えております。そのためにも市民の目線に立ちまして、国際観光温泉文化都市別府にふさわしいまちづくりのために、市民が身近に文化を享受することができるように、おのこの事業の対象を絞ったり、事業内容を改善したり、さらに、メリハリをつけるなど工夫して、今後事業を検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○十二番（池田康雄君） ありがとうございます。要は僕が言いたいのは、なかなかハード面の充実を急ぐなんというようなことが難しいわけですから、ソフトというものを充実させる必要があるのでしょうか。そして、そのソフトの一翼を担っていた文化的な行事、あるいは文化講演会という性質のものがあつたでしょう。それが、いろいろなことがあつたのでしょうか、消えるような形になっていますね。だけれども、それでは、それにかわる文化の新しいソフトがぼんぼんできておれば、僕はそこを問題視せんわけですから、僕にとってみたら、数少ない重要なソフトだったのですよ。それが凍結されたような形になっておるその理由は何ですか、そして、今後そこをどういうふうにご検討おるのかということをお聞きしたかったのですが、よろしいです。

とにかくそういう文化というもののハード的な側面が、極めて貧弱な都市の行政を担っている皆さん方ですから、だからソフト面でどれだけそれをカバーしていくのかということをお疎かにしてほしくないということをお願ひして、この問題は置きましょう。

次に、私は、文化の側面ともう一つ、市民が生き生きとして暮らせる展開、伸び伸びとして暮らせるというのですか、とにかく心穏やかに別府のまちでの生活を堪能する一つの重要な要素として、文化ともう一方でスポーツというものがあるのだと思うのです。そして、前市長さんの二期目の当初の時代に私は議員にならせていただいて、その当時、前市長さんの口からも何度か「一人一スポーツ」とか、「市民皆スポーツ」というような言葉が出ておつたのですよ。ああ、私は、いい方向に別府市というのは少なくとも向かつて

おるのだな、これは頼もしいなというふうに思っておったのですが、この四年間見てきま
すと、別府市は、本当に市民の生活に潤いを与えるための重要な要素としてのスポーツと
いうものの位置づけがあるのかなというように、私は考えることが多いのです。そして、
そういうもののリーダーシップを握るコントロールタワーとして働かなければならないの
がスポーツ振興課だという認識を持ってあって、私は、スポーツであるがゆえに、スポ
ーツ振興課の皆さん方が生き生きと、そして別府市民のスポーツを楽しむ人たちのいわゆる
輪を広げていくその役割を、より以上に進めてほしいということで、いつも期待してお
ったわけでありませう。しかしながら、現実問題としては、職員九人、臨時一人の十名枠の中
で、実際やられる作業は、年間に計画されているスポーツ行事的なものの消化に追われる。
それも一生懸命やりながら消化に追われるだけの現実を見てきて、そして、それがゆえに
だからスポーツの振興が、なかなか遅々として進まない。だから、何とかスポーツ振興課
が、本当にじっくりと別府市民のスポーツの底上げのために働けるような状況をつくっ
てほしいなと思っておった矢先に、今回、体育館ができて、スポーツ振興課はすぼんと
向こうに行って、「あいたたた……」と個人的には思っておるのですよ。こんなことで別
府市のスポーツの振興が前に進むのかなと。

で、お聞きしますが、今回体育館ができるまでにスポーツ振興課は、職員九人、臨時一
人ということでスポーツ振興課というものをやっておった。そのスタッフでは、僕の考え
る別府市のスポーツ振興というところにまでなかなか仕事が行けないぐらいに追い回され
ておったのですが、新しい体育館ができて、いわゆるスポーツ振興課というものが直営
の中で担当しておりますが、職員数の構成は、新体育館ではどうなっておるのですか。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

七月の異動以降の職員構成でございます。職員十一名、嘱託職員三名、臨時職員二名の
計十六名でございます。

○十二番（池田康雄君） つまりこの七月以降、体育館をスポーツ振興課が担うようにな
って、職員数で二名、嘱託員数で三名、臨時で一名ふえた。結局六名だけがふえて、そし
て新しい体育館の、そして市民の期待も大きい、そして別府市行政もスポーツ観光の中核
施設としていろいろな注目を浴びている箇所を、それぐらいの増員でいわゆるずっといこ
うとしているわけですよ。私は、こういうあり方というのが、本当に市民の住みよいまち
づくりの方向にあるのかということに危惧しているわけでありませう。総合体育館がどうあ
るべきか、どんな問題なのかということのを、きょうは触れませんが、スポーツ振興課
というのは何ぞやと。名前だけは「スポーツを振興するから」と言いながら、なかなかス
ポーツの振興というところまで、いわゆる市民のより住みよい、そしてよりスポーツを楽
しむ環境をやっぱり充実させていく、そこをスポーツ振興課がせんで、どこがするのです
か、するところはないのです。だから、そのところをやっぱり市長も助役も、何となく

僕に言わせれば、前回の流れから非常に安易にスポーツ振興課に振ってしまって、体育館を運営させているのではないかと思えてならぬので、そして、それが - - もう一回言いますけれども - - 本当に市民のスポーツを楽しめる環境を推進するということにつながっていくように思えないので、私は大きな問題としてまず取り上げておきたいと思っておりますし、きょうはほかにもありますので、これ以上の深入りはしませんけれども、問題提起をしておきたいと思えます。

続きまして、ここ数年、いわゆる「子育て支援」という言葉が使われております。また、「子育て支援」という言葉は、いわゆる狭義の子育て支援も含めまして、もうちょっと広い意味での、親が子供を育てていく、家族が子供と一緒に生きていく、そのときの行政としての全面的な支援というものをやっぱり考えてほしい。そうすることが、子供を抱えた親御さんや家族が、別府で気持ちよく生活できる。そういう観点から幾つかのことを聞いていきたいと思うのでありますが、まず、公立保育所の幾つかある施設を、中核施設として三つにするという方向であります。午前中にもそれに関連させて課長が答弁をしておられるのを私も聞きました、間違いなく私の耳にも入っておりますが。現在、公立保育所があります。幾つあって、その定員、一〇〇としたときに、平均的にはどのくらいの収容をしているのですか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

現在、公立保育所につきましては、直接管理運営をしている部分が十カ所でございます。定員が五百五十五名でございます。九月一日現在六百三十名の児童が入所しています。率に直しますと、一一三・五％でございます。

○十二番（池田康雄君） それに直接が十、間接が一ありまして、そこも恐らく私の知る限りは一〇〇をはるかに超えている。そういう状況にあるものを、中核施設という美的な表現でもって三つに集約していくという一つの方向と - - 一つの方向とですね - - 私は、前市長も子育て支援という側面においては非常に積極的に施策を施されているなど評価しておったのですが、少なくとも新しい市長も、子育て支援については全面的に進めていこうとしているのだと認識しておるわけですが、その子供を育てるそういう親御さんや家族や地域を大事にしますよという方向との整合性が、非常に見えづらい。一〇〇％を超えて現在十の施設があって、そして、それほどの親御さんたちの期待を集めながら運営されている保育所を三つに絞り込んでいって、そして片一方では子供を産んでください、子供を別府市の行政は大事に支援しますよという方向とが、どう結びつくのかなということが見えづらい。見えづらいですね。真反対に見えます。

だけれども - - だけれども - - 保育所というものの今と今後というのを見ていったときのこの理論・理屈というので、先ほど課長さんが説明した考え方は、私はほぼ理解できるのです。だけれども、私は、前市長時代からこの問題に関して一点大きなところを見落と

して進めている過ちがあるのだと思うのです。といいますのは、この保育所という問題は、保育所のすぐ上に幼稚園という組織があるのです。そして、この幼稚園という組織と保育園というものは、いわゆる管理が、厚生省絡みと文部科学省絡みとの違いがありますが、しかし、行われている実態というものは、極めて重複している部分がある場所であります。だけれども、この保育所問題を検討していくときに、どれだけ教育委員会の幼稚園部門とのすり合わせ、こね合わせ、そしてそのところを含めた幼児教育というような視点があったかと考えてみたときに、恐らく皆無に近い。そういう中で、私は、保育所という問題をとらえてきたのではなかったかと思いますが、その私の指摘に対して、阿南課長、何かありますか。

○副議長（野口哲男君） 休憩いたします。

午後二時五十九分 休憩

午後三時 十六分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

保育所、また幼稚園ということの関連でございます。私ども、直接教育委員会と幼稚園と保育所との整合性といいますか、こういう部分については協議はいたしておりません。全国で幼・保一元化という事業が、平成十二年度から進む中で、現在百七十一の自治体において幼・保一元化が図られているというのは知っております。ただ、私ども保育行政を担当する者といたしまして、平成十三年度の現時点にさかのぼってみますと、約二百四十名、保育所の児童の入所がふえております。そういうことから、保育所につきましては、より充実したものという保護者のニーズを選択する中でさせていただいているということが現状でございます。

○十二番（池田康雄君） そこが、やっぱり問題なのだと言っているわけなのであります。保育の問題あるいは保育所をどうするかという将来展望の中で、そのすぐ接続、私が言うまでもないことではありますが、別府市の場合、公立の保育所も私立の保育所もあるわけではありますが、幼稚園の場合は、圧倒的に公立というもので、そして一校一園の公立というものが、別府市の場合の幼稚園教育の主体であります。裏を返せばそういう公立・私立の保育所を経過してほとんどの - - ほとんどのですよ、全部とは言いません - - 幼児たちが、いわゆる公立の幼稚園を経由して小学校に上がっていくというのが、別府市の場合の実態なのであります。そうしたときに、別府市の保育所の将来を考えると、そのいわゆる別府市の公立幼稚園というものの将来像というもののすり合わせなしに、保育所というものだけが単独で動くということが、僕は、大きな過ちを生む行政の運び方であろうということを指摘したいわけでありまして、教育長も、今、知らん顔しておりますが、やっぱり教育委員会の責任も大きいですよ。

一方で保育所が、保育所の将来はどうあるべきなのかということ、やっぱり真剣に議論を議員と重ねておる経過は、皆さん方はそこへおって知っておるわけでありますから、そういうものを、やっぱりちょっと待ってくれ、うちにも幼稚園というのがある、そして同じいわゆる保育内容というのですか、いわゆる教育内容が重なるような児童を対象にしているときに、その問題をやっぱり幼稚園の将来、ひいては小学校の将来とも非常に密接なつながりがある問題であるという認識の中で、もうどっちが声をかけたとか、どっち側がその声をかけなかった、かけたというような問題ではなしに、僕は、そういう進められ方が、別府市の行政の中で行われておるということが、今顕著になったわけでありますから、そういうところを踏まえて、もう一回再吟味するぐらいのことが要ろうかなと思っておるわけでありますが、この問題を今すぐ市長、助役に振って答えをもらうのも答えにくからうかと思しますので、ここでとめますけれども、やっぱり僕は、これは尋常ではない、正常ではない、あるべく行政の進め方ではないということ、指摘しておきたいと思っております。

続きまして、児童公園の整備につきましては、昨年の九月に、私は、地域に点在しております「児童公園」と呼ばれる公園等の事柄を、やはり一つの大きな子育て支援の視点からもっと整理していく必要があるのではないかというふうな問題提起をしましたところ、そういう認識を持って、かなり着実に前向きにその問題にすでに取り組んで来ておりますし、来年以降もその視点で一生懸命やっていたくべく今作業を進めてくださっておるということ、今回の一般質問をする前のやり取りの中で聞き知りましたので、今回、項目には上げておりますけれども、今後ますますその視点で、より充実した公園行政を進めていただくことをお願いして、この項目はパスさせていただきます。

続きまして、子供を育てていく、子供を幼稚園にやる、小学校にやる、中学校にやる。残念ながら家が学校から遠い、子供を学校にやるには、それなりの交通費がかかる、大変だというようなことで、遠距離通学者に対して、国が、やはりそれは大変なことなのだとということで配慮をしておるかと思っておりますが、簡潔に質問しますので、簡潔に答えてください。別府市に国の規定によってどのぐらいの児童が、遠距離通学生としての配慮をなされておりますか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

支給対象者につきましては、小学生が、平成十四年度三十一名、平成十五年度が二十七名、中学生は、平成十四年度が十名、平成十五年度が十四名となっております。

○議長（清成宣明君） この際、議事進行のため、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

○十二番（池田康雄君） はい、ありがとうございました。私たち、市内に住んで比較的便利のいいところに住んでおりますと、いわゆる通学区というのは、比較的歩いて通える

というところをイメージしやすいわけではありますが、やっぱり別府をつまびらかに見ますと、小学校に通うにも中学校に通うにも、やや不便で交通機関を利用しなければならない子供たちもたくさんおるわけでありまして。

ただ一点、この問題でお願いをしたいことがございます。それは、国の規定は、小学校は四キロ以上、中学校の場合には六キロ以上の通学距離を持っておる者のみに対応する、つまり措置をする、援助をするということになっておりますが、その四キロ、六キロは、間違いありませんね、ね、課長さん。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

間違いございません。

○十二番（池田康雄君） ところが、私がきょう言いたいのは、その四キロ、六キロには満たないのだけれども、やはりどうしても母親の共働きの状況、あるいはお父さん、お母さんのいわゆる通勤時間が早いとか等々のいわゆる諸事情があって、家からは小学校の場合は三・八キロしか離れてないのだけれども、やっぱり子供の通学が不安だ、あるいは困る。だから、とにかく交通機関を使いたいのだけれども、しかし、それも今はばかにならない、経済的負担が来るといような、そういうような家庭も現にあるわけでありまして。ところが、もういわゆる、いわゆる行政の冷たさというのですかね、四キロ、六キロ、小学生は四キロ、中学生は六キロというところすばっ、すばっ、すばっと切られて、もうはしにも棒にもかからんで今処理をしているのが現状ではないかなというふうに思うのでありますが、四キロには満たないが、あるいは六キロには満たないが、やっぱり通学のときに公的機関等々を使わないと、どうしてもうまく通学できない子供がおるのか否かなどのよう調査は、今までやったことがあるのでしょうか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

遠距離通学につきましては、保護者の申請が学校に上がってきまして、それが教育委員会を経由して、市長決裁というふうになっております。それで、それに満たない子供が何人いるのかというのは、調査したことはございません。

○十二番（池田康雄君） 僕も教員で生きてきた人間ですから、言いたいのですが、やっぱり教員というのは、もっと温かくないといけない。もっと子供の実態につまびらかに目を向けるのだという姿勢を、やっぱり教育委員会みずから範を示すというような教育行政が大事なのではないかと思うのです。だから、一方では四キロですよ、はい、四キロの方はだれがおりませんかというようなところに、四キロや六キロのところに該当するのが明らか保護者に、手紙なら手紙を配って、はい申請しなさい、申請したらあげますよ、みたいなことが現実ではないかと察せられますので、やっぱりもう少し子供の通学実態、ある程度別府の場合、それなりの住所を見れば、大体これが四キロ未満だけれども、この子はどうしておるのかな、この辺からは……。それも小学校高学年ならばそこそこ問題ない

地域でも、小学校一年生や二年生の場合にはやっぱり問題だと認識できるような箇所だっているわけですから、そののところを前向きに調べ直して、単に遠距離通学者を「四」とか「六」とかいう数字ではしよるのではなしに、もっと市民の方々が安心して子育てができる、大きな意味での子育て支援という観点から、その部分については積極的に調査をしながら、場合によっては限られた人数でしょうから、単費での支援も視野に入れるようなつもりはございませんか。課長さんが答えにくかったら、教育次長さんぐらい、いかがですか。教育次長さん。はい。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

議員さんの子供を思うという気持ちは重々伝わってくるわけですが、境界線、例えば三・八のお子さんに遠距離通学の費用を渡した場合、では、三・六は、三・五はというふうに歯どめが効かなくなるということもございまして、教育委員会といたしましては、四キロ、六キロという距離を一つの区切りとして考えておるところでございます。そこを御理解いただければと思いますが、以上でございます。

○十二番（池田康雄君） あら、打ち合わせが悪いな。そう言ったら、そういう答弁では、僕は納得できませんよというのは、きのう言っておるはずだけれども。（笑声）そういうような、僕は、利光課長らしくない、自分の人間性をあえて鬼にして答弁しておるのかなと察するのでありますが、そういう種類の発想が、一番市民から嫌われる行政の進め方なのです。四キロを超えて三・九キロにしたら、三・八キロの人が文句言う。三・八キロにしたら、三・六キロが文句言う。だから、困るからせん。こういうような単純な発想では、子育て支援をしますよ、別府に住んでくださいというような行政は - - 断言します - - 進められません。そんな貧困な、数字だけで切り捨てるような、そういうところから一步も身動きできんのだというような教育委員会では、まともな教育はできませんよ。もうちょっと、少なくとも実態を調べる前からそういうような答弁をするということ事態が、僕はもう非常に残念でなりません。残念。僕の顔を見てください、本当に残念そうでしょう、ね。残念ですよ。少なくとも実態を見て、こうでした、ああでしたというのなら、まだ議論の中に僕も加わりますが。そして、教育委員会は教育委員会でどうしようもないところがあるのですよ。限られた予算の中でタコのしっぽを食うようにやっている、その中にまた新しい、何万円だろうが、新しいことを返事すると、またどこかを食わないかんから、なかなか自分のところで守らんと、人のところに迷惑をかけたらいかんというような発想になるのだろうと思うので、どなたか、そっちの方でちょっと……（発言する者あり）頑張ってみたいのだがというような雰囲気にはならぬですかね。（発言する者あり）はい、よろしいですよ、いいですね、はい。

残念です。やっぱりそういういろんな側面から子供を育てる。さっき僕がことわりましたように、「子育て支援」という言葉が用いられるのですが、いわゆる狭義の子育て支援

は子育て支援で大事にしてほしいし、大事にすべき中身なのでありますが、もっとそれ以外に、やっぱり行政でできる子供を育てる支援というのができないのかというふうにして、そういう目線を広げて、自分の担当の中で少なくともこぼさないように、別府に住んでよかったという市民を一人でも多く、たくさんつくる。そういう行政マンの集団であってほしいというふうに思います。

続いていきますが、私は、高校現場で二十六年ほど生活してきたのですが、高校現場の、私が教員をしていた時代の生徒指導の中核問題は、やっぱり喫煙問題なのです。この喫煙問題をやっぱり解消するのに、教員の力というか、教員の指導力だけにおんぶしても、この問題は解決はしないだろうと思っておるのでありますが、恐らく中学校においても幾つかの生徒指導の重要な柱があるのでしょうかけれども、その中の大きな柱に喫煙問題はないのかなと思っておりますし、今はもう中学校にとどまらず小学校の高学年あたりでもそういう問題は出てきておるのが、別府市の現状ではないかと思いますが、その辺の状況についてお知らせいただけますか。

○生涯学習課長（入田勝人君） お答えいたします。

喫煙の低年齢化のことなのですが、議員御指摘のように、昨年度から小学生による喫煙事例の報告も受けております。また、夜間・深夜の外出時で喫煙やたばこ所持で補導された事例も報告されております。

○十二番（池田康雄君） ごめんなさい、違うのではないの。今、僕が聞いたのは、中学校でもそうだと思うし、小学校でもそうだと思うのですがという、現場の実態を聞いたのに、課長さんが担当ではないでしょうか。学校教育課の担当ではないの。違うの、いいの、生涯教育でいいの。

○生涯学習課参事（佐藤泰朗君） お答えいたします。

市内の小・中学校で、喫煙に関して指導したという報告書が、青少年センターの方に上がるわけですが、その数を年度ごとに申し上げますと、平成十年が四十一名というような感じになります。（発言する者あり）

○十二番（池田康雄君） どうしたのかな、せっかくきょうは心穏やかに六十分を終わろうと思っておったのに。僕が聞いておるのは、聞いてくださいよ、僕は、高校の教員の現場で生徒指導の大きな問題点として喫煙問題があったのだと、高校現場ならわかるのだけれども、中学校は知らんのだと、小学校の実態はよくわからんのだと、だけれども、推察すれば、やはり中学校の大きな生徒指導の柱の中にも喫煙問題というのはあるのではないですか、そして小学校もやっぱり高学年の部分にはそういう問題も今生じてきておるのではないのですか、こういうふうな質問が、それほど難しいのですか。現状はどうなのですかと言うのですよ。

○生涯学習課参事（佐藤泰朗君） 今、池田議員の御指摘のとおり、喫煙の問題につきま

しては、小学校の低学年から喫煙について指導を受けたというような報告も上がっておりますので、小学校及び中学校においても大変重要な大きな問題だという認識をしております。

○十二番（池田康雄君） 高等学校の生徒を見てきた中で、多分これは高等学校だけの問題ではない、中学校だということは強く認識できますし、そのつながりの中から見ても、あるいはいろんな報道等を見聞きする中で、やっぱり小学校の中学年以上までも、今は喫煙という問題は、やっぱり低年齢化しているといえますか、浸透してきているのだと思うのです。それで、やっぱり僕は、これは非常にゆゆしい問題だという認識をしておるのですよ。これは、先ほどもちらっと申しましたが、学校現場でこれ、生徒指導という枠の中で喫煙をする子供を指導して、非喫煙者に導くというのは、非常に難しい、学校現場で。かといって、それでは家庭の問題だといって投げかけて、家庭でそれがきっちりと指導できるような状況が蔓延しておるのなら、こういう問題は起こってこないわけですよ。しかし、それはその家庭の教育力が低下しておるからだというふうにして、切って捨てたって、この問題は解決しないわけですよ。

いいですか。だから、そういう状況の中にあって、生涯教育課が担当している青少年センターを中心にしながら、やっぱりいろんな関係各者が集まって幾つかの問題の重要な事項として、喫煙指導なり喫煙対策を立てておるわけですよ。一生懸命やっておるのですよ。そして、学校も保健体育を通しながら指導しているでしょうし、あるいは特別授業等々で、時には警察の方や、時にはお医者さんなどを呼びながら、適切な喫煙をすることのマイナス面というものを子供に啓発しながら、何とか喫煙をしないようにと指導しておるのですよ。それはわかるのですよ。だけれども、なかなかそこに歯どめがかかってないからこそ、何十年も引き続き学校現場の大きな指導の柱として喫煙問題が出てくるわけですよ。

だから、そういうことで私がきょう言いたいのは、そういうような子供たちがふえていくことは、決して住みよいまちになっていかんわけですよ。それを一学校の教師集団や、一家庭やというところに押しつけて、あたかも喫煙の問題を市行政とは無関係であるがごときに推移してきていることに、個人的には不満を持っておるわけですよ。だから、学校現場だけで解決できにくい問題ではないか、家庭だけでもやっぱり解決できにくい問題なのではないか。そうすると、やはりそれなら行政としては、何かできることはないのかということ発想してほしいわけですよ、それも一生涯学習課というようなところとか、学校教育課というところだけの問題ではなしにね。そういうものの対策の大きな力を持つものの一つとして、やっぱり自動販売機の規制なり廃止なりというようなところまでを考える、つまり視野に入れるような、そういう青少年の育成に懸命な市政というものはいかなのか、ぜひそういうような方向もひとつ検討してほしいというふうに言いたいわけでありませう。そういうものは、なかなか観光都市であるがゆえに云々とか、あるいは不便にな

るとかというようなところ、僕は、そういう大人の便利さとかというようなものをやっぱり大事にし過ぎておるがゆえの弊害が、子供を困った状況に追いやっている側面があるのではないかということでもありますから、この大人の集団が、もっと誠実に、誠心誠意をもってこの問題と向き合う、そういうところで別府市も何か対策を立てられないかというふうに問いかけたいのでありますが、きょうは、この問題はこの程度にしておきます。

続きまして、数カ月前に長崎で、同じような事件は残念ながらいつも起こっておるわけですが、長崎の屋上の駐車場のところから四歳の幼児を突き落として死亡させたというような事件がありました。その加害者の少年が、成績が優秀な中学校一年生ということで報道されましたが、そのときにも痛切に思わされたのでありますが、小学校高学年から中学一、二年の男子の子供のいわゆる男の生理といいますか、その辺のところはしっかりと対応した学校教育の実態があるのかな。そのところで、女性の教師集団たちが、男性の小学校の高学年や中学一年生等々の、あのいわゆる男独特の性の衝動プラスアルファの、性にまつわるところの体の変化みたいなところで、僕は、しっかりと真正面からとらえて教育することが非常に大切だと考えておるのです。そうやって見ましたときに、私は、小学校の高学年にしても中学校にしても、その辺は全く無関心に職員構成というのがなされている側面が、今日ありはせんのかなというふうに思うのですよ。小学校高学年という区別ではわかりにくいでしょうから、中学校あたりで、今、職員、講師を含めての男女比の割合というのは、どんなふうになっておるのですか。答えやすい単位でいいですから、ちょっと答えてみてください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

中学校では、百六十四名教諭がありますが、その中で六三％が男性、三七％が女性となっております。

○十二番（池田康雄君） はい、ありがとうございました。六十数％対三十数％ということではありますが、自分が中学校時代のときにはどうだったかというようなところを見ると、やっぱりかなり大幅な時代の変化を感じるのですね。それは、単にやっぱり時代の変化だから、そういうような流れは、それは仕方がないのだ、それはもうどうしようもないことなのだというようなとらえ方で、この教育の現場をそのまましていいのかなと、個人的に思っておるものの一人であります。

例えば講師なんかを見ましても、絶対数というのですか、講師として残っておるというのか、予備軍として残っておるのが少ないのでしょうかけれども、僕は、やっぱり圧倒的な比率で女性講師の方が多くて、男性講師の方が少ないというような実態があるのではないかと思うのですよ。だからその辺、その人事の問題になりますと、いわゆる別府市教育委員会ではどうしようもないのだというように言うのを時に聞くのですが、僕は、講師なんかの部分につきましては、やっぱりかなり市の裁量というのは持てるところがあ

るのではないかと思いますので、いわゆる教育、僕が問題提起をしたいのは、親が安心して子供を学校にやるときに、その小学校の高学年を持ったり、中学生を持ったりしたときに、そこで十全な教育を保障していくためにいろんなことがあるのだろうけれども、教員の性というものは、無関係だと言いきれるのかということあたりは、一遍教育を預かる教育委員会として、いろんな研究・分析・勉強をしてみしてほしい。そしてまた、勉強ができたぞといったら、また一緒に議論したいというふうに思いますので、その問題はよろしくをお願いします。

続いて、別府市民ですから、そして世界で有数の温泉量を誇る別府ですから、温泉の恵みをだれもが受けられているというふうに、別府市外の人たちは思っておるのですね。ところが、私たちの回りを見回して、本当に別府市民であるがゆえに温泉の恵みを享受できておるのかなと見たときに、僕はそうとも言いきれない。せっかく近くに温泉がありながら、それが例えば一番近い、最寄り組合温泉であって、そこは組合員の方しか入れないがゆえに、なかなか温泉に、もちろん自動車に乗って五分走れば市営温泉がどこかあろうがと言えればそれまでですが、げたをつっかけて行ける距離には、市営あるいは市有区営等の温泉がないがゆえに温泉に入れんで困っておる、あるいは入れんで残念がっておるというような人を何人も聞くわけであります。そこらあたりをやっぱり別府市に住んでいる以上、身近なところで温泉が楽しめる環境を整備するというのは、日本に数少ない温泉課を持っている別府市としては、非常に大切な行政の柱ではないかというふうに考えるわけです。

市有区営温泉というのがありますね、そして市営温泉というのがありますね。いつも観光客をも受け入れる施設を「市営温泉」と呼び、いわゆる地域住民が入るのがメインなのが「市有区営温泉」と呼んでおるのならわかるのですが、実態はそうではないのですね。市営温泉ではあるけれども、その実態は市有区営温泉と何ら変わらないおふるもたくさんありますね。そして、別府市の「公衆浴場」と呼ばれる、そして公衆浴場で温泉を楽しんでいる方たちの多くの割合の方は、市有区営温泉で温泉を楽しんでいるのですね。私は、この市有区営温泉に対する別府市の行政は、今より以上にもっと市民が利用できるように、いろいろな施策をどう施せばそういうふうになるのかということ、真摯に検討してほしいと思っておるのです。

遠島課長さんあたりに事前に聞きますと、市営温泉には当然やっておるけれども、市有区営温泉にも本管から続いておるパイプのところぐらいまでは清掃を、本来は市有区営だから区営で担当するのだけれども、一応そこまでの掃除は市が援助しておるのですよと。あるいは貸付制度みたいなものがあって、市有区営温泉が必要ならば、一部を補助金としてあげ、一部を貸付金として渡しておるのですよというようなことは聞き知っております。しかし、それで別府市の多くの市有区営温泉が、いわゆるきれいな環境の中で地域住民た

ちをいつも快くお湯に入れるような環境で維持させ得ているかということ、僕はそうっていないと思いますよ。だから、それだけの手だてでは不十分なのではないかと言いたいわけであります。

だから、やっぱり言葉で市民が住みよいまちづくりにするのだということはいいいことだから何十遍、何百遍言ってもいいけれども、大切なことは、そういう一つ一つに、より住みよくするために自分たちのできることは、このほかに何かあるのかという目線を、ぜひ温泉課は、とりわけ別府の命でありますから、別府市民の財産でもありますから、一生懸命考えて仕事をしてほしいなということを要望して、終わります。

○四番（国実久夫君） 質問届け事項に沿って、質問したいと思います。

第一に、南部地区の環境・道路整備について。

まず、私が南校区、南部地区を回ってみますと、戦災に免れたおかげといいますが、そのために現在は、土地の所有者と建物の所有者が違い、寂れて、倒れかけた空き建物等が多くて、非常に美観を損ない、かつ危険なところが多いのが実情であります。そこで、まず防災の面から火災予防、危険性はないのか、また事故が起こるまで放置しておくのか、お尋ねしたいと思います。

○消防本部予防課長（工藤邦男君） お答えいたします。

空き家の管理につきましてでございますが、別府市火災予防条例に規定されておるところでございます。空き家の管理につきましては、空き家への浸入防止、これは火災予防上の観点でございますけれども、それから、周囲に燃えやすいものがないかどうか、それから、火災予防上必要な措置がされているかというようなことが視点であろうかと思えます。さきに相談をいただいておりますところでございますけれども、空き家の管理につきましては、火災予防の見地から、管理権限者に浸入防止等の措置を文書で依頼しているところでございます。

○四番（国実久夫君） それでは、防災上放置された倒れかけた空き家等は、行政の力で何とか処分できるような条例制定はできないものか、お尋ねしたいと思います。

○消防本部予防課長（工藤邦男君） お答えいたします。

空き家の管理でございますけれども、空き家の処分について条例で定めてはどうかということでございますけれども、火災予防条例は、国の準則によって定められているところでございます。条例に規定することは、現在、火災予防条例に規定されている火災予防の見地からいたしまして、困難と判断するところでございます。

○四番（国実久夫君） そうしますと、近隣の市民は、ただ傍観するのみですか。私は、行政がやる気があるならばできるのではないかと思います。例えばですけれども、たばこばい捨て条例、三階以上の建物はいけなとかいう条例もできております。どうか迷惑のかかっている近隣の市民のためにも真剣に考えていただきたいと思います。

それでは次に、五番議員さんが言われましたけれども、南部地域の道路整備についてお尋ねします。

私が、自転車に乗り南部地区を走っていると、本来さわやかな気分になるべきところが、道路が継ぎはぎだらけでがたがたで、おしりが痛くて泣きたくなるような状況であります。私から見ますと、南部地区の道路整備が、他の地区よりおこなわれているのではないかと感じられます。今後の対応を聞かせてほしいと思います。

○土木課長（金澤 晋君） お答えいたします。

南部地区の道路整備の現状についての御質問でございますが、南部地区は、まず最初に、平成十四年度に整備している箇所につきましては、十二カ所整備しております。側溝の延長にいたしましては三百七十四メートルしておりますし、道路の舗装につきましては、六千四百平米程度を舗装しております。南部地区につきましては、こういう整備を行っておりますが、毎日のように側溝、舗装、陥没等の要望が百四十六自治会より寄せられておる現状でございます。これにつきましては、土木課も逐次今対応させていただいておりますが、なかなか議員さんのおっしゃるような整備が行き届いてないというのが現状でございますが、今後、十分議員さんの要望にこたえられるよう整備を進めていきたいと考えておるところでございます。

○四番（国実久夫君） もう一つ。南部地区には里道が多いのです。市道だと聞いております。里道について管理等が十分されてなく、不法専有等が見受けられます。また里道上に建物等がはみ出してあり、防災上も危険な箇所が存在しているのが現実であります。これら民地、境界等がはっきりせず、管理上問題が生じております。現在、里道として使用していない箇所等についても、民間等へ払い下げる考えはないのか、お伺いしたいと思います。また、今後の里道管理について、境界確認等の対応をどうしていくのか、お考えを聞かせてください。

○土木課長（金澤 晋君） お答えいたします。

議員さんお尋ねの字図上に存在しておりますが、現状としては使用されていない里道等が見受けられるという形でございます。これにつきましては、現地調査を十分行いながら、払い下げが可能かどうかというような形を検討していきたいと思っておりますが、現在、土木課におきまして、法定外公共物譲渡推進室というのがございます。これは、里道・水路の国有地を権限委譲のために別府市、市の方に払い下げていただくというような作業をしている部署でございます。これは、平成十七年三月三十一日までに別府市内の水路・里道・道路につきましてはの作業を譲渡・譲与作業を済ませていきたいというような形で、今頑張っておるところでございますが、この作業も影響してまいりますので、今後、こういう推進室等と協議しながら、そういう払い下げができる分につきましては検討していきたいと考えているところでございます。

○四番（国実久夫君） はい、わかりました。では、そのようによろしくお願いします。それでは、次にまいります。別府観光浮揚の具体案について。

私は、七、八年前、家内と上海を旅行いたしまして、ライトアップのすばらしさに感動しました。別府でもできたらなと思っていたのですが、最近ですか、イルミネーション事業が実施されておりますが、私から見ますと、規模が小さいように思われます。これを観光浮揚の一つとして全市的に拡大してはどうかと思います。お答えをお願いします。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

イルミネーション事業につきましては、年末年始の別府の夜を演出するということによりまして、商店街の活性化を図るということで、別府商工会議所が、平成十二年度から各地で実施いたしております。昨年度は、楠商店街外九つの商店街がこの事業に参加しまして、事業総額は六百八十四万円に對しまして、別府市は、電球購入費としまして年額二百万円の補助を商工会議所に支出した経緯があります。

このイルミネーション事業を別府市全域に拡大し、別府観光の浮揚の一つとしてはどうかという御提言でございますが、現在のイルミネーション事業は、商店街の活性化を目的としておりますので、観光振興を目的とするということになりますと、実施する場所につきましても、商店街だけでいいのかとか、また観光施設なども加える必要があるのではないかと、また事業主体につきましても、商工会議所でいいのかとか、全体の事業の企画、予算の見直しなども考慮する必要があるのではないかと考えております。

また、先ほども申しましたが、現在実施しておりますイルミネーション事業につきましては、商工会議所が事業主体となっておりまして、三カ年計画で十四年度から十六年度まで、年額二百万円を補助するということを約束いたしております。できましたら、現在の商店街を中心としましたイルミネーション事業を平成十六年度まで継続させていただきまして、その後、この事業を実施したことによりまして、商店街を訪れる買い物客がふえたのか、また売上額がふえたのか、そのような経済効果を検証する中で、議員さんが提言されております観光浮揚を目的としたイルミネーション事業につきまして検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○四番（国実久夫君） では、継続をよろしくお願いします。

次に、「別府駅」の名称を「別府温泉駅」に改称できないか。また、「東別府駅」を「浜脇駅」に改称するよう、JRに働きかけていただけないものか、どうでしょうか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

「別府駅」それから「東別府駅」でございますが、駅名の改称につきましては、これは市民のやっぱり総意が必要だということと、それから、またJR本社の意向、また、もし実施する場合、コンベンションビューローの組みかえとか看板の差しかえとか、これは多額な費用の問題もありますので、いろいろと我々も研究して、今後検討課題とさせていた

だきたいと思います。

○四番（国実久夫君） まあ、研究してみてください。

次に、六月の初めに松原一区の方から、すぐできることとして観光客が喜ぶ足湯を早く新設するようにとの提言がありました。そのときは聞きっ放しだったのですが、我々観光経済委員が、視察旅行で七月中旬に山形県の上山市という人口三万五千人ぐらいの市なのですが、行きまして、そこに公営の足湯が四、五カ所ありました。非常に情緒がありまして、別府にもあったらよいなと感じて帰ってきました。そこで、別府としても公営の足湯ができないものか、お答えいただきたいと思います。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

現在、市営温泉におきまして今その可能性は求めておりますが、各温泉とも、年間を通じての湯量また温度、特に冬場が問題なのですが、一定しておりません。今まで浴場に給湯するということを主体と考えておりましたものですから、その辺につきましては、また今後の検討課題として考えさせていただきたいと思います。

○四番（国実久夫君） 湧出量日本一という別府温泉で足湯がないのは、非常に寂しいです。ぜひ、早く着工していただきたいと思います。

次に、観光立市を標榜する別府に来られる観光客に対して恩典なり、何か自分なりに考えてみまして高速道路を利用して別府に宿泊にいらっしゃるお客様には、高速料金の割引とか一部負担とかを考えたらどうかな、打ち出していたらどうかなと思います。どんなぐあいでしょうか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

高速道路の件でございますが、別府市にお越しになる観光客は、皆様方、車のみならずいろいろな交通機関を利用して来るお客様がいらっしゃいます。そのような中で高速道路を御利用のお客様だけの料金を一部負担する場合とか、そういう面からいきますと公平性の問題、また財政面の問題もあると思いますので、大変難しいかと考えております。

○四番（国実久夫君） 議長に許可をいただきまして、市長に写真を見ていただきたいものがありますので、お願いします。ちょっと回して……。 （写真を市長に提出）

浜脇に河内谷溪谷というのがあります。私の家から自転車で五分であります。市内に溪谷があり、すばらしいということで、私も早速行って何度も何度も見ました。写真でありますように、トラがほえたような岩があります。この滝に名前がなければ「トラの滝」とつけてでも観光客を呼びたいと思っております。

そこで、行政にお尋ねしたいのですが、河内谷溪谷は観光マップにも載っておりません。今後、看板等を整備して観光地として売り出す考えはないのでしょうか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

河内谷溪谷につきましては、地元の方々にとって憩いの場としてなれ親しまれている場

所でもございますが、観光地として売り出すとなりますと、今は道路も狭いし、なかなか駐車場等の問題もありまして、看板それからマップ等は検討して、これはできるのではないかと私も考えておりますけれども、やはり駐車場、道の狭さ、そういう問題も多々ありますので、これからは関係課といろいろと協議しながら、この河内谷溪谷を観光の名所として研究していきたいと考えております。

○四番（国実久夫君） よろしくお願ひします。

次に、現在行っている四月の温泉まつりに扇山火まつりがあります。夜間に野焼きをしていると認識していますが、もっとアイデアを出して温泉マークをかたどって焼いたら、もっとすばらしいなと自分なりに思っております。どうでしょうか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

扇山の火まつりでございますが、扇山の中腹に温泉マークを描き出す火まつりについては、昭和三十六年まで行われた経緯がございます。しかし、技術的に大変難しく、失敗したこともあると聞いております。また、昭和五十一年より現在の火まつりを行っておるわけでございますが、これは野焼きを兼ねておりまして、採草組合との兼ね合いもございませぬので、現在の形で行っておりますので、これもまつり検討委員会の中で、そういう議論が出ようかと思っておりますので、検討の課題とさせていただきます。研究したいと思っております。

○四番（国実久夫君） ありがとうございます。今後とも検討してみてください。

最後に、私なりのアイデア・テーマを提言させていただきまして、何とか別府、観光立市としてインパクトのあるものがないものかと日夜思案しております。先月、女房と二人で志高湖まつりに行ってきました。四百本のたいまつが、湖を囲みます。四百本なのか千本なのか、一万本なのか、何となく女房いわく、「幻想の中に入れなかったね」。私は、別府の祭りが、ちまちました小さな祭りに思えて仕方ありません。そこで、市長にもお願いしたいのです。近隣の観光地との連携を密にして相乗効果を生むようにするとか、市の職員総出で加勢するとか、実践できるものから逐次していくようにしていただきたいと思ひます。

最後に、市民と行政が一体となった観光浮揚策が構築されることを切に希望いたしまして、この項は終わります。

次に行きます。次に、扇山ゴルフ場の経営について。

この項についての答弁は、必要ありません。今までの市議会の答弁を見せていただき、恐らく株式会社のことだからと責任回避されるでしょうから、結構であります。扇山ゴルフ場の決算報告書、事業計画書を見せていただきました。具体的な決算数字についてはどうこう言うつもりはありませんが、この決算報告書を見て感じたこと、かつ、また今後の市としての最善の方法を見いだしていただきたいと思ひ、通告しました。

この二十六期決算報告書の代表取締役の方は、七月で辞任されて今はもういません。その方が、社長として常に感じていたのが、第三セクターへの甘い経営体質、価格競争や耕地整備などでよその施設に比べて後手に回っていた。昔ながらの役所体質から一刻も早く抜け出してほしいと注文をつけたとあります。しかし、この後の人事では、浜田博市長が会長で、大塚助役が社長とのこと。ほかに代表取締役専務さんが一人おられたようですが、この方も先日辞任の届けがなされた様子。

そこで私が言いたいことは、結論から申しますと、この株式会社は、債務超過で必ず破産します。一日も早いうちに民事再生法の届け出が必要かと思えます。どういうことかと申しますと、第三セクターの実質責任者はだれなのですか。法律上は、もちろん代表取締役であることは百も承知しております。しかし、その代表取締役は、市長がかわれればまた変更される、そんな軽いものでよいものなののでしょうか。あるときは会社の取締役が決めることと言ひ、またあるときは五一%出資者、株主である市の責任と言ひ、一体全体このだれの責任かわからないようなことが現実であります。恐らく四九%の他の株主さんたちは、市の責任において措置をしてくれと言うだろう。その資というものは、だれのものですか。市長個人のものでもない、一般市民の税金から成っているものと認識します。平成七年に会員権預託預かり金一口四百万として十年後返済の計画を立てた、その当時の代表取締役まる方ももういません。かつ昭和五十二年、法人を設立した代表者の方も今はいません。法人を設立して二十五年経過していますが、剰余金もなければ、多額の借金十五億円ほどを残し、このような破産状態にした経営計画が狂った見通しの甘さについても、だれも責任をとりません。これが民間の企業であれば、旧経営陣は退陣するだけでなく、損害賠償の対象にもなりかねません。そういうことで、民間の代表者の方々は、命がけ、死に物狂いで経営を行っているのが現実であります。過去の歴史と現社会の不景気のどん底等をかながみますと、このままずるずる経営を続けても、経営状況はよくなるどころか、ますます借金がふえて市の負担が増加し、市財政にも悪影響を及ぼすことは明白であります。平成十五年度の決算収支予算案も見せていただきましたが、この収支案では百万ぐらいの利益を予想していますが、とんでもないことです。ゴルフをする人はわかると思いますが、現在はアメリカンスタイルといいまして、低額料金しかいかないのが現実であります。私は、百万の利益どころか、八千万近くの単年度の赤字になると予想します。

そこで、別府市民共有のあの広大な土地、市民皆様のものである出資金が本当に市民のためになるためにも、ぜひしがらみのない、市長に民事再生法の決断をして経営を真の民間委託するなり、本当のオーナー経営ができるように再出発するなり、考えに考えて、しつこいようですが、一日も早く扇山ゴルフ場が市民のためのものになるようにしていただきたいと切にお願いしまして、この項を終了させていただきます。何かありましたら、一言どうぞ。

○企画財政部長（友永哲男君） お答えいたします。

近年の経済情勢を背景にいたしまして、欠損金が増加する、それから事業計画と事業実績が乖離をするなど、経営が深刻化するというのが、このごろの第三セクターで増加しているのが現状でございます。

そういう中におきまして、株式会社扇山ゴルフ場の経営につきましては、やはり長引く経済不況によりまして、入場者数につきましては、対前年比におきましても七百四十一人減というような状況でございます。そういう中で市といたしましても、大変危惧をいたしている状況の中で、本年の五月二十六日の取締役会の中で、扇山ゴルフ場の経営改善委員会の発足が決議をされまして、六月十四日に第一回が、八月十八日に第二回が開かれまして、諸問題の解決に向けて検討されている状況でございます。

今後におきましても、市といたしまして、五一%の株主でございます。そういう中で株式会社扇山ゴルフ場に対しまして、これより一層の経営改善を強く求めていきたいというふうに考えておりますし、また、市としてとるべき方針について今後検討してまいりたい、そういうふうに考えております。

○四番（国実久夫君） その件については、そのぐらいにしておきます。

次に、別府球場について、新野球場についてお尋ねします。

某新聞によりますと、市長は現実には、県知事さんに早期着工をお願いに行っています。そこで知事さんから、「別府市の要望について、だめとは言いません。何とか実現できる方向でお互いに知恵を絞りましょう」の言葉をいただきましたと、新聞で述べられております。そこで、私がお尋ねしたいのは、新野球場の建設場所は、もう決定しているのですか。私なりに問題点がありまして、もし一〇〇%確定していなければ、代替地として南立石公園に建設できないものか、お尋ねしたいと思います。

○建設部長（亀岡丈人君） お答えいたします。

新野球場の建設場所のことでございますが、この建設予定地につきましては、平成十二年度において別府市総合体育施設建設等検討委員会の答申、また別府市軟式野球連名の要望、そして昨年度、稲尾和久氏が会長でございます別府市軟式野球別府市新野球場建設推進協議会において、いずれも実相寺中央公園内の第二多目的広場が最適であるとの御報告をいただいております。

ただいま、四番議員さんは南立石公園はどうかという御要望でございますが、この南立石公園は、総合公園の位置づけの中で、都市緑化植物園という位置づけがなされております。その中で今までに国の補助を受けまして、用地買収から、また植物公園にふさわしい樹木、また園路そして小川等を築造してまいりました。当然ここで野球場となりますと、今までの国庫補助の返還、これは補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律ということで、補助金の返還を求められるということになります。ということをお断りいたしま

して、南立石公園では、私どもはちょっと考えられないと思っております。

○四番（国実久夫君） わかりました。新聞紙上では、新野球場の事業費は十五億円程度とのことでありますが、私は数億円でもいい、五億でも、できるだけ早くグラウンドだけでも早期に整備していただいて、次にスタンドづくりをすとか、段階的に進めてでも一日も早くつくるのが、行政の使命ではないかと思っておりますが、どうでしょうか。

○建設部長（亀岡丈人君） お答えいたします。

十五億円程度ということでございますが、新野球場の事業費につきましては、これは類似施設の建設費を一応参考にしております。今後、基本設計また実施設計等の段階で具体的な事業費が確定するものと思っております。

私どもも、先ほど四番議員さんが言われましたように、一日も早い完成を願っております。また、この後また新野球場の御質問があるかと思っておりますが、その多目的広場の中に一部民有地がございます。その民有地を今鋭意交渉中でございます。そういう観点から、少しおくらしているのかなと思っておりますが、グラウンドだけでも早期に整備して早くということでございますが、現在の多目的広場は、広場として今供用しております。ここに段階的に広場をつくるということになりますと、いずれも単費ということになってきます。私どもの考えは、補助事業をいただいて、早期に短期間で整備をいたしたいと思っておりますので、その際は造成工事、グラウンド整備、またスタンド、観客席等も同時に短期間で補助事業でやり上げたいと思っております。

○四番（国実久夫君） 建設部長さんの話を聞きますと、私の感触では一〇〇％確定していると思っております。そこで、もう実相寺中央公園に新野球場を建設する計画があるなら、早く早く地元住民への説明会を行いコンセンサスを得るのが先ではないかと思っておりますが、どうでしょうか。

○建設部長（亀岡丈人君） 四番議員さんおっしゃる、当然のことでございます。私ども、今後、用地が片づき次第……何でまた実相寺かということでございますが、現に実相寺野球場というのがございます。それをサブ球場といたしまして、各種大会を誘致したいという考えで実相寺ということに決定したわけでございますが、当然、地元の方の御理解を得るべく作業をするわけでございますが、今後、基本設計また周辺整備等の計画がまとまった段階で、当然地元には地元説明会また御要望等を伺いながらするわけでございます。今の考えでございますが、用地が片づけば、すぐさま実施設計にかかり、それをもって地元の皆さんの御了解を得たい、こう思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○四番（国実久夫君） そういうことで、一日も早く実現していただきたいと思っております。この項は終わります。

次に行きます。別府市の財政事情について。別府市の財政状況について質問いたします。最近、大分県の財政状況が公表され、非常に厳しい状況のようです。財政が重大な局面

を迎えている。中期財政収支見通しでは、四年後には投資的事業が制限される財政再建団体に転落する可能性さえあると新聞で述べられております。そこで、別府市の方はどのような状況か、お尋ねしたいと思います。そして、経常収支比率についてもお願いしたいと思います。

○ 財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

経常収支比率につきましては、大分県が九一・九％と公表されているようでございますが、別府市の平成十四年度の決算見込みにおきましては、九〇・六一％で、去年は八九・五％、約一・一ポイント悪化し、財政の硬直化が進んでおります。県よりは若干よい数値となっておりますが、まだ確定はされておられません。十一市の平均でいきますと、九二・一％、これよりも低く、経常収支比率につきましては、よい方から数えて五番目となっております。

○ 四番（国実久夫君） 県や他市に比較すれば若干よいようですが、それでは、経常収支比率の健全な指標はどのくらいなのか。

○ 財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

財政の硬直化を示す一つのバロメーターでありますから、低い方ほどよいのでありまして、一般的に八〇％を超すと要注意ということになっております。

○ 四番（国実久夫君） すると、別府の九〇・六一％、かなり状況がよくないということですね。では、各経費別の経常収支比率についてはどうなのでしょう。

○ 財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

各経費別の経常収支比率で見ますと、人件費が三八・七と高く、県内十一市中十番目、扶助費につきましては一〇・三％で、十一番目と一番よくありません。ただし、公債費につきましては一三・八％で、県内で一番よい状況でございます。物件費は、九・〇％で四番目、補助費等は、七・六％で五番目となっております。また、特別会計への繰出金は、一〇・三％で六番目となっております。

○ 四番（国実久夫君） 今の説明によりますと、人件費と扶助費が問題のように考えられますが、今後の推移については、どのように考えているのか、市の答弁をお願いしたいと思います。

○ 財政課長（徳部正憲君） まず人件費についてであります。平成十二年度以降、縮減の方向にありましたが、今後十八年度から二十一年度にかけては、いわゆる団塊の世代の退職時期を迎えるに当たりまして、悪化が予想されます。なお、その後におきましては、新陳代謝による効果があらわれ、人件費については相当改善されると考えております。

次に扶助費についてですが、従来からの生活保護や高齢者対策に加え、子育て支援制度の充実による経費の増加も加わり、最低でも毎年二％以上の伸びが予想されます。

○ 四番（国実久夫君） 扶助費については、性質上削減が難しいとは思いますが、事業効

果の見直しなど、十分に精査をお願いしたいと思います。また、人件費が非常に負担となっているようですが、団塊の世代の新陳代謝によってかなりの改善が見込めるとのことなので、採用計画等、十分に将来を見通した計画を立てて実施していただきたいと思います。また、本議会に提出されています退職基金条例は、新陳代謝の効果が出るまでの一つの大きな山を乗り越えるために必要不可欠なものと考えております。民間では、退職引当金を当然積み立てています。取り組みが遅いように感じました。この期間、必要な事業の実施が停滞することのないよう、十分準備と対策をお願いいたします。

次に、先ほどの説明の中で若干別府市の健全な部分が見えたが、地方債の現在高、公債費の見通しについて説明をお願いいたします。

○ 財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

地方債の現在高ですが、県民一人当たり七十九万四千元に対し、別府市は総額約二百六十二億円で、市民一人当たり二十一万二千元となっております。公債費の見通しですが、毎年の償還額に見合った範囲での借り入れを行ういわゆるプライマリーバランスの堅持に努めていきたいと思っております。しかし、税収や交付税の減少傾向の中で事業を推進していくとなりますと、地方債残高やそれに伴う公債費の今後適切な範囲での増加は、やむを得ないと考えております。

○ 四番（国実久夫君） 県の借金高一兆円近くと報じられておりますが、別府市は名目で二百六十二億円とのこと。では名目ではありますが、実質残高は幾らなのでしょう。

○ 財政課長（徳部正憲君） 別府市の名目ですが、名目の起債残高は二百六十二億三千八百万、実質残高は八十六億五千百万となっております。

○ 四番（国実久夫君） 多少なり安心しました。地方債残高については、現状、県に比べるとかなりよいようですね。今後、必要な事業については、起債、借り入れによる増加は避けられないと思っておりますが、計画的な運用をお願いいたします。

次に、六月議会で先輩の山本議員が質問しておりますが、税収と交付税の今後の状況についてお伺いしたいと思います。

○ 財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

平成十四年度決算見込みですが、地方税につきましては、約百四十六億円で対前年比〇・三%の微増となっております。また、交付税につきましては、約八十二億八千万円で対前年比四・八%の減少となっております。

○ 四番（国実久夫君） では、今後の見通しはどうなのでしょう。

○ 財政課長（徳部正憲君） 今後の見通しということでございますが、国における交付税の概算要求は、先日、新聞報道でなされておりますが、対前年度比一二%程度の増との報道がありました。この国内部の特別会計借り入れ分の返済を除き、実質マイナス三%以上の減となるようでございます。したがって、今後も交付税の実質的な増額は見込めな

いものと憂慮しております。国の制度の動向については、情報の収集に注意を払っておりますが、年末から年始にかけて地方財政計画が示されまして、それによって明確になるうと思ひます。なお、税収につきましては、土地家屋の下落や市民所得の減少傾向が続く中で、当面好転する可能性は少ないと考えられます。

○四番（国実久夫君） それでは最後に、歳入面については、私は今後は減少の一途をたどると思ひます。将来的に非常に苦しい時代が続くことは明らかです。入るを固めて出を制するといった基本に立ち返り、綿密な財政計画をお願いしたいと思ひます。

なお、今回答弁していただいた内容等については、県と同様、市民にわかりやすい形で公表していただくことをお願いしまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○企画財政部長（友永哲男君） お答えいたします。

今後の財政計画におきましては、非常に今、財政上厳しゅうございます。そういう中で、十分精査する中で財政計画を今後は立てていきたいというふうを考えております。

もう一点の公表の件でございますが、地方自治法の二百三十三条の五項におきまして、決算の公表が規定されております。そういう中で、今後、収支の見込みにつきましても、できるだけ市民の皆さんにわかりやすい公表の方法等を十分検討していきたいというふうを考えております。

○三番（市原隆生君） 質問通告の順番に従って、質問させていただきます。

朝から子育て支援また教育に関する質問が多くなされてきましたけれども、私の質問も重複する部分があるかもしれません。

まず一番目に、児童・生徒の安全確保に対する取り組みについてということで質問をさせていただきます。

近年、児童・生徒の命が脅かされる凶悪犯罪が、全国的に多く発生しております。また、その中で命を奪われる児童、また、そういった事件に遭遇して心に深い傷を負った児童も数多く見受けられます。先月二十八日に、大阪の付属池田小学校の事件に関する判決が出まして、これは二年前に起こった事件でありますけれども、そういった小さい子供さんを持つ家庭では、こういった安全対策に関する関心が非常に高まっているのではないかとこのように思ひます。そういった観点から、六月議会でも松川議員の方から、こういった安全対策に関する質問がありましたけれども、改めて今回、質問をさせていただきます。

まず一点でありますけれども、犯罪が起きる土壌と申しますか、背景と申しますか、そういった中でやはり起こしやすい環境が目の前にあるということがあるのではないかとこのように思ひます。そこで、ひとつ提案でありますけれども、市の公用車とかいろいろな警察の車とか走っておりますけれども、その中でパトロール中と、そういった子供を守るためのパトロールを今しているのだ、そういったことに従事していなくても、そういった

ステッカーを張って移動していただくことによって、そういった犯罪の芽を摘むことができるのではないかとこのように考えるわけでありましてけれども、その点の取り組みはいかがでしょうか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

現在、警察のお世話によりまして、「困ったときはいつでもおいで」というステッカーを作成していただいて、子供連絡所、そして公用車、タクシー等に張らせていただいております。今、議員のおっしゃいましたパトロール中のステッカー、これは抑止力の一つとして活用できるかどうか、また、今後可能かどうかということについて研究をさせていただきたいと思っております。

○三番（市原隆生君） 今、課長からお答えいただきました、「困ったときはいつでもおいで」。本当によく見かけます。本当にタクシーでも協力をいただいて、いっぱい張っていただいておりますし、まちを歩きますと、いろんな家庭で張っていただいているのを見受けます。そのことについてお尋ねをしたいのですが、タクシーに関しましても、いろんな、数多くの台数に張っていただいておりますけれども、こういった形でお願いをしているのか。例えば運転手の方に、こういったときにはこういった対応をしてくださいますよと、じかに指導といいますか、じかに行って、こういった対応をとということをお願いしているのか。ただ、シールとステッカーとそれからペーパーを渡して、張ってくださいよと言っているのか、また家庭におきまして、いろんな家庭で今張っていただいているのが見えるのですけれども、こういった形でお願いをしているのか。実際に研修のような形で、こういった子供が駆け込んできたら、こういった対応をしてくださいますよということをじかにお願いしているのか。ただペーパーだけ渡して、ステッカーお渡しして、張ってくださいというふうにしているのかその辺のお答えをお願いします。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

そのことについて正確に私は把握しておりませんので、また調べまして、後ほど議員さんの方に御連絡を差し上げるということでお許しいただきますでしょうか。（発言する者あり）申しわけございません。

○三番（市原隆生君） わかりました。ちょっとやり取りの中でこういったことがなかったのですが、経過を見ておりまして、ちょっと不安に思ったものですから、質問させていただきました。本当に凶悪な犯罪というのは、絶対に許さない、起こさせないという強いやっぱり気迫が、そういった犯罪の抑止力になっていくのではないかなというふうに考えております。やはり意気込みが伝わってくるようなものの検討をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

続きまして、市内の全生徒の登下校のときに必要かなというふうに考えるわけですが、ホイッスルとかブザー等で、ちょっと危険な目に遭ったときにそういったものが、

全員に渡して使用できないものかというふうに思うわけですが、この辺はいかがでしょうか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

池田小学校事件以来、各学校におきましては、看板を立てたりとか、緊急時の対応として火災報知機の利用をお願いしてきた。その後、学校の要望によりまして、インターホンの設置をしてまいりました。また五月よりは、学校の訪問者に対しましては、グストカード、首から下げるカードですが、それをお渡しして、訪問者であることを遠くからでもわかるようにしております。あと、緊急管理マニュアルを学校で作成しまして、不審者が浸入したときに、その訓練をするということもいたしております。

登下校の安全対策といたしましては、四月と夏休みに通学路の安全点検を行い、交通危険箇所、そして空き家等の生活危険箇所、そういうところを点検いたしまして、関係機関へ改善の要望をお願いしたり、警察にそのパトロールの強化をしていただくようにしております。また下校時につきましては、学校では複数で帰るようというように指導しておりますし、何かあったときには、先ほど言いました子供連絡所に駆け込む、それと大人の人に助けを求める、そういうことを指導しております。一年生につきましては、入学後しばらくの間、教師と一緒に途中まで下校指導するということを行っておりますが、先ほど、ホイッスル、警報ブザーの件ですが、国東の小原小学校という小さな、児童数が二、三十人の学校があるのですが、その学校では、地域の方々が、お年寄りが登下校時にパトロールをしてくれる、そして警報ブザーを一人一人に持たせているということもあります。では、別府市内で全児童・生徒にその警報ブザー、ホイッスルを持たせることが可能かどうかということにつきましては、ここではすぐにお答えできませんけれども、それも一つの検討課題になるかというふうに思っております。

○三番（市原隆生君） やはり登校時というのは、かなり時間が決まっておりますので、まとまって生徒は登校すると思えますけれども、下校時というのは、やはり学校での勉強が終わって家路に向かっている途中でありますから、どうしても児童にしましては大分気の緩んだところとかいうところがあるかと思えます。また、小学校低学年におきましては、かなりそういった傾向が強いのではないかというふうに思えます。やはり何かあってからでは遅いというような観点から、また検討をお願いしたいと思えます。

また、先ほど課長さんが言われましたけれども、インターホンを設置して、グストカードをつけて入っていただいているということでありましたけれども、それでは、インターホンを使用し、グストカードをぶら下げてくれるその来訪者、入れていいわけですね。問題はないわけです。そういったことを抜きにして入ってくる者が問題なわけでありまして、特に思いますのは、私も上人校区に住んでいまして、上人小学校がすぐ近くにあるわけですが、二年前のこういった池田小学校の事件がありまして、いろいろ論議されまし

たけれども、特に玄関でこういったことが、ここに何かこういったものが安全対策で取りつけられたとか、そういったことは。インターホンが取り付けられているということでありましたけれども、大きく目につくことはありません。特に変わった様子はないわけですが、いや、見た目にはわからないけれども、こういったところは万全の対策をしているのですよというようなところをお聞きしたかったわけですが、そこは、今お答えいただいた訓練等という内容で全部なのでしょうか。お願いします。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

先ほどお答えいたしましたように、用事のある方は事務室と。これは、しかし不審者にとっては、そういうふうなのは余り関係ないようなことがあります。そういうことだとか、非常ベルを使う、インターホン、ゲストカードですね。その後、また教師というか、教職員の動きとしましては、空き時間等に校長以下空いているものが校内を巡視すると。これは、あの事件が起こる前は余りそういうことはされてなかったと思いますが、あの事件以降はそういうことを頻繁に行っているという状況がございます。

○三番（市原隆生君） そこで提案なのですが、アメリカ等で結構採用されているというふうにお聞きしました。民間の警備会社に委託したり、また警察のOBの方で組織していただいたりということで、スクールポリスというシステムを導入しているということをお聞きしたのですが、そういったことに対してどのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

スクールポリスにつきましても、市内小・中学校合わせて二十四校ございまして、そこで、では、そういう方を雇ってできるかということは、私がすぐにここで「やります」とか「やりません」とかお答えできる問題ではございませんし、今すぐどうするということではできませんが、これは貴重な提案として受けとめさせていただくということで御容赦いただきたいと思いますが……。

○三番（市原隆生君） 別府市の宝のために、前向きな検討をお願いしたいと思います。

もう一つ質問がございます。児童・生徒の保護者、また自治会等の地域住民、児童相談所、警察などの地域の関係機関が、学校や幼稚園・保育所と協力し、児童・生徒・幼児の安全を図るための学校等安全対策協議会等を設置して、地域ぐるみの安全を確保する体制をという提案の資料をちょっと見まして、この中で私が非常に強く感じたのは、子供会というのが、別府市の場合というのか、今の時代がそうなのかもしれません、子供会というのが規模が、最近大変に小規模といいますが、例えば私の町内も児童が二十数名いるというふうにお聞きしているのですけれども、子供会に入っている家庭が、五家族の十人にも満たないという状況であります。この夏休みの間に子供会でキャンプなどに行っていましたけれども、やはりそういった中で親の連携ももちろん強固なものになりますし、子供も一度そういったところに行くと、横の連携といいますが、小学校低学年は高学年の子

供に対して、「お兄ちゃん、お姉ちゃん」というような感じで仲よくなっている。そういったことが、やっぱり親の連帯と申しますが、それで子供のそういった地域のつながり、こういったものを強くすることというのが、一番犯罪の抑止力になるのではないかというふうに感じました。こういったことに対して現状を、子供会に入らないという親御さんの気持ちも大変わかるのですけれども、大変共働きが多くて、休みもそういった子供会の活動に参加できないというようなところもあります。聞くところ、子供は入りたいけれども、やっぱり親の都合でそういったところに入らないというふうにしているところもあるというふうにお聞きしました。そういった中で、地域の安全対策の一面としての子供会の強化ということに対して、お考えがありましたら、聞かせてください。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午後四時五十八分 休憩

午後五時 十四分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

何かのテレビで聞いたことがあるのですが、あいさつをたくさん地域の方が交わしているところほど、空き巣の入る数が少ないというようなことを聞いたことがございます。子供会にしても、多くの子供が入って、親同士、子供同士、子供と親、そういう方々がお互いに顔見知りになり親密になることによって、やはり地域というものの結びつきが強くなっていくのではないかと思います。いざというときに、やはり知り合いのお父さん、お母さんに声を子供はかけやすい。そして地域ぐるみで何かをやるときに非常に取り組みやすいということはあるのではないかと考えております。

現在、各学校区ごとに青少年健全育成協議会、これには子供会の代表も入っておられるのではないかと思います。そういう育成協議会や防犯協会等で、子供たちの安全確保についての話し合いが持たれておりますけれども、今後も子供たちの安全確保に重点を置いたそういう取り組みが、さらに強まるようお願いをしてみたいと思います。

○三番（市原隆生君） 前向きな取り組みを本当にお願ひしたいというふうに思います。池田小学校の事件でもありましたように、最悪命にかかわる事件でもありますし、また、そこで命を奪われなかったにしても、本当に心に大きな傷を負って何年も苦しんでいるという状況ではないかというふうに思います。別府市におきまして、そういった事件を絶対に起こさない、起こさせないというような強い決意で、私も含めて臨んでいきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、次世代育成支援対策推進法についてということで質問をさせていただきます。

この七月に、次世代育成支援対策推進法という法律ができて、来年度中にこの行動

計画でしょうか、策定するよにということになっております。十七年度から実施という運びになっているかと思ひますけれども、その中の行動計画策定指針の案を見まして、その中で思つたところの質問をさせていただきたいというふうに思ひます。

まず初めに、地域における子育て支援というところの中で、その行動計画策定案の中で、児童の健全育成という項目の中で、放課後の小学生のみならず中高生の居場所の問題について触れられておりました。これは私ちょっと回つていまして声を聞かせていただいたところがあるので、これは中学校の近くの家でありました。七月の半ばですから、ちょうど期末テストがあつたころではないかというふうに思ひます。中学校からちょっと出たところに、茂みの中で数名の、ちょっと姿が見えなかつたけれども、数名の中学生らしい子が何かやっていたと。煙が上がっていたということですが、先ほどもありましたけれども、喫煙をしていたのではないかというふうに思ひます。やはりそういったところで中学校の周りでちょっと怖いというような声も聞きました。その中で、やはり放課後等の、夏休みも当然入ってくるわけですがけれども、放課後のそういった小学校高学年また中高生の居場所の問題について取り上げているところなのですからけれども、これはもう数年前になるのですけれども、都会の方でありましたけれども、中高生を対象にした、当然、小学校低学年からも来られているのですけれども、そういった小学校・中高生まで全部を対象にした児童クラブのようなものをつくつて、それは当然行政の方でやって、当然その中で、そういった施設に行つて喫煙する高校生も当然いるのだそうです。そういった生徒の指導を、学校で先生方が指導するような形ではなくて、上からしかりつけるような感じではなくて、本当に自分のためにやめてほしいというような、じっくりと話をする中で、そういった喫煙する生徒がといたしますか、周りに落ちていた灰の数が減つてきたというふうに言っていました。そういった中高生の居場所に関して、別府の中でも、当市の中でもやはり放課後、また長期の休みの間で問題といたしますか、何とかならないかというような声も上がっております。こういった件に関して何か取り組み、考えておられることがありましたら、お尋ねしたいというふうに思ひます。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

次世代育成支援対策推進法ということが、平成十七年四月から施行されるということで、今、議員さんがおっしゃられましたとおり、来年度、行動計画を策定するわけでございます。この行動計画につきましては、都道府県、市町村それから一般事業主、これは常時雇用三百名以上としている企業、それから特定の事業主ということで、これは国及び地方公共団体でございます。この十年間に集中的に計画的に取り組むという法律でございます。現在、ただいま議員さんの方から中高生の居場所づくりということではございましたが、この指針の中、そしてまた地域における子育て支援という中で、その項目の中に児童の居場所づくりというのが明記をされております。この児童につきましては、当然、児童福祉法

によります十八歳までの児童でございます。こちら辺につきましては、また来年度、行動計画を策定する中で、さきに十三年度策定いたしました別府市のエンゼルプラン、全庁体制で取り組むということでございます。関係課がそれぞれ委員を出していく中で策定をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○三番（市原隆生君） 大変いい計画を、お願いしたいと思います。

続きまして二番目の、親子の健康の確保ということについて、こういった項目の中で私が感じましたところは、「親子」というふうにありますけれども、親の健康、これはもう体の健康だけではなくて精神的な健康も、やはり子供の育成に大きな影響を与えてくるのではないかな。これは残念なことですけれども、ことしの一月に別府市でもありました幼児の虐待。五つの子供が、母親によって殺害されたというような事件がありました。こういった事件を見ますにつけても、やはり親のそういった心のケアということに、何らかの手が行政として打てなかったかなというふうに思いました。起きてしまったことを今言っても始まらないわけですけれども、これからそういったことに対してどういった先手を打ってこれを防止できるかというようなことをお尋ねしたいのですけれども、今いろいろいいいますか、児童館等で親に関するそういった指導とか心の問題の解消等をしていただいているというふうに聞いております。これは、今度北部の方でも建設が予定されておりますコミュニティーセンターの方でも十分な取り組みをしていただきたいなというふうに思っておりますけれども、この辺のまた取り組みを教えてください。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答え申し上げます。

ちょっと的外れかもわかりませんが、保健医療課では、安心して妊娠・出産・育児ができるように、本年七月から通称ペリネータル事業と言いますけれども、育児等保健指導事業ということで、育児不安とか虐待、子育てがわからないという妊婦を、産婦人科医に診察に訪れたときに、産婦人科医より小児科医を紹介をするわけでございます。小児科医の方でそういう育児の仕方、子育てなんかの保健指導を行うということで、連携してやっていこうという事業を、本年七月より始めました。

○三番（市原隆生君） ありがとうございます。それと、子供の健康ということで、やはり特に乳幼児というのは、一夜にして容体が変わったりするものでありまして、本当に危ないときというのは夜中にでも急いで何か処置をしないと、命にかかわるというような状況になりがちなものでありますけれども、この別府市内のそういった子供の救急といいますが、医療体制というものはこういったものになっているのかお尋ねします。

○保健医療課長（伊南忠一君） お尋ねの件は夜間のことではないかと思っておりますけれども、本年七月より国立西別府病院が、夕方五時から翌朝まで一般の診療をするようになりました。これは日曜日だけなのですけれども、平日の夜間については、開業医が診察をしているところでございます。小児救急につきましては、県が、昨年より小児救急医療体制整備

専門部会というのを設置しまして、体制整備のあり方を検討しています。それによりますと、現状の別杵速見保健医療圏では、小児救急病院として国立別府病院が月・水・金の三日間診察をいたしております。残りの四日間が空白となっておりますので、小児第二次救急病院群の輪番制の確立を図るために、早い段階での実施に向け取り組んでいるところでございます。また、通常の小児初期救急の夜間診療につきましては、おおむね十一時ごろまでの診療を目安に、県や医師会と現在協議しているところでございます。

○三番（市原隆生君） ありがとうございます。本当に子育てしやすい別府市であると胸を張って言えるような医療体制であっていただきたいなというふうに思います。さらに充実できますようお願いして、次の項目に進ませていただきます。

次に、教育環境の整備というふうに出させていただきます。

その中で、これは平成十三年に、私ども公明党の原議員の方からも質問があったかと思うのですけれども、幼稚園の年長保育について、質問が十三年になされたというふうに思います。その後の経過はどのようになっておりますか、聞かせていただけたらと思います。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

二年保育、三年保育につきましては、保護者のニーズが高いということは、教育委員会としても十分認識いたしております。しかしながら、公・私立幼稚園の歴史的な経緯がございまして、戦後の幼児人口がふえる中、公立幼稚園は五歳児の一年間の就園促進に努力をいたしました。一方、私立幼稚園につきましては、三、四歳児を中心に幼稚園教育の振興を図ってまいっております。このような公・私立幼稚園の保育の取り組みの経緯を踏まえますと、近年の著しい少子化の中で、公立幼稚園が二年・三年保育を実施することは、現状では難しいのではないかとこのように考えております。

○三番（市原隆生君） そうですね。子供を抱える家庭にとりましては、本当に重要な問題でありまして、私も多くのそういった対象の児童を抱えるお母さん方から、何とか推進してほしいという声を多くいただいております。当然、少子化で子供が少なくなっているわけでありまして、行政がそこを、少なくなっているのだからという理由でほったらかしにするというのは、やはりいかなるものかというふうに考えます。もう少しよい答えをいただけるように努力していただきたいなというふうに思います。どうでしょうか、これはもう少し改善の方向に向かえるのでしょうか、お答えをいただけますか。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

今、公立幼稚園の運営検討委員会を立ち上げて、すでに五回ですか六回、やってきております。こういうような問題についても、当然今後話し合っていきますので、そういう中でまた、きょう三番議員さんのおっしゃったようなことも話題として出してまいりたいと思います。

○三番（市原隆生君） こういった問題に関しましては、本当に私が今回初めて質問する

わけではありませんで、もう長年いるんな方が質問されてきていることだというふうに聞いております。何か少しでも歯車が前に進むように努力していただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、子育て環境に適した住居環境の確保ということで質問をさせていただきます。

まず、別府市内の市営住宅における子供の多い世帯、いわゆる多子世帯、こういった方々に対する、こういった方に向けた住宅というのがあるのでしょうか。お答えください。

○建築住宅課長（宗野 隆君） お答えします。

これまでの市営住宅につきましては、単身向け住宅等を除き、夫婦と子供二人の世帯を標準として建設を行ってまいりました。既存の市営住宅の中では、特に多子世帯を想定した住宅は、建設いたしておりません。また、このほとんどは、建設時の補助基準床面積におさめているために、該当する世帯にとりましては、窮屈な間取りとなっていると考えられます。

○三番（市原隆生君） 先日、浜田市長と懇談会を持っていただいた折にもちょっと話題が出たのですけれども、子供一人から二人、二人から三人産んでいただく中で、出産祝い金ですか、これが今いただけるようになっておりますけれども、やはり私もそういったまだこれから子供が生まれるというような御夫婦にお話を聞いたときに、お金もいいけれども、やはりそれだけではない。子供をつくろうかといったときに、そういったお金の問題ではない。やはりその中で将来的な展望といえますか、子供を一人育てるのにどれぐらいの費用が要るのかとか、あと、やはり子供が生まれてきたら住むところはどうなるのか。例えば今住んでいる中で、子供が、では二人、三人とかなったときに、どんな生活状況になるのかというようなことが、大変頭を悩ましているところではないかというふうに思います。

そういった中で、今、課長の方からお答えをいただきました市営住宅の中で、今のところそういった多子世帯、これは一応想定として夫婦と子供、四人というふうに想定していただいているのですけれども、そういった子供の多い家庭が優先的に、例えば市営住宅で間取りの多い建物をつくっていただいて、そういったところに優先的に入れる。こういう住宅というのは、広ければ広いだけやはり家賃というのが高くなってくるかなというふうに思うのですけれども、そういった子供が多いという理由で優先的に広い住宅に住まわせてあげられるというような制度ができないものかというふうに考えるわけですが、その辺はいかがでしょうか。

○建築住宅課長（宗野 隆君） ただいま、優先的に世帯の子供の多い家族を入れられないかという御質問でございますが、現実には、現在でも入る同等の……、例えばですが、夫婦二人と子供二人の家族がございます。これは例えばですが、それと夫婦二人と三人の子

供の家族がありますが、その場合、同等の収入があるとしみますと、四人家族の方は入れなくて、五人家族の方はぎりぎりいっぱいに入れるということもありますし、また、その両方の家族が入りました場合、当然一人お子さんが多いわけですので、そこで一つ、ワンランク、ランクが何ランクかありますので、そこで金額にしますと四千元から五千元ぐらい、すでに安く現在でも入っていただいておりますという、そういう状況でございます。

○三番（市原隆生君） 先ほども申しましたように、子育てということに関しましては、お金ではない。お金も当然関係あるわけですがけれども、そういった住宅の面から本当に人口をふやしていけるような子供の数の確保が、例えば住宅の面からでもこういった住居に関しては別府市は安心だと言えるような体制ができたかなというふうに思います。やはり夫婦一組に対して子供二人というのは、これは平行線ですね。人口が別にふえないわけですがけれども、二人産んでいただいたところからやはり人口が少しずつふえてくるのではないかな。そういった三人というふうになりますと、やはり現在そういったことを想定して住宅はつくってないというふうに課長は今言われていましたけれども、なかなか三人目というのが厳しい点ではないかなというふうに思います。別府市の人口が少しでもふえていけるような、そういった若い夫婦の方に、ここなら安心だと言ってもらえるような住宅づくりというのも前向きに検討していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、母子家庭の母の就業支援についてということに関しまして、質問させていただきます。

私は六月の議会でも母子家庭のことに関して質問させていただいたのですがけれども、やはり母子家庭、本当に大変厳しい状況にあるのだなというふうに、今回の就業支援ということのちょっと資料を見ましたときに、改めて感じました。これは、平成十年の資料なのですがけれども、就労に関しまして、母子家庭の就労八割されているということなのですが、常雇用が五割、パートが約四割。大体常雇用の方が少ない。収入も、これは全国の平均ですので、また平成十年の資料でありますから、今、若干違ったところがあると思いますけれども、年間二百二十九万の収入。これは一般世帯が、当時全国平均で六百五十八万というときに二百二十九万、半分にも大きく満たない、三分の一程度だということがあります。その中で子供を育てながら、また自分たちの生活も確保しながらやっていかなければいけない、こういった厳しい生活を強いられている。そういった母子家庭を何とか支援していけないかということで、この八月十一日に母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法というのが、国会で成立したというふうに聞いております。この法律に関しまして、別府市の中で取り組めることがありましたら、お聞きしたいというふうに思います。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

現在の別府市の母子家庭の状況につきましては、私ども、約千四百世帯というふうに把

握をいたしております。現在、別府市でこの就業支援ということに関しましては、別府市の母子寡婦福祉会の団体がございます。ここに委託をいたしまして、パソコンのエクセル三級の検定講座ということを毎年行っております。これは、予算の関係上もございまして、二十名ということで、もう私ども、つい最近締め切りをしたわけでございますが、そういう事業を行っております。

また、昨年度まで県から派遣されておりました母子相談員につきまして、母子の全般にわたっての相談を受けていたところでございますが、母子寡婦福祉法の改正によりまして、今年度から「母子自立支援員」というふうに名称が変わり、母子家庭の就労支援、これが新たな役割として明記をされたということで、非常に厳しい雇用状況の中ではありますが、ハローワークと十分連携をとりながら相談に応じているというのが現状でございます。今後ともそういう弱者といいますか、母子家庭の方々に対して支援体制はできる限りとっていきたいというふうに考えております。

○三番（市原隆生君） 本当に弱い立場の人の側に立った行政をとということで、しっかりこの件に関しましては、取り組みをお願いしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

最後に、行政におけるDV対策について。

DVというのは、配偶者暴力ということでありますけれども、このDV対策、DV法ということは、新聞とかテレビではよく見ていたわけですがけれども、先月、私の知っている御家庭で、結婚されて外に出ておられた娘さんが、夫の暴力に遭って帰ってこられたというような話を聞きまして、本当に身近なところでもこういったことはやっぱり起こっているのだなというふうに感じました。そういった中で、行政のサイドとしまして、こういったことがこういった夫の暴力に遭って苦しんでいる、まあ夫とも限りませんが、配偶者の暴力に遭って苦しんでいる人の支援ができるのかということをお尋ねしたい。お願いいたします。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

DV法は、平成十三年十月十三日に一部施行ということで、平成十四年四月から完全施行になったところでございます。別府市におきましては、婦人相談員という相談室がございますので、そこでいろんな相談等も受けております。また、県の婦人相談所との連携ということで、今相談等は受けているところでございます。

実際に今、別府市における相談件数等につきましては、十二年度につきましては四件、十三年度が六件、それから十四年度が四件、十五年度におきましては現在一件という相談でございます。これがすべてではないと私どもは思っておりますが、現在、別府市におきまして名称が変わりまして、「母子生活支援施設」と言いますが、以前は「母子寮」という名称でございました。大分県に三施設ある中の二施設が別府にございます。それぞれ二

十世帯ということでございます。その中で一時保護と、一時収容をする施設もございまして、私どもはそういう相談を受けて、あったときはそれぞれの相談員が連携をとって一時入所という措置をとらせていただいております。そういうことで、ぜひそういう部分、そういう御相談があれば、ぜひ私どもの方へ一報をいただければというふうに思っております。

○三番（市原隆生君） ありがとうございます。このDV対策の資料にあります中で、そういったセンターの、暴力にあって逃げ込むといえますか、そういったシェルターの、行政からのそういった支援が受けられないものかというような提案もあります。今、課長の方から大分に三施設、そのうちの二施設が別府にありますというふうにお答えをいただきましたけれども、この数というのは現状多いといえますか、少ないのか、それはどんなものでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

母子生活支援、こういうシェルターでございますが、全国に約二百三十カ所というふうに私どもは把握をいたしております。そういう中で、この施設におきましては、全国各地からそういう方々が緊急避難という形で見えます。ただ、大分は少ないかといえますと、現状、非常に波があると言っておかしいわけですが、空いているときには、二十世帯のうち五、六世帯は空いているという状況もございまして。それぞれ時候といえますか、十二月とか年末とか、こういう時期は非常に多くなって入れないという傾向にございまして。そういうことで大分は少ないかといえますと、なかなか一概には言えないわけですが、直ちにそういう部分に対応できるということから見れば、やはりその施設だけでは足りないというときもあるということでございます。

○三番（市原隆生君） ちなみにお聞きしたいのですけれども、その足りないという場合は、どのような対策を今とられているのでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

その場合、大分にあります婦人相談所がございまして。ここにおいて一週間程度の緊急保護といえますか、こういう入所できる措置になっております。これは原則一週間ということですが、状況によってはまた延長もできるということで、婦人相談所の方と連携をとって、「入れませんから」ということで、そのまま私どもでお断りするということにはございません。

○三番（市原隆生君） ありがとうございます。別府市の場合は、そういった形で今のところ、そういった家庭から逃げてこられた方の対策というのがとられているということでお聞きしまして、一つは安心をいたしました。その一方で、これは、今のお話の中からは、ちょっと過激といえますか、悪い方向に進んだ方向での話かと思うのですけれども、やはり前に住んでいたところからあるところに逃げてきた。そういった中で子供さんの就

学の問題等あって、住民票を移されることもあるかというふうに思います。その中で、私ども公明党の国会議員が総務省の方に問い合わせたところ、各市町村で管理する住民基本台帳に非開示情報を設けるための条例をつくるのが可能であるという回答をいただいたというふうにありました。現状、今お話を聞いて、そこまで悪化した事例というのはないのかなというふうに思いましたけれども、最悪といたしますか、住民票を移し、またそれを調べられないような手を打ってほしいというようなことがありました場合、こういった条例で非開示の住民票をつくることも可能だということでもありますけれども、こういった提案についてどのように対応できるものでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

住民票につきましては、そこら辺非開示できるかどうかということですが、現実、実際問題として私どもに今、別府市のそういう施設に入所している方、また私どもから他県のこういう施設に、シェルターに入所している方につきましては、当然住所等いろんな問題がございます。住民票は置いたまま、動かさないままで今対応しているのが、私どもの現状でございます。いろんな手当の関係等もでございます。そういう部分につきましては、住民票を置いたままの状況で、理由書をもって手当等の支給はしているということが現状でございます。住民基本台帳の方につきましては、ちょっと私の方は監督署ではございませんので、お答えはできかねます。御了解をいただきたいと思えます。

○生活環境部長（高橋 徹君） お答えいたします。

住民票の交付につきましては、本人の申請に基づいて非開示をとということもとり行っております。ただ、内容についての申請はちょっと、そこまで詳しくは存じ上げておりませんが、そういう手続きがとれるということでございます。

○三番（市原隆生君） これは条例を特に定めるまでもなく、もう現状でもできるということであらうでしょうか。

○生活環境部長（高橋 徹君） はい、現在でも行っております。

○三番（市原隆生君） わかりました。今のお答えを聞いて、大変安心をいたしました。

きょうは朝からいろんな方が、やはり住みやすい別府市のためにということであるような質問をされてきました。私も、いろんな方から御意見をお聞きする中で、少しでも市民の方が、こういうことができてよかったなと言えるような御提案ができたという思いでこれからも一生懸命頑張ってまいりますので、どうかよろしく願います。ありがとうございました。

○一番（長野恭紘君） 自民党清新会の長野恭紘でございます。私にとりまして、この九月の議会が事実上のデビュー戦ということになります。けさ方、同じ会派の吉富議員がトップバッターで質問されたわけではありますが、一番というのは、何でも気持ちいいもの、いいものだというふうなことをおっしゃいました。私が、議席の一番でございます。一番

若いからこの席を与えられているわけではありますが、とにかく市民の代表だということをいつまでも忘れずに、初心を忘れずに頑張っていきたいというふうに思います。どうぞ御指導をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、質問項目に沿いまして行きたいと思います。

まず、教育行政についてでございますが、六月議会の中でも、また、きょうの初日の一般質問の中でも、何人かの議員さんによって質問がされました。まず、三十人学級のことについてお尋ねをしたいと思います。（発言する者あり）はい、わかりました。早口ですみません。

三十人学級のまず実施状況、他都道府県ですね、県内も含めまして、実施状況についてお伺いをしたいと思います。また、子供たちにとって、この三十人学級というものがどういったメリット、またデメリットがあるのか。このことをまず初めにお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

平成十五年五月一日現在、文部科学省の調査によりますと、形式はさまざまありますが、少人数学級に向けて三十道府県が実施をしております。

メリットは、今まで以上に子供に、保護者と教師が深くかかわり合える、また基本的な生活習慣を身につけやすい、きめ細かな指導によって基礎・基本の定着を図りやすく、学力の向上が図りやすい、さらには、学級崩壊やいじめ・不登校などの芽を取り除くことができやすく、一人一人に応じた教育がしやすくなるなどが考えられます。逆にデメリットとしましては、ある一定以上の集団を必要とします音楽での合唱、体育での集団競技、学校行事などが活性しにくくなるのではないかと、また、人間関係が固定してしまっていて、適度な競争心が育ちにくい、そういうことも考えられると思っております。

○一番（長野恭紘君） メリットは、要は生徒一人一人に対してより細かなケアができるということだと思います。そしてデメリット、一方は、旧来の人数よりも集団生活という面で問題が起こる可能性があるということで、今の答弁でよくわかりました。しかしながら、六月議会でもこれは言われましたが、三十人学級というそのものが、実現によって子供たちが、今言われたいじめであるとか不登校である、こういう問題がすべて解決するのかなというふうに、私は非常に疑問に思っております。というのは、この三十人学級の議論をされているときに、私は一番本当に思うのですが、まず生徒、子供たちのためというよりも、何かこう、学校の先生たちの救済措置というような、何かそんな側面があるような気がして私はならないわけでございます。

要は何が言いたいかと言え、学校の先生方の資質の向上なくしてこの三十人学級ということをやったとしても、仮にこれが二十人になっても十五人になっても、問題を早期に発見できるという面では非常に効果はあると思うのですが、根本の問題を先生が解決する

能力がなければ、これは全く意味をなさないわけでございます。そういった意味で教師という職業は、よく「聖職」、聖なる職業ということでよく字で書かれますね、「聖職」ですね。書かれます。それで私も、この先生という職業は特別な職業であるというふうに思っております。特に人が人を教育するわけでございますから、家庭教育も同じですが、やはり間違っただけを教えれば、子供は、当然間違っただけを覚えるわけでございます。そのような関係で、学校の先生方の資質の向上ということが今後も求められるわけですが、先生方の資質の向上につきまして、今どのような対策がなされているのか、お尋ねをしたいと思います。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

議員御指摘の、学級の人数を何人にしても、そこに指導する教師の質を向上させなければ効果はないのではないかと、これは私も全く同感であります。教員の研修・研究につきましては、地方公務員法特例法十九条により、絶えず研修に努めなければならないというふうに決められております。特にこれからの教育と申しますのは、変化の激しい中で子供たちに生きる力をはぐくむということが言われております。このために教育者としての使命感、子供への深い理解や愛情、そして専門的知識や幅の広い教養などが、教員に求められております。さらに今後は、地球的視野に立って行動したり、変化の時代を生きる社会人としての資質・能力というものも教員には求められております。このような資質や能力の向上に資するために、国や県の事業では、文科省指定の公開研究発表会、県指定の公開研究発表会、そういうことを通しまして、指定を受けた学校またそれに参加した教員の質を上げようとしておりますし、初任者研修で五経年そして十経年、ことしからかなり厳しくなりました十経年。そういう研修で教師の質を上げようとしております。

別府市におきましても、市指定の公開研究会、そして研究主任等を対象にした研修会など、各種の研修会を実施して、研修・研究の充実を図っているところであります。さらに、県教育センターで多くの研修講座がございますから、それに積極的に参加するよう指導しているところでもあります。

○一番（長野恭紘君） 非常に変化の激しいこの社会情勢の中で、一番今学校の先生方に求められているものというのは、私は、多様性であるというふうに思います。さまざまな現象が起こる中で、学校の先生方にいろいろな今、多様性というものが求められているのではないかなというふうに思います。まさしく先ほど言われた生きる力、これが私は、これから一番重要であると思うのですが、くどいかもしれませんが、学校の先生に、何か教える側の人間に生きる力というのが、どうも欠如しているのではないかなというふうに私は感じてなりません。そのために、先ほど言われた各種研修というものが行われているのだと思いますが、それはそうとしても、今まだ学校の先生方による不祥事というものが後を絶たない現状というのがあると思います。不適切な言動、例えば行動された学校

の先生方に対しての別府市独自による処分ということに関しては、どうなのでしょう。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

県費負担教職員の 경우에는、任免権は県の教育委員会にございますので、県教育委員会の方が懲戒処分なり分限処分をするようになっております。

○一番（長野恭紘君） はい、よくわかりました。数年前から、教職員免許の更新制というようにこともよく言われております。この議論は、例えば先ほど言われた以外に五年研修とか十年研修といったような研修もあると思うのですが、そのようなときに教員免許の剥奪も含めた厳しい規定を設けて研修に臨むべきではないかということで、こういうふうな議論が起こっているのだということを私は認識いたしておりますが、この免許の剥奪については、またちょっと当時、それぞれの時代の基準があって、それをクリアして先生という職につかれていますから、なかなか一律「首」というようなことには、これは絶対できないと思いますので、これは慎重な審議が必要であるということだと思いますが、そういうふうなことが言われるほど、今、学校の先生に対しての信頼というのが失墜をしているのだという現実があるわけでありまして。

また、先ほど、これも私ども先輩の松川議員がセクハラカードというようなことを質問されたと思います。正直、恥ずかしいのですが、私、このセクハラカードというものの存在を知りませんでした。どういうものなのかなと。私もこの質問の中で、できれば活用して勉強してみたいなというふうに思ったものですから、よく聞いておりましたら、このセクハラカードというのは、本当にこの存在自体に私はびっくりしたのですが、学校の中でセクハラ、学校の先生と生徒の間でセクハラに対してのこういうカードがあるなんということ自体が、学校の教育というものがいかに衰退しているかというふうな現状にあるかということ、私は、恥を外にさらしているような感じがして、どうも本当に情けない実情だなというふうに思っておりません。今申し上げた学校の先生方の資質の問題、また本当に子供たちのための特色ある学校づくりという問題を解決するための、私は、大きな解決策の一つとして通学区の自由化というものを採用すべきだというふうに思っております。

三月議会の中でも岩男議員さん、それから堀本議員さんが質問されておりました。三月議会の中では、「今後の検討課題として」というふうな答弁がなされておりますが、半年たって九月議会になりました。それから半年間の検討を含めた現段階の状況についてお尋ねをしたいと思います。また、他の都道府県、先ほどの三十人学級と同様に他の都道府県の実施状況、通学区の自由化の実施状況と、それによる効果はどのようなものがあるのかというようなことが具体的にわかれば、教えていただきたいと思っております。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

学校選択制の実施につきましては、全国では東京都の品川区が平成十二年度から小学校、十三年から中学校、続いて日野市が小学校、さらに豊島区が隣接校での学校選択制を実施

しております。また、三重県の紀宝町や岐阜県穂積町でも実施しております。県内では、平成十五年四月より豊後高田市が実施をしております。

その実施の結果につきましては、品川区の場合を例に挙げますと、保護者が学校により深い関心を持ち、積極的になってきたということ、また学校においても、学校長を中心に子供や地域の状況から、自分たちの学校の個性や持ち味を生かして特色ある学校づくりを進めていこうとする学校がふえたことなどのメリットが報告されております。反面、今度は自分の校区というのがなくなりますから、学校と地域との連携意識が希薄になるおそれがあること、そして学校の序列化、学校間格差が発生するおそれがあることなどの、そういう要素も考えられると思います。

別府市では、現在、通学区域を指定しておりますが、これらのメリット、デメリットを踏まえつつ、今後、その地域の実情、保護者の意向などに即して、さらに調査・研究をしながら、課題の一つにしていきたいと考えております。

○一番（長野恭紘君） すべての児童に対して平等に教育を施すというその基本はよくわかるのですが、そのことが一種通用しなくなったから、いろいろな問題が起きているのだというふうに私は思っております。先ほど、デメリットの中で、「学校の序列化、学校間の格差」という言葉をおっしゃいましたけれども、なぜこのような現状が起こるかといえば、やはり魅力のある学校、特色のある学校に、学校の先生方も含めてですが、そこに人気が集まるからであります。

私が言いたいのは、先ほど申し上げました、すべての子供に平等にということとはよくわかるのですが、まさしくそういうことをしたいから、私は、これはやるべきだというふうに先ほどから申し上げているわけでございます。学校の先生方にも、今「学級崩壊」という言葉がよく使われます。「学級崩壊」ではなくて「教師の崩壊」であり、「学校の崩壊」だというふうに私は思うわけでございます。この現状をよく認識をしていただいて、これからも自己の研さんに努めていただきたいというふうに強く要望をいたしたいと思っております。

また、別府市は観光立市、文化立市ということを目標に現在取り組んでいるわけですが、それとは別に、また、「教育立市」ということでこの通学区の自由化を採用すれば、県内の教育リーダーとしてこれから各都市から、他の市町村から一目置かれる、別府市の状況はどうなのだと常に注目をされる教育リーダーになれるのではないかなというふうに思いますので、ぜひこの通学区の自由化については、検討ということではありますが、今後積極的な議論をお願いしたいと思います。

それで、教育長さんの御意見にもこの通学区の自由化、ひとつ今言ってきたことに関して一言、御意見をいただきたいと思いますと思うのですが……。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

先ほど、課長が具体的な例を挙げながらお話ししましたが、私も大分、全国的にもそういう学校を視察させていただきましたし、また大分県の場合、九州の場合、そういう教育長が集まる会議がありますので、そういうところでも必ずといっていいほどこの通学区の自由化の問題が出ております。例えば大分県の場合は、豊後高田市が実施しておるということを言っておりましたけれども、ほかの市でも実施に踏み切ろうかと、今準備中のところもあるようですが、大分県の場合は、実際にやったときに、部活動で例えば野球をしたいとか柔道をしたいとかいうのがありますね。そのために動くところ、ところが、そういうところはもうすでに人数が少ない学校なので、その子供が複数で出られると、あとその学校の部活は成立しないとか、違う面で非常に問題が大きくなってきて、動いた子供も後で困るし、いろいろほかの方で摩擦が出ておるといふふうに聞いております。これは、大分県の場合は二市ともそういう話をしておりました。

それから岐阜県の穂積町の話ですが、これも私は行きましたが、これは名古屋市のすぐ近くのベッドタウンですが、中学校も小学校も実施して二年目のときに行ったのですが、ここはベッドタウンですから、多くよその人が集まってきて、どうするかということで、時の教育委員がいろいろ考えて、それならもう自由化しようということでしたらしいのですが、みんなそれぞれの、今自分が住んでいる土地の小学校や中学校に行って、一人も動きがなかったという話を、当時の教育長から聞きました。だから、案外動くかなと思ってやったのだけれども、現実には動かなかったと。そして、そこは、それぞれの学校の年間の行事等を含めてホームページもずっと出しているのですが、それも何かみんなが見られるようにして、それも保護者の方に宣伝したのだけれども、多分見ていると思うのだけれども、そういうような実情であったと聞いております。私もその話を聞いて、ホームページでも今、学校の方にインターネットがありますから、昨年度から別府市内の小・中学校には全部ホームページつくって全部公開しようといふふうには言っております。

それから、この中には出てないところもあるのですが、実は学校の統廃合を絡めてやっているところもあるやに聞いています。ちょっと具体的な名前は申し上げられませんが、そういうようなところもあるといふことで、同じ自由化をしているところでも、いろいろその思惑があってやっておりますので、今、大分県の教育長会でも、やってみようかという市があるのですけれども、なかなか踏み切りがつかないといふのが実情のようでございます。また今度、来月、また九州のそういう教育長たちが集まりますので、そこでまた情報を聞いていきながらやろうと思っておりますが、私は、基本的には自由化というのは賛成なのです。だけれども、その条件整備が整わないと、ぼっと突っ込んだときにどうかなといふことがありますので、これからも研究はさせていただきたいと思っております。

○一番（長野恭紘君） いろいろな御意見といふか、いろいろな難しい問題があるのだなといふことで理解をいたしました。今、教育長の方から部活の問題が出たと思うのです。

その部活の問題は、例えば野球なら野球、ソフトバレーというか、バレーだったらバレー、学校の勉強なのであれば勉強というふうに、やはり何かの方向に突化をしていくという意味で、私は、特色のある学校というふうに申し上げているわけございまして、そういうふうないろいろな問題が起こることが想定されますが、ぜひこの通学区の自由化という、選択の幅を広げるという意味でも、これは将来的に全国で広がっていくのではないかな。別府市は、いずれやるのであれば、県内のトップを切って別府市が先頭に立ってやっていくべきではないかというふうに思います。その期待も込めて、次の質問に入りたいと思います。

続きまして、学校施設の環境整備についてお尋ねをいたします。

私は時々、近くに大きい公園があるものですから、公園の中をよく散歩いたします。そのときに子供たちがはだしでお父さん、お母さんと一緒になって芝生の中を走り回っている姿を見ると、ああ、こういう環境が公園というものの中にあるのは非常にいいことだなというふうに思いました。それと、できれば学校のグラウンドの中にこういうふうな芝を張ったすばらしい環境があれば、もっともっとすばらしい教育環境になるのではないかなというふうに私は思うわけですが、何とかこれが実現できないものかと思って、私は、インターネットで調べてみたら、横浜市で、学校の校庭に、ちょっとパターンは違うのですが、小学校に一枚、中学校に一枚、それぞれ一枚ずつそういった芝を敷き詰めた校庭を持つ公立の学校が存在をするということを知ることができました。横浜市というのは、昨年の二〇〇二年FIFAワールドカップの日韓共催で決勝戦が行われた土地でございます。芝というものに関して特別理解がある土地なのかなというふうに思いますけれども、だからといって別府市で実施できないわけではないというふうに私は思います。

そういう意味で、これから校庭のグラウンドの芝生化、このことについて私は提言をしたいと思うのですが、どうぞございましょうか。

○教育総務課長（杉田 浩君） お答えいたします。

現在、東山小・中学校の校庭が、一部芝生となっておりますが、これはハングライダーの着地場だった関係でございます。グラウンドの芝生化ということであれば、現在、建設中の南小学校が、初めての試みでモデル的に芝生化に取り組むよう計画しております。

○一番（長野恭紘君） 学校グラウンドの芝生化については、まださまざまな効果というのがあるわけですが、何点か紹介いたしますと、弾力性に富んでいて、安全面の上でも大変これは効果的である。また、地域の人々や高齢者との交流活動に十分活用ができるというようなことであるとか、砂塵飛散害というのがあります。学校の校庭にある砂を巻き上げて、外の近隣の家、お住まいの家にこの砂が飛び込んで被害をもたらすというものでありますが、当然芝でございますので、こういった被害というのは防止できる。具体的にはそういった効果というものもあるようでございます。

それで、今、課長の方から南小学校の校庭の芝生化についてお話が出ましたが、計画している面積、また費用等についてお尋ねしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○教育総務課長（杉田 浩君） お答えいたします。

南小学校の校庭は、約五千七百平米ございますが、その約三分の一の約千九百平米を路盤からやり直し、芝生化するよう計画しております。芝生化の費用は、約一千万円を見込んでおります。

○一番（長野恭紘君） 南小学校のことは、今の御答弁でよくわかりましたが、今後の計画として他校についてであります。どのようにお考えであるのか、お伺いしたいと思います。

○教育総務課長（杉田 浩君） 今後につきましては、財政上のこともあり、関係課と協議しながら計画的に取り組んでいきたいと考えております。

○一番（長野恭紘君） それはもうぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思うのですが、また、今九月議会の補正で西部地域児童福祉施設の用地の先行取得が出ております。この施設というのは、将来、この地域の児童福祉・子育ての中心機能を備えるものとして大変地域では期待をされているものでございますが、こういった施設にもぜひぜひこういった芝で遊べる三世代交流という観点で見たときの、上に老人ホームもあるわけですから、遊べるこういう施設というのも考えてみてはどうか。これは児童家庭課、今をときめく阿南課長さんの所轄であると思いますが、（笑声）福祉部長、ぜひ……、課長がいませんから、ぜひこのことについても検討していただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

それでは、次の質問項目に移りたいと思います。P F I方式についてお尋ねをいたしたいと思います。

まずP F I、大変難しい言葉であります。まず、このP F Iというものの意味を確認させていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

P F Iは、「プライベート・ファイナンス・イニシアチブ」という頭文字をとった称号であります。平成四年ごろからイギリスで本格的に導入されておきまして、日本におきましても、国や地方自治体の近年の深刻な財政事情という背景に、平成十一年の七月にP F I推進法が施行されております。P F Iを直訳ということになりますと、「民間資金主導」という形になるわけですが、従来、公共部門が実施しておりました社会資本整備などの公共サービスを民間部門の資金・技術を導入しまして、民間事業者を中心に公共施設等の建設及び管理をする方式というふうに理解をしております。

○一番（長野恭紘君） 要するに民間活力を利用して公共施設等の建設及び管理を行うということであるということ、今の御答弁でよくわかりました。最近一番驚いたのは、東

京の赤坂にある衆議院の議員宿舎、この議員宿舎が、私が独自で調べたところによりますと、大手ゼネコン二社が、このPFI方式を活用して建物を建てるということがどうも決まって、今、工事が着工いたしたようでございます。国の代表である国会議員が住む宿舎でさえこのPFIという方式を採用しているわけでありまして。その意義というのは、やはり地方に対してのアピールという側面があるかと思えます。同時に、国の財源確保、財政というのが大変逼迫をいたしております、そこらあたりの問題もあるのかなというふうに思いますが、当然国だけではなくて、今後、別府市においても税収の落ち込み等々において非常に税源の確保が難しいという状況が予想されるわけでありまして、そこで、改めてPFIのメリットについて、当局はどのようにお考えでございましょうか。よろしくお願ひします。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

メリットということでございますけれども、民間の厳しい競争環境の中で生まれてきます経営ノウハウ、技術、資金調達を最大限に活用することによりまして、公共サービスのライフサイクルコスト、これは生涯費用ということになるかと思えますが、これを削減・縮減することが、最大のメリットというふうに書かれておるところでございます。具体的には、コストの削減、公共サービスの質の向上、支出の平準化、運営の効率化が期待されるということが、主なメリットというふうに認識しております。

○一番（長野恭紘君） 別府市規模の都市でPFIの活用というのは、なかなかチャンス自体が少ないのかなということは、よくわかっているわけでありまして、先ほど申し上げたように税収の落ち込み等々による財源不足が懸念をされている中で、この手法というのは、チャンスがあれば積極的に活用していくべきだなと私は考えております。

次に、県内のPFIを採用した施設があれば、教えていただきたいと思ひます。また、全国的にどの程度このPFIの方式によって施設がつくられているのか、把握していれば教えていただきたいと思ひます。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

大分県では、平成十三年に大分県消費生活、これは男女共同参画プラザという形になっておりますが、これが建設をされております。それから、最近の新聞報道で、大分市では鶴崎支所と植田支所を、仮称ではございますけれども、総合市民行政センターという形でPFIで同時施行したいというふうな報道がなされております。

次に全国的ということでございますが、平成十四年度末現在で全国で九十四事業、内訳は、国の事業が二十事業、地方自治体が七十三事業、その他一事業が、PFIで施行されております。これは前年度に比べますと、ほぼ倍増という形の数字になっております。

○一番（長野恭紘君） ただいまの答弁で、全国的にはPFIの活用は、前年度に比べてほぼ倍。大分県、大分市においても、PFIの活用というものが急速に広まっているとい

うことがよくわかりました。先ほども申し上げましたけれども、このP F Iという方式をこれから、先ほど申し上げたような理由で積極的にこれから活用するべきであるというふうに思っております。

また、現在、別府市におきましてP F Iを活用する公共施設の整備計画等々が、現在で結構です、あるのかどうか教えていただきたいと思えます。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

P F I事業でございますが、俗に言う大型事業に適用されるわけでございますが、その目安が、大体十億円程度の事業というふうに指摘されております。具体的にP F Iを活用します別府市の整備計画は、現在はございません。しかし、P F Iの活用につきましては、今、行革審等におきまして、P F Iをどんどん導入すべきだというような審議がなされております。当然、今後の公共施設の整備につきましては、P F I方式という形が選択肢の一つということになるかと思えます。

○一番（長野恭紘君） ぜひ積極的な御議論を、よろしくお願いをしたいと思えます。

P F Iの意義及び別府市の計画・考え方というのは今の御答弁でよくわかりましたが、先般六月議会の中で当局の説明と、また市長さんの御答弁の中で、学校施設をこのP F Iを使って建設することも検討したいという旨の発言があったと私は認識いたしておりますが、そのP F Iを採用した他都市の教育施設、P F Iを使った教育施設というのは、ちょっとぼんやりしていて、私もびんと来ないものですから、他都市の例があって、その状況等がわかりましたら、具体的に教えていただきたいと思えます。

○教育総務課長（杉田 浩君） お答えいたします。

平成十五年八月現在で、学校等義務教育施設でのP F Iの事業を実施した施設は、東京都調布市の小学校とプール、島根県八雲村の給食センター、千葉県市川市の中学校舎、給食室、公会堂、保育所等の十一市町村の事例がございます。この中で滋賀県野洲町が、小学校及び幼稚園の整備並びに維持管理事業を実施していますので、概要をかいつまんで御説明申し上げます。

野洲町が、P F I事業を実施したのは、一つには、企画・設計・建設維持管理業務を民間業者に一括して実施させることで、ライフサイクルコストを最小とすることが期待できる、二つ目に、民間業者の創意工夫・ノウハウを活用することが、効率的かつ効果的な公共サービスの提供につながる、三つ目に、財政支出の削減・効率化、財政支出の平準化効果などにより、財政構造改革の推進に大きく寄与するというようなことで、同時に、より多くの公共サービスを安定して提供することが可能となる等により、事業期間全体を通じた町の財政負担額は、およそ一七%縮減できると推計したと聞いております。

○一番（長野恭紘君） よくわかりました。また別府市の学校施設、先ほど一般の施設に対して申し上げましたが、別府市の学校施設に対しての将来P F I導入については、どの

ようにお考えでございましょうか。

○教育総務課長（杉田 浩君） お答えいたします。

今後、学校を新築するような計画が生じた場合には、当然PFI方式も一つの選択肢として検討していきたいと考えております。

○一番（長野恭紘君） 非常に学校施設というものは公共性が高くて、何よりもやっぱり子供たちが教育を受けて生活をする場であるということでありますので、慎重な審議をどうぞよろしくお願いを申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

次に、観光行政についてでございます。

まつり・イベント検討委員会のことが、先ほど数名の議員さんからお尋ねがありました。私が聞いたかった内容についても、先ほど麻生議員さんが質問をしていただきましたので、改めて確認という意味でお尋ねしたいと思います。

このまつり・イベント検討委員会というのが、第一回の会合が開催をされたわけですが、これは、廃止することを前提として論議がされているということで間違いはないでしょうか。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

議員指摘のように、八月五日に第一回目の検討委員会を設立しまして、経過と歴史から検証するというところで、別府の四大まつり・イベントの推移と現状報告及び観客動員数の推移を委員の方に説明させていただきまして、また、その次回開催に向けまして、各委員にまつり・イベントの問題点、改善点及び新たな提案を、アンケートではございませんけれども、お願いしましたところ、多数の委員より問題点、改善点、それから提案をいただいているところでございます。特に別府八湯温泉まつりに対する思いは、委員の皆様方一緒で、何とかしなければいけないなという御意見が多く寄せられております。

そういった中で、先ほど議員がおっしゃいます、廃止するかということでございますが、今後、検討委員会の中で、統合、廃止を含めて審議していただいて、各委員より提出していただいた改善点、問題点をもとに調査・分析いたしまして、評価する中で魅力あふれるまつり・イベントの構築を図りたいと考えておるところでございます。

○一番（長野恭紘君） ありがとうございます。全国的に有名なお祭りというのは、やはり長い間歴史と伝統に培われた、またそのにおいというか、独特な雰囲気というのがしみついたものであるというふうに私は思っております。別府市におきましては、長い間市民に愛され続けてきた祭りと申しますと、私は、一番にやはり頭に上るのは、温泉まつりです。そしてまた、もう一つ、私がちっちゃいころ記憶しているのは、火の海まつりという祭りがありました。今、恐らく名前を変えて「別府サマーフェスタ」というような呼ばれ方をされていると思いますが、このサマーフェスタというのは、私もそうなのですが、恐らく県内外から来られる方も、やっぱり「火の海まつり」というこの名前に対して

愛着が非常に深いのではないかな。これは私も含めてであります。名前を変更することによって内容・規模、これもまつり・イベント検討委員会の中で、市長、ぜひ検討をしていただいて、名前の復活、また、先ほど「統合」という言葉が出ましたが、やはり一つのイベントをつぶしてでも、「つぶす」と言ったら表現は悪いですが、中止、廃止してでも温泉まつりや火の海まつり、こういう祭りに集中的にお金を投入するというのが、これから子々孫々伝えられていく別府市の歴史・伝統ある祭りということにつながっていくのではないかというふうに、私は期待をいたしているわけでございます。

しかし、大変残念なことに、もう別府のまつり・イベントというのは、私も本当にそういうふうに思うのですけれども、選挙であるとか政治であるとか、そういったものに何か影響され続けているような気がしてなりません。もうちょっと言えば、市長が変わるたびに祭りの内容であるとか規模であるとか、そういったものが変わってきているというのが、私は現状であるというふうに思っております。

あと、もう一つ言わせていただければ、これも私の幼いころの思い出としてあるわけですが、「わいわい市」というのが昔あったと思います。これは、よく皆さん御存じだと思っておりますが、よく父と母に連れられて綿菓子を食べたり、いろいろな焼きそばを食ったり、いろいろな幼いころの思い出というのがあるわけでございます。それで、恐らく浜田市長も、私の一個上の先輩と二つ上の先輩、私、今二十八ですから、二十九の男の子と、「子」と言ったらおかしいのですが、二十九のお子さんと三十のお子さんが、私が把握している限りではいらっしゃると思います。同じ世代の子を持つ親として、やはりこの「わいわい市」にも昔行かれたのではないかというふうに思っているわけでありましたが、私は、この「わいわい市」もぜひ、何に関係して復活をさせていくかということは、これはまた議論をしていただきたいのですが、ぜひ「わいわい市」、あの活気、にぎわいというのは、私は、本当に幼いながらに圧倒されたなという記憶があるのですが、この「わいわい市」の復活をさせるべきであるというふうに思っております。

浜田市長は就任以来、まつり・イベントということについて人並みならぬ考えということで、決意でまつり・イベント検討委員会等も開催をされたというふうに私は思っておりますが、市長の「わいわい市」、また、「わいわい市」だけではなくて、祭りに関しても特別な思いがあると思うのです。その思いを市長さんの口で直接お答えいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○市長（浜田 博君） 全くあなたの提言の、そしてまた思いも一緒でございます。同じ年代の子供を持つ、親子連れであなたのお父さんと同じ行動をとりました。そういう意味でまつり・イベントの見直しも、基本的にはすばらしい、まず別府市民が参加してよかったと、全市民の総参加の祭りを私は希望している。そういうこととまつり・イベントというのは、一つは観光立市で、住んでいる人も楽しむ、と同時に来ていただくお客さんも別

府に行こう、別府ならではの祭りが実現できないかなというのが私の思いでございまして、そういう意味でまつり・イベント検討委員会に期待をいたしているところでございます。よろしく申し上げます。

○一番（長野恭紘君） 市長さんの、熱い思いが伝わってまいりました。ぜひ積極的な議論をしていただいて、先ほど申しあげました「わいわい市」を含めまして、すべてのまつり・イベントに、先ほど申しあげたように廃止を含めて集中的に温泉まつりであるとか、火の海まつりであるとか、こういったものにお金を投入する。これはもう市民の感情からしても、決してこれは悪くないものだというふうに私は思っております。ぜひこういった議論をお願いして、市長の強力なリーダーシップのもとにこれからこのまつり・イベント検討委員会等々もぜひ積極的な議論もお願いをしたいなというふうに思っております。それでは、次の質問に行きたいと思えます。

ラクテンチについてですが、これは、ちょっと今の時期は大変微妙な時期でありまして、ちょっと時間の関係もありますので、また、このラクテンチの問題については、一民間企業ということもありますので、時期が来たときにまた質問していきたいなというふうに思います。

続きまして、スポーツ観光について行きたいと思えます。

まず、総合体育館・べっぷアリーナについてお尋ねをしたいと思えます。

市民が待望した、また室内競技団体関係者、また中体連、また高体連の方々が、待望久しかったこのすばらしいべっぷアリーナが完成をしたわけでありまして、七月十三日に落成をして、今一カ月半が経過しようとしています。現在の総合体育館の予約状況というのはどうなっているのでしょうか、教えてください。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

総合体育館の予約状況ということでございます。八月末現在で、十五年度は全国大会が二大会、西日本大会が五大会、九州大会が十四大会、県大会が二十七大会、それと合宿が三合宿の計五十一件の大会・合宿の予約をいただいております。

ちなみに、その費用対効果は、観光動態消費額算定数値から約三億八千四百万円の経済効果が見込まれるところでございます。

○一番（長野恭紘君） 予約状況は、よくわかりました。

また、予約の方法、予約のとり方というのはどうなっているのでしょうか、教えてください。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

予約の方法は、九州大会以上の大きい大会につきましては、大会開催のための準備期間も必要となってきます。そこで、大きい大会につきましては、随時優先的に予約を受け付けしております。県大会や市の大会につきましては、毎年二月に翌年分の日程調整をいた

しまして、予約を受け付けしております。その他の利用につきましては、毎月十五日に翌月分の調整会議をして受け付けをしております。

○一番（長野恭紘君） 予約した者勝ち、早い者勝ちということではなくて、大きい大会は準備の関係もあって優先的にということでございます。それから、その他については、調整会議を行って実施の予約を受け付けているということ認識をいたしました。

いつも問題になるのだと思うのですけれども、せっかくすばらしい施設が地元にできても、市民の皆さん方が、自分たちの税金も投入しているのだから、ぜひ空いているときは使いたいという希望があると思います。その市民の利用とスポーツ観光という、この推進するためのイベントの誘致の兼ね合いにつきまして、別府市は、市民とこのスポーツ観光についてどのようにお考えでございましょうか、教えてください。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

この総合体育館は、市民の健康増進や体力向上のための生涯スポーツの場、それともう一つは、別府市の活性化につながるスポーツ観光の推進を図るための中核となる施設という二つの基本理念を掲げております。この二つの基本理念がともにもうまく達成できるよう運営をしていきたいと考えております。

○一番（長野恭紘君） 市民の健康増進、スポーツ観光の推進、この二つの車輪で、兼ね合いは難しいと思いますが、現在は私はうまくいっているのではないかなというふうに思います。せっかくすばらしい施設ができたわけでありますから、今の基本理念のもとで、ぜひこれからも頑張っていたきたいというふうに思っております。

次に、イベント誘致をより効果的に推進をするために、大会に対しての助成金制度というのがあると思います。この助成金制度の基準はどうなっているのでしょうか。

○スポーツ振興課長（二宮 司君） お答えいたします。

まず、この補助金制度の名称は、「別府市スポーツ大会開催補助金」と言い、スポーツ大会を別府市で開催し、市内の宿泊施設に宿泊した場合、宿泊人数の規模に応じ主催者に補助金を交付するものでございます。その基準は、宿泊延べ人数を五十人未満から千人以上までの十二の規模に分け、最低で二万円、最高になりますと四十四万円を交付するものでございます。

ちなみに、十四年度実績で合計十八の大会に二百二十七万円の補助金を交付しております。

○一番（長野恭紘君） よくわかりました。また、イベント誘致をするためには、営業、つまり誘致活動というのが重要であると思います。ちょっと時間がないので先を急ぎたいと思うのですが、イベントの誘致活動については、十三年度に専任が二人、兼任三名、計五名体制で行われているというふうに把握をいたしておりますけれども、私ども議員も、年に数回行政視察ということで、他の都道府県に出ていくわけであります。先輩の黒木議

員あたりは、ほかのところに行ったときに別府市のパンフレットを配るという、別府市市議会議員としてやはりセールスマン、営業マンとして別府市の宣伝というものを行っているというふうに聞いて、ああ、これはすごいな、先輩ながらすばらしいなというふうに私は思いました。（発言する者あり）スポーツ観光という観点から、私も、行政視察でせっかく行くのでありますから、アリーナであるとか別府市のパンフレットを持って、ぜひ行政視察に旅立ちたいなというふうに思っております。このことを私もお誓い申し上げて、次の質問に移りたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、最後二番目ですね、新野球場建設についてであります。先ほど国実議員の方から同様の質問がありまして、重複する部分については割愛したいというふうに思っております。

べっぷアリーナと並んでスポーツ観光の柱となるのが、私は、この新野球場の建設であるというふうに思っております。また、旧別府球場の跡地にべっぷアリーナが建ちました。このべっぷアリーナを建設するときの前提条件として、やはり新野球場の建設というものがあつたと認識しているのですけれども、当初、この新しい球場の建設ということについて、どのようにする計画であつたのでしょうか、お答えいただきたいと思っております。

○建設部長（亀岡丈人君） お答えいたします。

べっぷアリーナ建設時にどういう計画であつたか、新野球場に対してどういう計画であつたかということですが、平成十二年四月に設置されました別府市総合体育施設建設等検討委員会におきまして、新野球場建設地について数カ所から選定して、四番議員さんにも御答弁差し上げましたが、実相寺中央公園の第二多目的広場が最適であるという答申を受けております。その時点、べっぷアリーナの建設が、平成十三年度から三カ年事業として実施いたしました。そのときには体育館建設事業完了後、早期に工事着手できるように取り組んでいく計画でございました。

○一番（長野恭紘君） やはりアリーナ建設の前提条件として新野球場の建設があつたということであると思っております。昨年、別府市新野球場建設推進協議会、稲尾さんが会長のこの協議会が発足をいたしまして、この報告を受けているようでございます。その内容というのは、どんな内容でございましょうか。

○建設部長（亀岡丈人君） 昨年、別府市新野球場建設推進協議会の報告を受けました。その内容といたしましては、市民野球の育成からプロや社会人の大会誘致が可能な施設という建設コンセプト、また建設予定地、施設概要並びに周辺整備の御提言をいただいております。

○一番（長野恭紘君） 稲尾さんという知名度のある方、名のある方をせっかくというか、わざわざ協議会の会長につけているにもかかわらず、球場の建設というものが、当初計画よりおくられている理由というのは、先ほど国実議員の質問に対しての御答弁の中でよくわ

かりましたが、いろいろな問題があるのだと思います。しかしながら、具体的に新野球場ができるのかできないのかということを含めて、これがやはり、私も野球をする者の一人として一番の関心事であるわけでございます。建設時期というのは、大体いつごろになるのか、お答えいただければ、お願いいたします。

○建設部長（亀岡丈人君） その前に、今に至る経緯をちょっとお話ししたいと思います。四番議員さんにも御答弁差し上げましたが、建設場所に一部民有地がございます。これは、十四年度から用地交渉を行っているわけでございますが、いまだに現時点で了解をいただいております。また、そのほか交通アクセス、また財源確保の問題、この財源確保といいますが、実相寺中央公園、当然、野球場を公園施設として国の補助事業で建設するという計画でございました。県と事務折衝する中で、別府市の野球場は国体関連ではまだないと。当然、別府市の総合体育館が二巡目国体の大会の施設ということで優先的、またかなりの額の補助をいただいております。また、県には二巡目国体の野球場用地、またほかのもろもろの施設の補助事業がございます。まずそれをやるのだという県の意向でございます。それでは私どもが困るということで、先般、市長が――稲尾さんも同行していただきましたが――知事の方に御協力をお願いに行ったわけでございます。

そういう中で、建設時期ということでございますが、まず未買収地、これを何としてでも御了解をいただいて、それをいただきましたら、すぐさま基本設計を策定しまして、地元の皆様の御了解を得まして、早期に着手したいということでございます。

○一番（長野恭紘君） 具体的な着工の時期等については、今述べていただけませんでした。私は、十六年度か十七年度にはできれば着工をしていただきたいし、恐らくしていただけるものというふうに思っておりますが、その希望的な観測も含めてで結構なのですが、そこら辺のことというのも、なかなか言いにくいでしょうか。まあ言いにくければ、もう結構です。先を、ちょっと時間がないので急ぎたいと思います。

新野球場が完成した後の管理運営についての計画でございます。ちょっと時間がないので、把握している範囲で申し上げたいと思いますが、直営と委託というものが考えられるということでございまして、もう一つ問題になるのは、建設費の方は十五億円ということでお聞きをいたしております。また、それに伴ってやはり年間ランニングコストというものがかかるわけでございます。このランニングコストについては、県南の佐伯や津久見といった類似施設を独自に調査しましたら、恐らく年間九百万円から一千万円ぐらい必要になるであろうということでございます。恐らくこの数字にほぼ間違いはないのではないかとこのように思います。しかしながら、基本設計ができていないということで、コストがなかなかわからないと思うのですけれども、やはりまず民間の企業がやる場合には、年間のランニングコストというものがあって初めて建設ということになるのだと思います。民間と行政というのは違うというのは、よく理解をしておりますけれども、やはりこういう

年間幾らかかるのかということも含めて、最初から建てることを前提にべっぴアリーナが別府球場の跡地に建っているわけですから、ぜひこういうふうなことも初めからできれば検討をするべきだったのではないかなというふうに思います。

また別の話になりますが、当初の計画にのっとって平成十七年度にシルバー野球の全国大会を招致するということが、もう決まっていたようでございます。平成十七年度には、もうこれは間違いなく間に合いません。間に合いませんから、実は千人規模の宿泊者を伴う大きい大会であるというふうにお聞きをいたしております。このシルバー野球が、平成十七年度にもう間に合いませんから、ぜひ平成十八年、十九年、先々必ずこのシルバー野球は、別府市のこけら落としとしても構いません、このシルバー野球を別府市に呼んでいただいて、大きな経済波及効果というのでも期待できるわけありますから、ぜひぜひこういうことも検討をしていただきたいというふうに思います。

また、杉乃井にオリックスという資本が入ってまいりまして、オリックス・ブルーウェーブという球団もあります。秋季キャンプ、プロ野球ですね、プロ野球の秋季キャンプ誘致ということも十分これは可能性があるというふうに私は思っております。オリックスに限らず、やはりこういうプロ野球の誘致ということも当然私は考えていかなければならないというふうに思います。現在の野球をする者として、たくさんの皆さん方がこの新野球場に期待をかけているわけですから、ぜひぜひ、時期は聞かれませんでしたけれども、早期の着工をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、最後の住宅リフォーム促進事業についてであります、大変申しわけありません、この事業を私は、ちょっとこれ、まだ研究段階で項目に上げてしまったわけですが、時間もありません。ですので、次の議会に回したいと思います。

最後に、思い切ってたくさんのご意見を申し上げました。冒頭にも申し上げましたが、私は、いつまでも市民の代表である、初心を忘れずに若さいっぱい頑張ってまいります。どうぞよろしくご意見申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、明日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。次の本会議は、あす定刻から開会いたします。本日は、これをもって散会いたします。

午後六時五十一分 散会

